美濃加茂市地域防災計画

美濃加茂市防災会議

第 1 編 総　則 1

第 1 節　計画の策定方針 1
1　計画の目的 2
2　計画の位置づけ 2
3　計画で扱う災害の範囲 2
4　計画の継続的検討 2
第 2 節　市、防災関係機関、市民、事業者の基本的な役割 3
1　取り組みの基本姿勢 3
2　基本的な役割 3
第 3 節　防災関係機関の業務大綱 5
1　美濃加茂市及び一部事務組合 5
2　岐阜県 5
3　指定地方行政機関 6
4　自衛隊、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊 6
5　指定公共機関 7
6　指定地方公共機関 7
7　公共的団体 8
8　防災上重要な施設の管理者 8
第 4 節　市地域の概要 9
1　自然的条件 9
2　社会的条件 9
3　市地域の地質及び特色 9
4　本市に影響を及ぼす可能性のある活断層 10
第 5 節　被害想定等 11
1　地震災害 11
2　浸水被害想定 12
3　土砂災害警戒区域 13
第 6 節　災害対策本部等の体制 14
1　本部員会議 14
2　市本部長の職務代理者の決定 14
3　現地災害対策本部 14
4　緊急に対応する職員体制 14
5　災害対策本部各班の事務分掌（下記に示す他、災害状況により柔軟に対応する。） ... 15
6　証票等 18

第 2 編 災害予防対策 19

第 1 項　市民協働による防災力向上 20
第 1 節　市民の防災力の向上 20
1　市民による自助の備え 20
2　自主防災組織の防災力の向上 21
第 2 節　事業者の防災力の向上 22
1　事業者の防災活動体制の強化 22
2　事業者の防災への備えの強化 22
第 3 節　学校における防災力の向上 23
1　学校防災体制の整備推進 23
2　防災マニュアル等の作成推進 23
3　学校における防災教育・訓練の実施 23
第 4 節　災害ボランティアとの協働体制の強化 24
1　活動環境の整備 24
2　人材等の育成 24
3「災害ボランティアセンター活動マニュアル」の活動指針の推進 24
第 2 項　災害に強いまちづくり 25
第 1 節　防災拠点の整備 25
1　地域防災拠点の整備 25
2　県広域防災拠点との連携 25
3　所有者不明土地の活用 26
第 2 節　洪水災害予防対策の実施 27
1　水防施設の整備 27
2　警戒、避難体制の整備 27
3　たん水防除事業 28
4　加茂川総合内水対策事業 28
第 3 節　土砂災害予防対策の実施 29
1　土砂災害等に関する市民への啓発 29
2　土砂災害警戒避難体制の整備 29
3　土砂災害警戒区域等における避難対策 30
4　砂防及び治山事業等 30
第 4 節　地震災害予防対策の実施 31
1　建築物の防災対策 31
2　道路施設等の防災対策 32
3　都市の防災対策 32
4　地盤の液状化対策 33
5　老朽ため池等の防災対策 33
第 5 節　ライフライン施設対策 34
1　水道施設 34
2　下水道施設 35
3　電気施設、ガス施設、通信施設 35
4　ライフラインの代替機能の確保 35
第 6 節　孤立地域防止対策 36

1 通信手段の確保.....36
2 災害に強い道路網の整備.....36
3 孤立予想地域の実態把握.....36
4 備蓄.....36
第 7 節 原子力災害対策の推進.....37
1 災害応急対策への備え.....37
2 モニタリング活動体制の整備.....37
第 3 項 的確な防災情報処理の実施.....38
第 1 節 防災通信体制の充実.....38
1 防災行政無線の充実.....38
2 通信手段の確保.....38
3 市民への情報提供方法の充実.....38
第 4 項 災害対応能力の向上.....40
第 1 節 防災訓練の実施.....40
1 訓練方法.....40
2 防災訓練.....40
第 2 節 広域防災体制の確立.....41
1 県域を越えた広域相互応援.....41
2 県内の災害時相互応援.....41
3 公共機関及びその他事業者間の相互応援協定.....41
4 受援体制の整備.....41
第 3 節 行政機関の業務継続体制の整備.....43
1 行政におけるBCPの作成.....43
2 被災者支援システムの運用体制の整備.43
3 電算情報システムの維持及び情報の保持.....43
第 5 項 災害の予防と被害軽減対策.....44
第 1 節 火災予防計画.....44
1 消防体制の整備と指導.....44
2 消防団員等に対する訓練.....45
3 火災予防啓発.....45
4 防火対象物の火災予防.....45
5 文化財施設の防災.....46
6 火災警報等の取り扱い.....46
7 林野火災予防対策.....46
第 2 節 災害救急医療体制の整備.....47
1 災害救急医療マニュアルの整備.....47
2 災害医療体制の整備.....47
3 効率的な医療の確保.....48
4 災害派遣医療チーム（DMAT）との連携体制の整備.....48
5 疫病予防対策.....48
第 3 節 緊急輸送網の整備.....49
1 緊急輸送道路の確保.....49
2 地域内輸送拠点施設の確保.....50
3 ヘリコプター緊急離着陸場の確保.....50
第 4 節 避難対策の充実.....51
1 避難対策.....51
2 指定避難所等.....51
3 指定緊急避難場所.....53
4 避難行動要支援者等の避難誘導体制の整備.....53
5 帰宅困難者対策.....53
6 広域避難体制の整備.....53
7 在宅避難者等の支援.....53
8 車中泊避難者の支援.....53
9 避難情報の把握.....53
10 デジタル技術を活用した被災者支援....53
第 5 節 備蓄体制等の整備.....55
1 備蓄による確保.....55
2 食料及び生活必需品の確保.....55
3 地域における防災資機材の整備.....56
第 6 節 災害時における要配慮者支援対策の強化.....57
1 要配慮者支援の仕組みの整備.....57
2 地域ぐるみの要配慮者支援.....57
3 要配慮者支援のための防災知識の普及 57
4 施設、設備、福祉避難所等の整備等.....58
5 人材の確保.....58
6 女性や子ども等に対する支援及び体制整備.....58
7 外国人に対する支援及び体制整備.....58
8 避難行動要支援者名簿の整備及びその活用.....59
9 個別避難計画の作成及びその活用について.....60
第 3 編 災害応急対策..... 62
***第1章 一般災害対策*.....62**
第 1 項 市民、事業所の初期活動.....63
第 1 節 災害時の市民の対応.....63
1 市民による情報収集.....63
2 市民の避難活動.....64

3 自主防災組織等の災害時の活動 64
第 2 節 災害時の事業所の対応 66
1 事業所による応急対策 66
第 2 項 応急体制 67
第 1 節 防災体制（一般災害） 67
第 1 市本部運用計画 67
1 市本部の体制等 67
2 体制等の特例 68
3 体制等の伝達 68
4 体制等の解除 68
第 2 職員への伝達及び動員計画 69
1 動員の方法 69
2 応援の要請 69
第 2 節 通信の確保 70
1 災害時における通信対応 70
2 通信の確保 70
第 3 項 緊急活動 71
第 1 節 情報の収集・伝達・広報 71
第 1 警報・注意報・情報伝達等の計画 71
1 警報等の把握 71
2 警報の伝達 71
3 異常現象発見時の対策 71
4 雨量観測等による気象状況の把握 71
第 2 被害情報の収集・伝達 72
1 被害状況の調査体制 72
2 調査及び報告等 73
3 調査、報告を要する災害の規模 73
4 情報の収集、報告 73
5 県への被害状況等の報告 74
第 3 災害情報の収集及び広報 76
1 災害情報の収集 76
2 災害情報の広報 76
第 2 節 避難活動 77
1 避難の勧告、指示 77
2 避難準備の情報 77
3 避難の周知 77
4 避難所の開設・閉鎖 77
5 避難誘導 78
6 避難所の開設及び収容保護 78
7 応援の要請 79
8 その他 79
第 3 節 救急・救助活動 81
第 1 救助活動 81
1 実施者 81
2 対象者 81
3 発見者の通報 81
4 救出作業 81
5 応援の要請 81
6 その他 81
第 2 応急医療活動 82
1 実施者 82
2 災害時医療体制 82
3 医療及び助産、救助の対象 82
4 実施の方法 82
5 医療品、衛生材料等の確保 84
6 岐阜県ドクターヘリの出動要請 84
7 医療等の範囲及び程度 84
8 その他 85
第 4 節 捜索活動・遺体収容 86
1 安否不明者・行方不明者の捜索 86
2 遺体の見分、処置 86
3 遺体の埋葬 86
4 その他 86
第 5 節 保健衛生対策・廃棄物対策 87
第 1 防疫・保健衛生対策 87
1 実施者 87
2 防疫の実施組織 87
3 防疫の種別 87
4 その他 88
第 2 応急保健活動 88
1 保健活動 88
2 精神保健 89
第 3 廃棄物対策 90
1 実施者 90
2 清掃班の編成 90
3 清掃の方法 90
4 がれき処理 91
5 その他 91
第 6 節 ライフライン施設の応急対策 92
1 水道施設 92
2 下水道施設 93
3 その他のライフライン施設 94
第 7 節 交通規制・緊急輸送対策 95
第 1 道路交通対策 95

1 緊急交通道路等の確保……95
2 交通規制の実施……95
3 規制の実施……96
4 市本部の措置……96
5 制限実施の要領……96
6 緊急通行車両の取り扱い……96
7 規制の標識及び迂回路の指定……97
第 2 緊急輸送手段の確保……97
1 自動車の確保……97
2 人力輸送……98
3 物資の引継ぎ等……98
4 応援の要請……98
5 輸送の記録……98
6 その他……99
第 8 節 消防・水防・ヘリコプター等対策……100
第 1 消防計画……100
1 消防団の出動……100
2 消防団の招集……100
3 応援要請等……100
4 火災報告……101
第 2 水防計画……101
1 警報等の取扱い……101
2 水防情報の収集……101
3 水防活動……102
4 非常警戒……102
5 警戒区域の設定等……102
6 決壊等の通報並びに処置……103
7 避難……103
8 応援等の要請……103
第 3 県防災ヘリコプターの活用計画……104
1 防災ヘリコプターの応援要請……104
第 9 節 災害時における要配慮者支援……105
1 在宅の要配慮者支援……105
2 社会福祉施設の対策……106
3 外国人支援……106
4 避難所以外の場所で滞在する被災者についての配慮……106
第 10 節 生活物資の供給……107
第 1 食料の供給……107
1 食料供給……107
2 その他……107
第 2 飲料水の供給……108
1 給水方法……108
2 応援の手続……108
3 水道の対策……109
4 その他……109
第 3 生活必需品の供給……109
1 実施者……109
2 対象者……109
3 世帯構成の調査報告……110
4 物資支給の基準……110
5 物資支給の期間……110
6 物資の配分・輸送……110
7 物資の保管……110
8 その他……110
第 11 節 孤立地域対策……111
1 孤立実態の把握……111
2 救助・救出活動の実施……111
3 通信手段の確保……111
4 食料品等の生活必需物資の搬送……111
5 道路の応急復旧活動……111
第 12 節 被災者の生活再建支援……112
第 1 災害救助法の適用……112
1 災害救助法適用……112
2 災害救助法適用基準……112
3 救助の種類と実施者……113
4 本部実施の応急救助と救助法との関係……114
5 救助実施状況の報告……114
6 災害救助法非適用地域に対する県からの財政援助……114
第 2 応急住宅対策……114
1 実施者……114
2 住宅確保等……115
3 住宅対策等の調査報告……116
4 仮設住宅の建設及び入居……116
5 社会福祉施設への入所……118
第 3 警備対策……118
1 被災地、避難場所、重要施設等の警戒警備の強化……118
2 市民等による地域安全活動……118
第 4 要配慮者の保護計画……119
1 社会福祉施設の対策……119
2 要保護児童への対応……119

3 生活保護法の適用 119
4 被災者に対する国民健康保険等の給付 120
5 災害見舞金及び弔慰金の支給 120
6 その他 120
第 13 節 産業応急対策 121
1 商工業の応急対策 121
2 観光客等の応急対策 121
3 畜産の応急対策 121
4 林地、林産物等の応急対策 122
5 危険物施設等の応急対策 122
第 14 節 文教関係の応急対策 124
1 施設等の応急対策 124
2 市立学校関係の対策 124
3 学用品の支給等 124
4 安全措置 125
5 その他 125
第 15 節 社会福祉施設の応急対策 126
1 対策実施上の留意点 126
2 入所者の安全確保 126
3 入所者の保育・保護 126
4 被害状況の調査、報告 126
5 災害弱者の受入れ 127
第 16 節 自衛隊派遣要請 128
1 市本部長の依頼による自衛隊派遣 128
2 自衛隊の活動 128
3 市本部の受入れ体制 129
4 要請事項の変更 129
5 費用の負担区分 129
6 撤収時の手続 130
7 その他 130
第 17 節 警察災害派遣隊 131
1 広域緊急援助隊等派遣 131
2 派遣部隊の任務 131
3 市本部の受入れ体制 131
第 18 節 緊急消防援助隊派遣要請 132
1 市本部長の依頼による緊急消防援助隊 132
2 緊急消防援助隊の活動 132
3 市本部の受入れ体制 132
4 その他 133
第 19 節 ボランティア対策 134
1 ボランティアの受入れ体制の確立 134
2 災害時のボランティア活動 134
第 20 節 被災動物(ペット)等の対策 136
1 実施内容 136
第 21 節 その他応急対策 136
第2章 地震災害対策 137
第 1 項 応急体制 138
第 1 節 防災体制(地震災害) 138
第 2 節 地震時の情報対策 140
1 地震情報等の収集、伝達 140
2 災害時の広報 140
3 被害情報等の収集、連絡 141
第 2 項 緊急活動 142
第 1 節 避難活動 142
第 2 節 消防対策 142
1 出火等の防止 142
2 初期消火 142
3 延焼の防止(火災防御) 142
4 危険物関係施設における災害拡大防止措置 143
5 負傷者等の救出及び救護 143
第 3 節 施設の応急対策 144
1 道路施設の応急対策 144
2 河川施設及びため池の応急対策 144
3 土砂災害防止施設の応急対策 144
4 治山施設の応急対策 144
5 公共建築物の応急対策 145
第 4 節 捜索活動・遺体収容 145
第 3 項 東海地震に関する対策 146
第 1 節 東海地震に関する対策の目的 146
第 2 節 東海地震予知情報等への対応 146
1 東海地震予知情報等の種別・基準 146
2 職員動員体制 147
第 3 節 東海地震予知情報等の広報 148
1 注意情報発表時の広報内容 148
2 警戒宣言発令時の広報内容 148
3 広報文例 148
第 4 項 南海トラフ地震に関する対策 149
第 1 節 総則 149
1 南海トラフ地震に関する対策の意義 149
2 南海トラフ地震に関する対策の性質 149
3 防災関係機関が地震発生時の災害応急対

策として行う事務又は業務の大綱 149
4 南海トラフ地震防災対策推進地域 149
第 2 節 関係機関との連携協力と確保 150
1 資機材、人員等の配備手配 150
2 他機関に関する応援要請 150
3 帰宅困難者への対応 150
第 3 節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備 150
第 4 節 南海トラフ地震臨時情報の受理・伝達 151
1「南海トラフ地震臨時情報」の発表 151
2「南海トラフ地震臨時情報」の伝達 152
3 対応の基本的な考え方 152
第 5 節 南海トラフ地震臨時情報発表時の活動体制 . 153
1「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」発表時 153
2「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」の発表後の調査結果に基づく情報発表時の体制 153
3「南海トラフ地震臨時情報」発表時の警戒体制 153
第 6 節 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)発表時の災害応急対策 155
1「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」等が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等 155
2 災害対応策をとるべき期間等 155
3 避難対策等 155
4 関係機関のとるべき措置 156
5 滞留旅客、帰宅困難者に対する措置 ... 158
第 7 節 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)発表時の災害応急対策 159
1「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)」等が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等 159
2 災害応急対策をとるべき期間等 159
3 市のとるべき措置 159
第 8 節 防災訓練 159
第 9 節 地震防災上必要な教育及び広報に関する対策 160
1 職員に対する教育 160
2 住民等に対する教育 160
3 相談窓口の設置 160
第3章 原子力災害対策 161
第 1 節 原子力災害への対応 162
1 市本部の体制等 162
2 災害情報の収集、連絡 163
3 緊急事態応急対策 165
4 災害廃棄物の処理 166
第 2 節 原子力災害の長期的対策 167
1 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表 167
2 各種制限措置の解除 167
3 風評被害等の影響の軽減 167
4 心身の健康相談体制の整備 167
第 4 編 災害復旧対策 168
第 1 節 災害義援金品の募集配分 169
1 募集配分機関 169
2 義援金品募集配分委員会 169
3 受入 169
4 集積 169
5 配分の基準 170
6 その他 170
第 2 節 公共施設災害復旧事業 171
1 災害復旧事業の種類 171
2 災害復旧事業の方針 171
第 3 節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成 172
1 法律等による一部負担又は補助 172
2 激甚災害に係る財政援助措置 172
第 4 節 被災者の生活確保 174
1 生活相談 174
2 り災証明書の交付 174
3 災害援護資金等 174
4 被災者生活の再建支援 174
5 市税等の徴収猶予、減免 174
6 生活保護制度による援助 175
7 住宅の応急修理及び障害物除去 175
8 災害公営住宅の建設及び入居 175
第 5 節 産業の復旧支援 176
1 被災中小企業への融資等の支援 176
2 農林漁業者関係者への融資 176

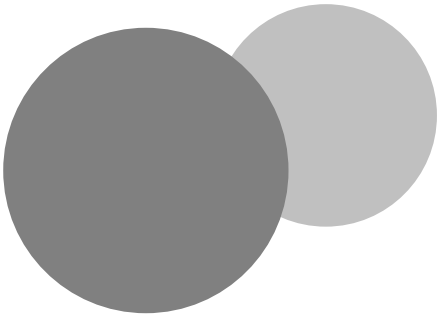

第 1 編　総　　則

第１節　計画の策定方針

１ 計画の目的

この計画は、市、防災関係機関及び市民並びに事業者が協働し、災害の予防、応急対策及び復旧計画に取り組むことにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害の軽減を図ることを目的とします。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能です。そのため、「自助」「共助」「公助」による「減災」を目的とした効果的な対策を推進します。そして、東日本大震災などの大災害や本市を襲った過去の災害の教訓を活かし、だれもが安全で安心して暮らせる「Walkable City Minokamo」の実現を図ることを目的とします。

２ 計画の位置づけ

この計画は、災害対策基本法第 42 条及び美濃加茂市防災会議設置条例第 2 条の規定に基づき、美濃加茂市防災会議が作成したものであり、国の防災基本計画、防災関係機関の防災業務計画、岐阜県地域防災計画との調整を図っています。また、水防法第 2 条に定める水防計画もこの計画に含まれています。

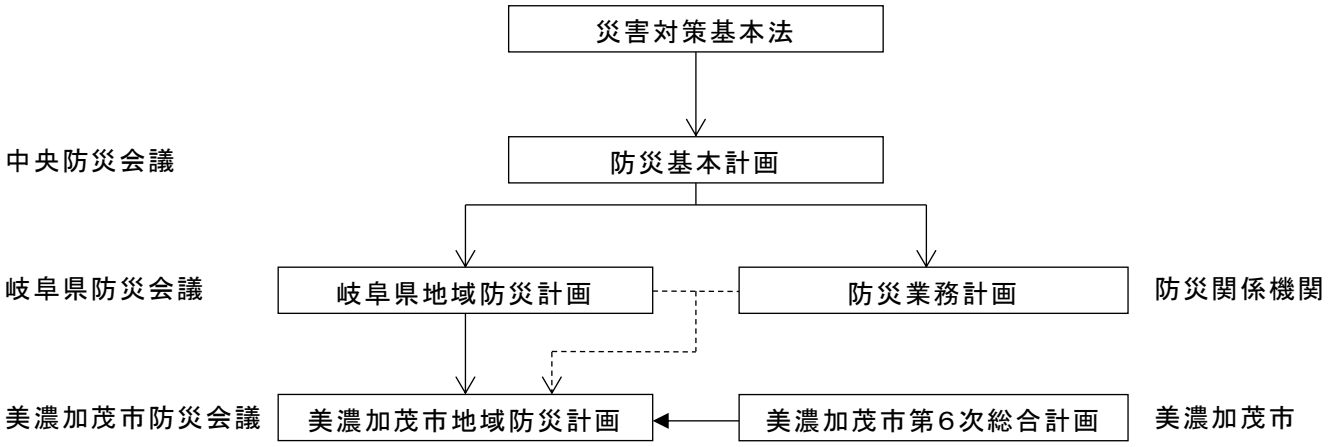

３ 計画で扱う災害の範囲

この計画は、次の災害を対象とします。

(1)　暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水による災害
(2)　地震による災害
(3)　大規模な火事、爆発による災害
(4)　放射性物質による災害
(5)　大規模な事故による災害

４ 計画の継続的検討

美濃加茂市防災会議は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、地域の社会情勢の変化、市・県等関係団体の組織変更、関係法令の改正、国の防災基本計画及び県地域防災計画等の修正に対応するため、毎年、この計画に検討を加え必要に応じて修正します。

第２節　市、防災関係機関、市民、事業者の基本的な役割

１ 取り組みの基本姿勢

災害から市民の生命と財産を守るためには、日頃から、市、防災関係機関、市民、事業者がそれぞれの立場で防災対策に取り組むとともに、災害が発生したときにはそれぞれが連携し、対応することが重要です。

２ 基本的な役割

(1)　市の役割

ア　市は、市民に一番身近な地方行政団体として、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関及び他の地方公共団体と連携し、災害予防、災害警戒及び災害復旧対策を行います。

また、市は、関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）の作成を進めるとともに、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて見直しを行い、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとします。

その他に、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等）については、あらかじめ、市は、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として利用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用を推進していきます。

また、道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めていきます。

さらに、消防機関の整備、市内の防災に関する公共的団体及び市民の自発的な防災活動を推進し、市の全体的な防災力の向上を図ります。

イ　市は、効果的・効率的な防災対策を行うため、ＡＩ、ＩｏＴ、クラウドコンピューティング技術、ＳＮＳの活用など、災害対応業務のデジタル化の推進を図ります。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るよう努めます。

また、限られた人員でも効率的に、激甚化・頻発化する災害に対応できるようにするため、災害時の情報収集、孤立地域対策、避難所の環境改善といった様々な場面においてデジタル等技術の活用を推進します。この際、ドローンや衛星通信を活用したインターネット機器や、高付加価値コンテナの活用による被災地支援など、災害対応上有効と認められるデジタル等新技術の活用場面や効果的な活用方法について、前向きかつ幅広に検討を進めるとともに、実災害時に適切に活用できるよう、平時から職員の操作能力の向上や新技術を保有する関係団体・民間事業者等との連携強化を図ります。なお、デジタル技術の活用に際しては、高齢者や障がい者など、その恩恵を受けられない人を生まないよう、きめ細やかな支援や取組みを一体で推進するものとします。

(2)　防災関係機関の役割

県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の防災関係機関は、地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、市や他の防災関係機関等と連携しながら防災活動を行います。

(3)　市民の役割

「自分の命は自分で守る」「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識を持ち、防災訓練や地域

の活動に積極的に参加し、各個人、各家庭、自主防災組織等の防災行動力の向上及び相互協力関係の強化、災害時の連絡体制の整備を進め、市民による災害に強いまちづくりを推進します。

大規模災害の対応においては、地域の防災力を最大限発揮するための組織的な活動が不可欠となります。市民は、災害が起こった場合の被害を軽減させるため状況に応じて、初期消火、被災者の救出・救護、避難、避難誘導、避難行動要支援者への支援、避難所での自主活動等を行います。

また、被災後においては、市民は、地域社会を支える一員として事業者、ボランティア及び市、その他の行政機関と協働し、自らの生活再建及び地域の復興を図ります。

(4)　事業者の役割

事業者は、従業員や施設利用者の安全確保、経済活動の維持、地域住民への貢献等、事業者が災害時に果たす役割を十分に認識し、防災活動を推進します。

日頃から、その管理する施設及び設備の耐震性の確保、食料・飲料水等の備蓄、消火、救出救助等のための資機材の整備、従業員の防災訓練や防災に関する研修等を積極的に実施します。また、地域における防災活動に参加するための体制の整備を推進します。

災害が発生した場合には、情報の収集及び伝達、消火、救出救助、応急手当、避難誘導等地域の防災活動に積極的に協力します。

第３節　防災関係機関の業務大綱

本市の防災に関係する機関及び処理する主な業務は次のとおりです。

１ 美濃加茂市及び一部事務組合

美濃加茂市 （消防団、民生委員・児童委員、その他市が委嘱する委員等を含む）	(1)　美濃加茂市防災会議及び美濃加茂市災害対策本部に関する事務 (2)　防災に関する施設、組織の整備、啓発及び訓練 (3)　災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査 (4)　災害の防除と拡大防止 (5)　救助、防疫等被災者の救助、保護 (6)　災害復旧資材の確保及び被災者救援物資の備蓄 (7)　被災者の生活確保及び地域の安定確保 (8)　市施設の応急対策 (9)　災害時における文教対策 (10) 災害対策要員の動員 (11) 災害時における交通、輸送の確保 (12) 被災施設の復旧 (13) 関係団体が実施する災害応急対策等の調整
可茂消防事務組合 （消防本部・中消防署・中央分署）	(1)　災害時の消防活動 (2)　災害時の水防活動 (3)　災害に関する情報の収集、伝達、啓発、指導 (4)　救急及び救助活動
可茂衛生施設利用組合	(1)　災害時のし尿処理 (2)　災害時の塵芥、不燃物の処理 (3)　災害時の火葬場の運営管理

２ 岐阜県

岐阜県 （加茂警察署、可茂保健所、可茂県事務所、可茂土木事務所等県の機関を含む）	(1)　岐阜県防災会議に関する事務 (2)　防災に関する施設、組織の整備と訓練 (3)　災害による被害の調査報告と情報の収集等 (4)　災害の防除と拡大の防止 (5)　救助、防疫等被災者の救助、保護 (6)　災害復旧資材の確保と物価の安定 (7)　被災産業に対する融資等の対策 (8)　被災県営施設の応急対策 (9)　災害時における文教対策 (10) 災害時における治安の維持 (11) 災害対策要員の動員、雇上 (12) 災害時における交通、輸送の確保 (13) 災害時における防災行政無線通信の確保と統制 (14) 被災施設の復旧 (15) 市町村が処置する事務及び事業の指導、指示、あっせん等

3 指定地方行政機関

岐阜地方気象台	(1)　観測施設の整備、維持及び観測資料等の収集、整理 (2)　防災気象情報の発表及び伝達 (3)　情報伝達及び連絡体制の整備 (4)　関係機関との連携による防災体制の強化 (5)　防災訓練の実施及び関係機関との協力 (6)　防災に関する知識の普及、意識の啓発
中部地方整備局 （岐阜国道事務所、木曽川上流河川事務所）	(1)　災害予防 ア　所管施設の整備と防災管理 イ　応急復旧用資機材の備蓄の推進 ウ　機動力を活かした実践的な方法による防災訓練の実施 エ　河川防災ステーション、緊急用河川敷道路、防災情報ネットワークなど防災関連施設の整備 (2)　初動対応 大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災地方公共団体等が行う災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するため緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE)及び現地情報連絡員(リエゾン)を派遣 (3)　応急・復旧 ア　水防のための警報等の発表、伝達と水害応急対策 イ　防災関係機関との連携による応急対策の実施 ウ　所管施設の緊急点検の実施

4 自衛隊、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊

陸上自衛隊 （第 10 師団第 35 普通科連隊） 航空自衛隊 （岐阜基地、小牧基地）	(1)　防災に関する調査推進 (2)　関係機関との連絡調整 (3)　災害派遣計画の作成 (4)　防災に関する訓練の実施 (5)　災事情報の収集 (6)　災害派遣と応急対策の実施
緊急消防援助隊 警察災害派遣隊	(1)　災害情報の収集 (2)　関係機関との連絡調整 (3)　災害応急対策の実施 (4)　災害時の救助救出活動

5 指定公共機関

通信事業者	(1)　電気通信施設の整備と防災管理 (2)　災害時における緊急電話の取扱い、電気通信の確保 (3)　電気通信施設の調査と復旧
鉄道事業者	(1)　鉄道施設の整備 (2)　電気通信施設及び電力施設の整備 (3)　列車の運転規制に係る措置 (4)　う回輸送等輸送に係る措置 (5)　列車の運行状況等の広報 (6)　鉄道施設等の応急復旧 (7)　鉄道施設等の災害復旧
電力事業者	(1)　ダム施設等の整備と防災管理 (2)　災害時の電力供給 (3)　被災施設の調査と災害復旧
日本赤十字社	(1)　医療、助産、保護の実施 (2)　災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 (3)　義援金の募集配分
自動車運送事業者	(1)　緊急輸送車両借上げに対しての配車 (2)　安全輸送の確保 (3)　災害対策用物資及び人員、輸送の確保 (4)　被災地の交通の確保
郵便事業者	(1)　災害時における郵便業務の確保 (2)　災害の状態及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策の実施

6 指定地方公共機関

土地改良区	(1)　農業用ため池等の施設の設備と防災管理 (2)　たん水防除施設の整備と防災管理 (3)　農地及び農業用施設の被害調査及び復旧
エルピーガス協会	(1)　ガス施設等の整備と防火管理 (2)　災害時のガス供給 (3)　被災施設の調査と災害復旧
報道機関	(1)　防災知識の普及と防災管理 (2)　災害応急対策等の周知徹底 (3)　社会事業団等による義援金の募集、配分
医師会 歯科医師会 薬剤師会	(1)　医療及び助産活動の協力 (2)　防疫その他保健衛生活動の協力 (3)　医薬品の調剤、適正使用及び医薬品の管理
水道協会 下水道協会	(1)　災害による上下水道施設被害の調査報告 (2)　災害の防除と被害の拡大防止 (3)　被害施設の応急対策と復旧

7 公共的団体

農業協同組合 森林協同組合 漁業協同組合	(1)　農林漁関係の被害調査等応急対策への協力 (2)　農林水産物等の災害応急対策についての指導 (3)　被災農林漁家に対する融資又はあっせん
商工会議所	(1)　商工業関係の被害調査、融資希望者の取りまとめ、あっせん (2)　災害時における物価安定についての協力 (3)　救助用物資、復旧用資材の確保についての協力、あっせん
社会福祉協議会 赤十字奉仕団 共同募金会	(1)　被災者の救助、生活支援、炊き出し活動の協力 (2)　災害ボランティア活動の推進 (3)　義援金品の募集、受付及び配分
建築建設関係団体	(1)　建築物及び構造物に係る災害調査及び応急対策 (2)　災害時における施設設備の応急復旧 (3)　被災者の救助活動の協力
自主防災組織、自治会 災害協力隊、 婦人防火クラブ 交通安全協会等地域団体	(1)　防災に関する啓発、資材の整備及び防災訓練 (2)　避難者の誘導、負傷者等の救出救護 (3)　災害時の初期消火 (4)　被災者への炊き出し、避難所の運営協力 (5)　災害に関する情報収集及び伝達

8 防災上重要な施設の管理者

病院等医療施設	(1)　災害時における病人等の収容及び保護 (2)　災害時における被災負傷者の治療及び助産 (3)　避難施設の整備及び避難訓練の実施
社会福祉施設	(1)　避難施設の整備及び避難訓練 (2)　被災時の入所者及び要介護者等の入所保護
学校法人	(1)　避難施設の整備及び避難訓練 (2)　防災に関する教育及び児童、生徒等の安全確保 (3)　施設の応急復旧及び災害復旧
金融機関	(1)　被災事業者等に対する資金の融資その他緊急措置
危険物取扱機関	(1)　ガソリン、高圧ガス等危険物の安全管理 (2)　災害時におけるガソリン、灯油等の供給
大規模小売店等生活物資取扱機関	(1)　災害時における食料品及び生活必需物資の供給

上記以外の機関及び処理する業務は、岐阜県地域防災計画に準じて行います。また、本市の防災に関係する団体及び事業者とは、応援協定の締結等により、災害時において有効な対応ができる体制整備を推進します。

第４節　市地域の概要

１ 自然的条件

(1)　位置・面積

本市は、岐阜県の中央部南端に位置し、東西 11.6 ㎞、南北 13.8 ㎞、面積は、74.81km^2（全国都道府県市区町村別面積調)で、県土面積の約 0.71％を占めています。

(2)　地勢

本市の北部は、美濃山地の南端に位置し、一部地域では急峻な地形もみられ、その山頂は、南西に向かって次第に低くなっています。

中部では起伏の比較的少ない丘陵地が広がり、小さな谷が複雑に絡み合うように伸びています。

東部及び南部では、木曽川や飛騨川に沿って平坦な地形が広がり美濃加茂盆地を形成しています。

(3)　気象

本市は、太平洋側気候に属しますが、盆地型の要素もあります。冬は、朝晩の冷え込みがありますが、降雪はほとんどなく、強い季節風も少なく、平均気温は 15.0℃で穏やかな気候です。また、年間降水量は、2,000mm 弱で全国平均に比べ少し多くなっています。

２ 社会的条件

(1)　人口

本市の人口は、57,000 人超です。地域別にみると、太田・古井地域の 2 地域で 5 割を超え、加茂野・下米田地域を含めた南西部 4 地域では、全体の約 8 割の人口が集中しています。

(2)　土地利用

本市の北部には森林が集中し、南部には農用地、宅地が集中しています。

(3)　産業構造

本市の産業構造は、第一次産業人口が数％、第二次産業人口が約 40％、第三次産業人口が約 50％で、県全体の産業構造と比較すると、第一次、第二次産業が高く、第三次産業が低くなっています。

３ 市地域の地質及び特色

(1)　山間部

三和・伊深地域の秩父古生層からなる山間部は、地震や豪雨に伴う山崩れや土石流による被害を受ける可能性があります。

(2)　丘陵地

山之上・蜂屋地域の新第三紀、中新世の火山堆積岩からなる丘陵地は、山間部同様、がけ崩れや土砂崩れによる被害を受ける可能性があります。

(3)　平野部

太田・古井・加茂野・下米田地域の第四紀洪積世以降の木曽川や飛騨川による堆積又は浸食作用により形成された平野部は、地震による被害を受ける可能性があります。

4 本市に影響を及ぼす可能性のある活断層

岐阜県には多くの活断層がありますが、特に次の活断層は本市に影響を及ぼす可能性があります。

(1) 揖斐川―武儀川断層帯（濃尾断層帯）：揖斐川町から美濃加茂市・坂祝町に及ぶ断層帯です。
(2) 長良川上流断層帯＜破壊が南進＞　：郡上市白鳥町から同市八幡町に及ぶ断層帯です。
(3) 屏風山・恵那山―猿投山断層帯　　：中津川市から愛知県豊田市に及ぶ断層帯です。
(4) 阿寺断層帯　　：中津川市から下呂市に及ぶ断層帯です。
(5) 高山・大原断層帯　　：高山市から郡上市に及ぶ断層帯です。
(6) 養老－桑名－四日市断層帯　　：垂井町から三重県四日市市に及ぶ断層帯です。
(7) 跡津川断層帯　　：富山県から飛騨市を経て白川村に及ぶ断層帯です。

第５節　被害想定等

１　地震災害

(1)　南海トラフ巨大地震（マグニチュード 9.0)の震度分布予測(岐阜県作成)

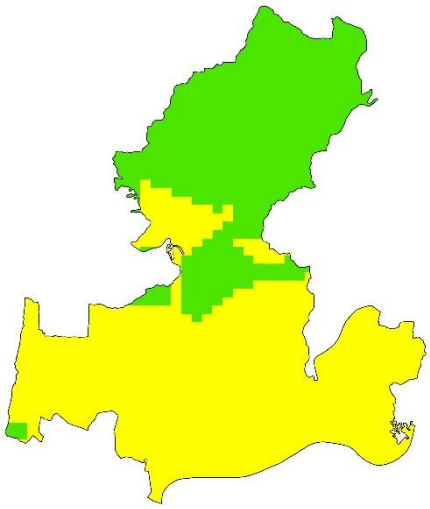

	震度階級	計測震度	被害想定
	震度７	6.5 以上	自分の意志で行動ができません。大きな地割れや地すべり、山崩れが発生します。
	震度６強	6.0 以上、6.5 未満	立っていられず、はわないと動くことができません。重い家具もほとんど倒れます。
	震度６弱	5.5 以上、6.0 未満	立っていることが難しく、壁のタイルや窓ガラスが壊れ、ドアが開かなくなります。

※マグニチュードが 1.0 上がると地震のエネルギーは約 30 倍になるため、従来想定されていた東海地震（マグニチュード 8.0）や東海・東南海地震（マグニチュード 8.3）と比較すると、非常に大きな被害が予想されます。

(2)　被害想定(岐阜県等の調査)

想定地震の震度、建物被害、人的被害、火災、避難者、帰宅困難者は下表のとおりです。

想　定　項　目				南海トラフ	揖斐川武儀川（濃尾）	長良川上流〈南進〉	屏風山恵那山猿投山	阿寺	高山大原	養老桑名四日市	跡津川
調査時期				23-24	H29.7～31.2				H23～24		
３０年以内に発生する確率（%）（算定基準日 2018.1.1）				70-80	不明	不明	0.2-2	6-11	0-5	0-0.7	ほぼ０
震度	最　大			６弱	６強	６弱	６弱	５強	５弱	６弱	５強
建物被害（棟）	揺れ	全　壊		93	756	145	24	1	0	12	
		半　壊		903	2,486	1,203	439	159	65	329	
	液状化	全　壊		269	157	67	3	3	1	16	1
		半　壊		407	237	101	5	5	2	24	1
	合計	全　壊		362	914	212	27	4	1	28	1
		半　壊		1,309	2,723	1,304	444	164	67	354	103
人的被害（人）	死者	発生時間	午前５時	5	50	9	1	0	0	1	0
			午後 12 時	2	19	4	1	0	0	0	0
			午後６時	3	29	5	1	0	0	0	0
	負傷者数	発生時間	午前５時	208	720	301	104	35	13	71	21
			午後 12 時	127	476	184	67	25	11	48	17
			午後６時	126	457	184	65	24	10	45	15
	重症者数	発生時間	午前５時	10	95	18	3	0	0	1	0
			午後 12 時	10	62	16	4	0	0	2	0
			午後６時	9	60	14	3	0	0	2	0
	要救出者数	発生時間	午前５時	24	220	41	6	0	0	3	0
			午後 12 時	14	107	23	4	0	0	2	0
			午後６時	17	142	28	5	0	0	2	0
火災（件）	炎上出火件数（午後６時）			1	4	1	1	0	0	0	0
	残火災件数（午後６時）			1	4	1	0	0	0	0	0
	焼　失棟数（午後６時）			3	14	3	1	1	0	0	0
避難者等	避難者数(建物被害及び焼失)			2,111	5,072	1,919	553	193	72	420	108
	帰宅困難者数（午後６時）			515							

※数値は四捨五入をしているため、合計が一致しない場合があります。

2 浸水被害想定

比較的蓋然性の高い想定２つを以下に記載します。（その他についてはハザードマップ等を参照）

(1)　木曽川浸水想定区域図（9.28 級（計画規模））

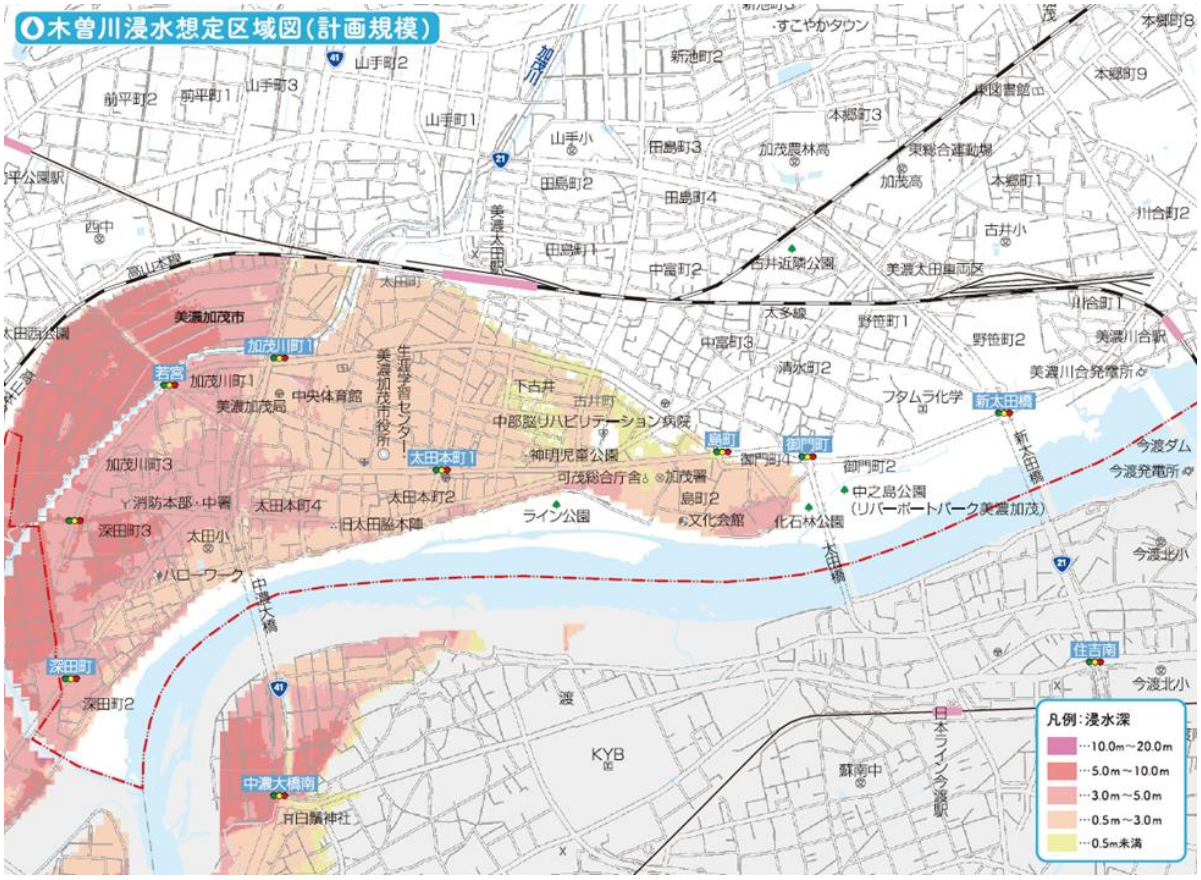

(2)　加茂川浸水想定区域図

3 土砂災害警戒区域

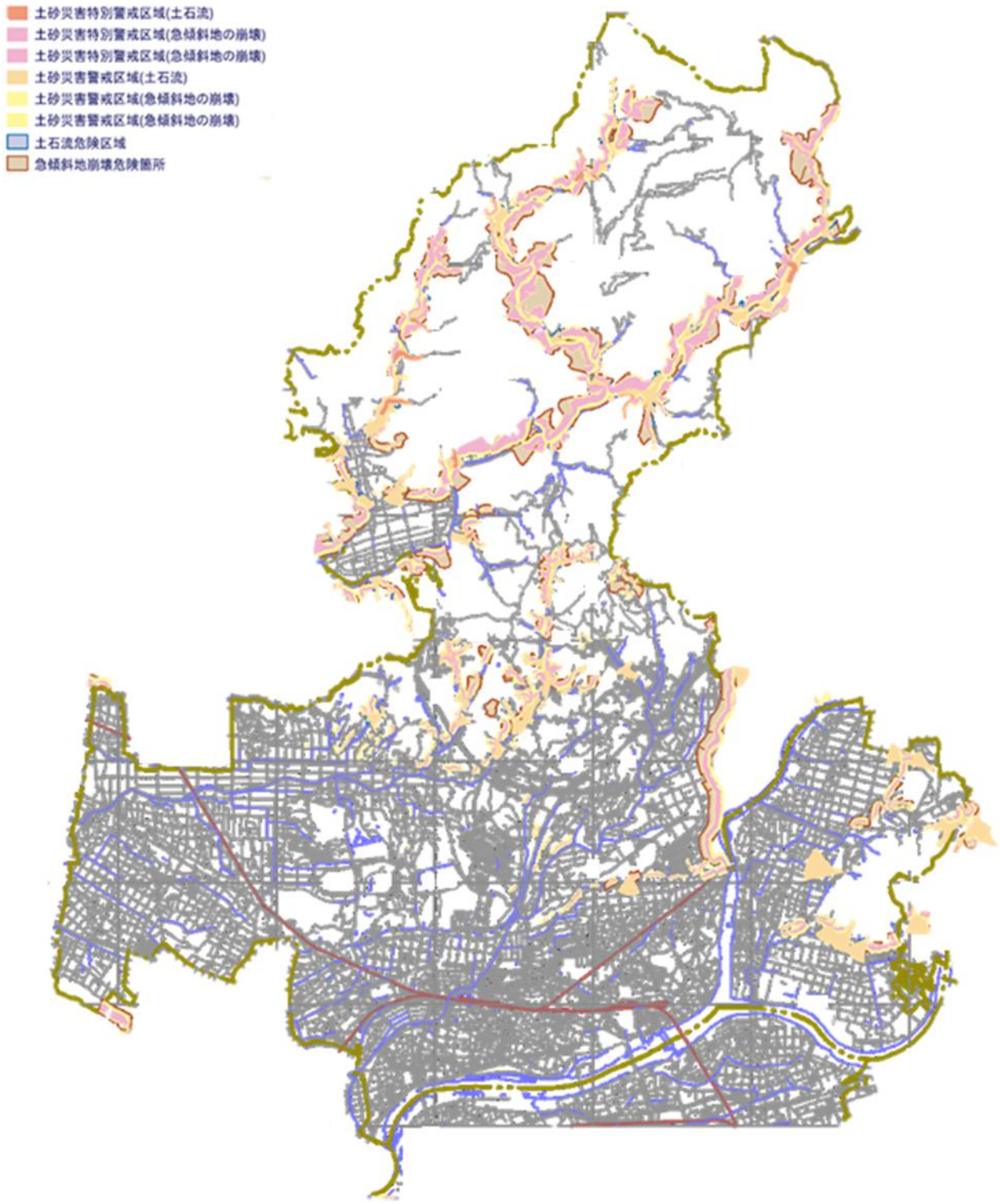
土砂災害特別警戒区域(土石流)
土砂災害特別警戒区域(急傾斜地の崩壊)
土砂災害特別警戒区域(急傾斜地の崩壊)
土砂災害警戒区域(土石流)
土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊)
土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊)
土石流危険区域
急傾斜地崩壊危険箇所

第６節　災害対策本部等の体制

市長は、災害対策基本法第 23 条の２及び美濃加茂市災害対策本部条例に基づき、市本部を設置します。

１　本部員会議

(1)　編成

本部員会議の編成は、次表のとおりです。

本部員会議	
災害組織上の職名	行政組織上の職名
本部長	市長
副本部長	総務部を所管する副市長（以下所管副市長と言う） 上記を所管しない副市長（以下副市長と言う）　　教育長
本部員	市民協働部長　　産業振興部長　　建設水道部長 総務部長　　経営企画部長　　健康こども部長　市民福祉部長 議会事務局長　　副教育長
事務局	防災安全課

(2)　役割

市本部長が必要と認めたときは「本部員会議」を開催し、概ね次の事項を協議します。

ア　市本部の体制及び職員の動員に関すること。

イ　被害拡大防止対策に関すること。

ウ　自衛隊、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、県防災ヘリコプターの派遣要請に関すること。

エ　災害救助法の適用及び非常体制の規模、期間の決定に関すること。

オ　本部員（部長）は、統括する初動活動班と各種調整連絡を図ること。

カ　その他災害対策に関する総合的な調整に関すること。

(3)　場所

市本部(本部員会議)は、市役所本庁舎２階防災会議室又は市役所本庁舎３階第２議会委員会室に設置します。ただし、特別の場合(庁舎被災時等)は、代替施設として、文化の森に設置します

また、大規模な災害が発生し、市内外の防災関係機関から派遣された職員との連絡調整が必要なときは、本庁舎内にサテライト(分室)を設置します。

２　市本部長の職務代理者の決定

市本部長不在時の指揮命令系統の確立のため、命令権者の順位を次のとおり定めます。

第１順位　所管副市長（副本部長）

第２順位　副市長（副本部長）

第３順位　教育長(副本部長)

第４順位　総務部長

第５順位　経営企画部長

３　現地災害対策本部

特定の地域に被害が集中し、市本部長が局地的な対応が必要と判断した場合には、当該地域の適切な場所に現地災害対策本部を設置します。

４　緊急に対応する職員体制

緊急出動職員

市役所本庁舎から概ね１km 範囲に居住する職員（消防団員を除く。）の中から、指名された緊急出

動職員は、震度５弱以上の地震が発生し、職員の参集に相当な時間を要するときは、早期に中枢機能を立ち上げるため市役所本庁舎 2 階防災会議室又は市役所本庁舎 3 階第 2 議会委員会室へ参集します。

5 災害対策本部各班の事務分掌（下記に示す他、災害状況により柔軟に対応する。）

活動部名 総括責任者	担当責任者	所属課名	主な事務分掌
本部事務局 総務部長	防災安全課長	防災安全課	・災害対策本部の設置及び運営に関すること ・国、県、自衛隊等への応援要請に関すること ・災害対策本部、各部との連絡調整に関すること ・受援時の自衛隊・消防・警察の受入に関すること ・気象警報等の取りまとめに関すること

活動部名 総括責任者	**活動班名** 担当責任者	所属課名	主な事務分掌
総務部 経営企画部長	**情報収集班** **相談窓口班** ①企画課長 ②財政課長 ③検査監 ④市民課長 ⑤新庁舎整備推進課長	企画課 財政課 市民課 新庁舎整備推進課	・災害情報受信に関すこと ・災害情報の記録、集計及び情報提供に関すること ・災害対策に要する財政措置に関すること ・市民からの問い合わせ対応に関すること （災害発生後に状況を鑑みコールセンターを設置・運営）
	総務班 ①総務課長 ②税務課長 ③収税課長 ④施設経営課長	総務課 税務課 収税課 施設経営課	・市有財産の被害状況調査、報告及び対策に関すること ・必要車両の確保、調整に関すること ・庁内ネットワーク、各種システムの被害状況の調査、報告及び対策に関すること ・住宅等の一般被害状況の調査、報告に関すること ・人的被害の調査に関すること ・り災台帳の作成及びり災証明書の発行に関すること ・公共建築物被害状況調査の教育及び研修に関すること ・公共建築物の安全管理に関すること ・公共建築物の災害復旧に関すること ・応急仮設住宅の建設に関すること ・被災した建物、住宅の危険度判定に関すこと ・施設管理者が判断し難い避難所の安全確認に関すること ・応急仮設住宅の設置に関すること

	受援班 ①キャリアサポート課長	キャリアサポート課	・職員の緊急参集状況の総括に関すること ・職員の勤務・休養、健康管理に関すること ・人的資源の調整、確保、管理に関すること ・災害業務に従事した者に係る損害補償に関すること
	情報伝達・広報班 ①秘書広報課長 ②議会事務局長 ③まちづくり課 ④多文化共創課長	秘書広報課 議会事務局 まちづくり課 多文化共創課	・本部長、副本部長の秘書に関すること ・災害情報の記録、発信及び広報に関すること ・報道機関との連絡、記者会見に関すること ・市民への情報提供に関すること ・市議会との連絡調整に関すること ・市議会議員の災害活動に関すること
応急対策部 建設水道部長	**応急復旧班** ①土木課長 ②都市計画課長	土木課 都市計画課 上下水道課 （水道維持係、下水道維持係・建設係）	・道路、橋梁、河川、公共土木施設、上下水道施設、市営住宅の被害状況の調査、報告に関すること ・被害施設等の応急復旧に関すること ・応急復旧用資材及び機器の確保に関すること ・道路障害物の除去に関すること ・交通規制に関すること ・応急仮設住宅の入居及び管理に関すること
	応急給水班 ①上下水道課長	上下水道課 （経理係）	・応急給水に関すること ・節水、断水及び給水に関すること
救護対策部 健康こども部長 市民福祉部長	**要配慮者対策班** ①福祉課長 ②高齢福祉課長	福祉課 高齢福祉課	・避難行動要支援者の避難誘導及び安全確保に関すること ・避難行動要支援者の被害状況の調査、報告及び対策に関すること ・障がい者施設の被害状況の調査、報告及び対策に関すること ・社会福祉協議会、民生委員・児童委員との連絡調整に関すこと ・ボランティア対策に関すること ・福祉避難所の開設及び運営に関すること
	救護班 ①健康課長	健康課	・医療施設の被害状況の調査、報告に関すること ・救護所の開設に関すること ・防疫、医療、助産に関すること ・医薬品確保に関すること

現地対策部 市民協働部長	**避難所班** ①まちづくり課長 ②ひとづくり課長 ③スポーツ振興課長 ④文化振興課長 ⑤国保年金課長 ⑥監査委員事務局長	 まちづくり課 ひとづくり課 スポーツ振興課 文化振興課 国保年金課 監査委員事務局	・避難所等の開設及び運営に関すること ・帰宅困難者対策に関すること ・所管施設の被害状況の調査、報告及び対策に関すること
渉外対策部 産業振興部長	**物資調達班** ①商工観光課長 ②農林課長 ③会計課長 ④環境課長	 商工観光課 農林課 会計課 環境課	・生活必需品等物資の確保及び配送に関すること ・救援物資の受入及び配送に関すること ・電力、ガス等の災害対策に関すること ・商工業、観光、宿泊施設等の被害状況の調査、報告及び対策に関すること ・農林関係施設及び農作物の被害状況の調査、報告及び対策に関すること ・し尿処理、清掃、ごみ処理に関すること ・被災動物の対策に関すること ・遺体安置場所の確保及び火葬の手配に関すること ・災害廃棄物処分場の確保に関すること
教育保育対策部 副教育長	**教育保育対策班** ①学校教育課長 ②こども未来課長 ③子育て支援課長 ④教育総務課 ⑤学校施設課長	学校教育課 こども未来課 子育て支援課 教育総務課 学校施設課	・園児、児童の避難及び安全確保に関すること ・災害時の授業及び給食対策に関すること ・災害対策のための教職員の動員に関すること ・所管施設の被害状況の調査、報告及び対策に関すること ・被災者及び災害対策従事者に対する炊き出しに関すること ・避難所開設及び運営の補助に関すること
消防部 消防団長	**消火・救出班** 消防副団長 消防分団長	 美濃加茂市 消防団	・消火・救助活動に関すること ・避難誘導に関すること ・地域の安全確保に関すること

【備考】

1　この分担任務は、初動活動班ごとの事務分掌となっているが、事務分掌以外の初動活動班業務が発生した場合は、通常業務における各課事務分掌により柔軟に対応すること。

2　分担の明確でない事項は、災害対策本部長がその都度定め、災害対策本部が初動活動班または各課に指示をする。

3　各活動部の総括責任者を欠く場合は、各活動班名における担当責任者の記載順にその職を代行する。

6 証票等

【市の実施主体】 キャリアサポート課

(1)　身分証明

職員の身分証明及び災害対策基本法第 83 条第 2 項(立入りの要件)による身分を示す証票は「美濃加茂市職員証」とします。

(2)　腕章

職員等（一般職員を除く。）は、身分を明らかにするため、腕章を着用します。

資料編　□腕章

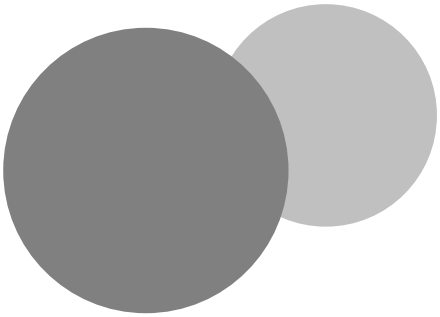

第 ２ 編　災害予防対策

第１項　市民協働による防災力向上

第１節　市民の防災力の向上

基本方針

市民は、防災に対する意識を高く持ち、日頃から、災害予防活動を実践します。
市民や自主防災組織は、災害時には、「自分の命は自分で守る」「地域の安全は地域で守る」ため、自ら行動します。

現状と課題

○市民は、日頃から、避難所、避難経路、家族との連絡方法、災害用非常食の備蓄などについて話し合い、防災意識の向上を図ることが求められています。
○災害発生後の初期段階では、近隣住民同士等による助け合いが重要となります。自主防災組織や地域のコミュニティによる「自助」「共助」の取り組みと、行政の「公助」が一体となることで、災害対策はさらに実効性のある取り組みが展開できます。
○日頃から、避難行動要支援者と連絡をとり、災害時に支援する体制を整えることが必要です。

主な取り組み

１　市民による自助の備え

【市の実施主体】　都市計画課　防災安全課

(1)　防災知識の習得

市民は、日頃から、地域の災害リスク情報や災害時における心得等に関する防災知識の習得に努めます。また、地域で過去に発生した災害についても、災害の教訓が後世まで伝承されるよう努めます。

(2)　防災訓練、自主防災活動

市民は、防災訓練をはじめ自主防災組織の活動を積極的に行い、防災知識及び技術の習得に努めるとともに、地域の相互協力体制の構築をしていきます。

(3)　耐震診断及び耐震補強の実施

市民は、住宅の耐震化が減災のために必要かつ重要である旨を理解し、必要に応じて耐震診断や耐震補強を行うよう努めます。

(4)　室内安全対策の実施

市民は、家具の転倒防止対策、照明器具等の落下防止対策を実施するほか、ブロック塀の安全対策、窓ガラス・外壁タイルの落下防止対策を推進します。

(5)　避難・集合場所、連絡方法等の確認

市民は、非常持ち出し品の搬出や火の始末などの確認を行うとともに、避難所や避難経路を確認しておきます。また、家族が別々の場所で被災した場合の連絡方法（災害用伝言ダイヤル１７１、携帯電話災害用伝言板など）や最終的な集合場所も決めておきます。

(6)　家庭内備蓄の促進

各家庭では、次の内容に留意して備蓄を行います。

ア　家族の３日分程度の食料や飲料水等の備蓄
イ　調理用熱源及び燃料の備蓄
ウ　停電時でも使用可能な暖房器具及び燃料の確保
エ　懐中電灯、携帯ラジオ、応急医薬品の確保
オ　その他、家族構成に合わせた災害時に必要な物資の備蓄
カ　感染症対策品の確保（マスク、消毒液、ウェットティッシュ、ペーパータオル、ビニール袋、スリッパ等の備蓄）

(7)　支援の申出

災害時において、支援を必要とする高齢者等は、避難行動要支援者名簿への掲載を申請します。

資料編　□美濃加茂市の災害履歴

2 自主防災組織の防災力の向上

【市の実施主体】 防災安全課

(1)　自主防災組織の設置

各地域(自治会)においては、地域の防災力を高めるため、自主防災組織を設置します。

(2)　自主防災組織の活動の推進

市民は、次に掲げる「自主防災組織の役割」を踏まえて、自主防災組織の設置及び活発な活動の推進を図ります。

ア　防災知識の普及
イ　地域住民の役割分担の確認
ウ　地域の危険箇所の確認と周知
エ　地域住民(避難行動要支援者等)の把握
オ　防災用資機材等の日常の管理
カ　地区防災訓練の参画及び参加
キ　自主防災訓練の実施

(3)　自主防災組織の活性化

市は、自主防災組織が結成されていない自治会に対して、結成を促す啓発を行います。また、結成された自主防災組織に対しては、組織的活動に必要な資機材購入補助や活動マニュアルの作成支援、出前講座等を通じた防災活動に関する支援を行います。

地域の危険箇所の洗い出しや避難ルートを確保するため、災害図上訓練(DIG)や身近な地域での防災訓練の実施・充実を図ります。

さらに、地域の防災力の向上のために、日本防災士機構が認定する「防災士」となるための支援を行います。

自治会等地区内住民及び当該地区に事業所を有する事業者から市の地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう提案があり、必要と認める場合は市の地域防災計画に地区防災計画を定めます。

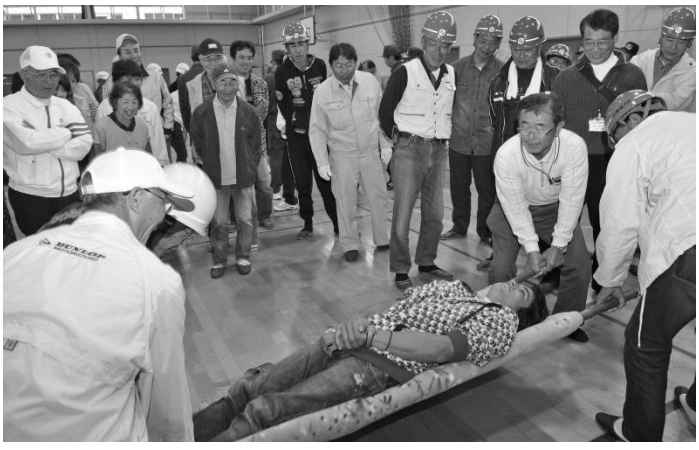

「防災訓練　搬送訓練」

第２節　事業者の防災力の向上

基本方針

事業者は、災害時において、従業員・顧客等の安全確保と、地域の防災活動における貢献、地域との共生及び迅速な復旧と事業の継続が行えるよう、防災体制の整備を推進します。

現状と課題

○災害が発生した場合、多数の人が利用する施設及び危険物施設においては、火災の発生、危険物等の流出、爆発等により、大規模な被害発生と混乱が予想されます。事業所等においては、自ら防災組織を編成し、地域の自主防災組織等と連携を図りながら、防災体制を整備する必要があります。

○事業者は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を作成するよう努めるとともに、予想される被害からの復旧計画作成、各計画の点検・見直しを行うことが必要です。

主な取り組み

１ 事業者の防災活動体制の強化

【市の実施主体】 商工観光課　防災安全課

(1)　事業者の防災対策の推進

事業者は、次に掲げる「事業者の役割」を踏まえて、事業者の防災対策の強化を推進します。

ア　施設の耐震化等の施設整備

イ　防災用資機材の備蓄

ウ　防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施

(2)　事業者の平常時対策の推進

事業者は、災害時に果たすべき役割を十分に認識し、防災体制の整備を推進します。また、市は、事業者を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけや情報提供を行います。

(3)　事業者の防災組織体制の強化

各事業者は災害に備えて自主的に防災体制を整備し、予防対策を推進します。

(4)　防災上重要な施設管理者に対する啓発

危険物を取り扱う施設、商業施設やホールなど不特定多数の者が出入りする施設等の防災上重要な施設の管理者は、当該施設の従事員を対象とした防災訓練や講習会を行います。

また、法令に定める保安講習・立入検査等を通じ、防災施設の点検・改修・応急対策措置等を周知します。

２ 事業者の防災への備えの強化

【市の実施主体】 商工観光課　防災安全課

(1)　事業所内の備蓄

事業者は、従業員、利用者が帰宅困難となる事態も想定し、飲料水、食料、生活必需品等の備蓄を推進します。

(2)　事業継続計画(BCP)作成

事業者は、災害時においても業務を継続するための事業継続計画を作成します。

第 3 節　学校における防災力の向上

基本方針

学校施設の耐震化を推進するとともに、学校防災計画の作成、教職員及び児童・生徒等への防災教育等を積極的に進めます。

現状と課題

○保育園及び学校等は避難先として使用されることから、教職員には避難所開設及び運営に対する協力や施設の保全に対する対応が求められます。

○災害等の「危機」「危険」への対応能力を身につけることは、「生きる力」を養うことにつながるものであり、学校教育における防災教育をさらに推進することが必要となります。

主な取り組み

1 学校防災体制の整備推進

【市の実施主体】 教育総務課　学校教育課　学校施設課

学校は避難所となるため、地震に備えた耐震化の推進、ライフラインの強化、窓ガラスの飛散防止、ロッカー・戸棚の倒壊防止等を行い、災害に強い施設づくりを推進します。

また、市は、学校防災マニュアルに沿って、市内の学校その他教育施設における防災体制構築を支援するとともに、学校間の連絡網を整備し、適宜更新を行います。

2 防災マニュアル等の作成推進

【市の実施主体】 教育総務課　学校教育課　学校施設課

教育委員会及び学校は、各学校における地震災害対策マニュアルの整備及び更新を行い、防災訓練をはじめとする日頃の防災対策、災害発生時における児童・生徒、教職員等の安全確保や教職員の参集体制、施設の保全に関する迅速な対応等、各種災害対策を検討し、その充実を図ります。

3 学校における防災教育･訓練の実施

【市の実施主体】 教育総務課　学校教育課　学校施設課

教育委員会及び学校は、学校防災計画等に基づき、教職員各人の任務、定期点検事項、応急処置、児童・生徒に対する防災教育等に関する研修や図上訓練等を計画的に行います。

また、各学校の立地条件等の実情を踏まえながら、消防団員や防災士等が参画した体験的・実践的な授業や防災訓練、避難訓練（命を守る訓練）等学校の教育活動全体を通じて、計画的・継続的に防災教育・ボランティア教育を推進します。

第 4 節　災害ボランティアとの協働体制の強化

基本方針

災害時はボランティアの積極的な参加が期待される一方、その活動が統一的に行われないと、この善意が効果的に活かされません。

ボランティア、関係団体及び市が連携した活動が円滑かつ効果的に行われるよう環境を整備します。

現状と課題

○災害時には、避難所の運営支援や被災住宅の後片付け、要配慮者の生活支援など多くの人力が必要とされます。東日本大震災では、全国から多くのボランティアが支援活動に参加しましたが、受入れ体制やコーディネートが十分に機能していなかったことや行政のボランティア支援のあり方が課題とされました。

○社会福祉協議会では、「災害ボランティアセンター活動マニュアル」を作成し、体制の確立を図っていますが、災害発生時の官民連携体制の強化やボランティアが効果的に活動できるように、防災安全課・福祉課と調整を図り、常にマニュアルの内容等を見直す必要があります。

主な取り組み

1 活動環境の整備

【市の実施主体】 福祉課

ボランティア活動に参加しやすい環境づくりのために、ボランティアの自主性を尊重しつつ、県及び市の社会福祉協議会、日本赤十字社岐阜県支部並びに NPO・ボランティア等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図ります。

また、効果的なボランティア活動を推進するためには、ボランティア、関係機関及び市との間で情報共有が求められます。このためには、日頃から、情報システムの活用が行われる必要があり、そのためのボランティア活動を統括する情報ネットワークシステムや活動拠点の整備を促進します。

2 人材等の育成

【市の実施主体】 福祉課

福祉課と社会福祉協議会は連携して、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、日頃から、市民への啓発を行いボランティア登録の拡大等人材の育成を推進するとともに、団体の組織化、相互交流を図ります。

3 「災害ボランティアセンター活動マニュアル」の活動指針の推進

【市の実施主体】 福祉課

災害発生時の官民連携体制の強化や組織化されていないボランティアの活用、受入れ側の体制整備（災害ボランティアセンターの設置予定場所を含む）が重要であるので、社会福祉協議会を中心として、「災害ボランティアセンター活動マニュアル」の活動指針を基に、受入窓口の組織づくりやボランティアの組織化、情報ネットワーク体制の整備等を推進します。

第２項　災害に強いまちづくり

第１節　防災拠点の整備

基本方針

災害時における防災活動の拠点として、地域における応急対策の中心となる地域防災拠点を整備します。

現状と課題

○災害時に応急活動の拠点や指定緊急避難場所等となる公園、学校などの施設について、適切な役割分担を図りながら、応急活動に必要な設備等の整備に努める必要があります。

○今後予想される南海トラフの巨大地震等の大規模な災害発生時において円滑な初動活動及び応急対策を行うには、各種設備等を備えた防災拠点の整備の推進が不可欠です。

主な取り組み

１　地域防災拠点の整備

【市の実施主体】 防災安全課

市は、地域の災害対策活動を円滑に行うため、次を防災拠点として必要により整備を進めます。

(1)　救助活動拠点（ぎふ清流里山公園駐車場、ヤマザキマザック美濃加茂工場駐車場、牧野ふれあい広場（友進リバーサイドフィールド)、前平公園野球場周辺）

県外から派遣される多数の警察、消防、自衛隊等の救助部隊を受入れるための拠点

(2)　地域内輸送拠点（プラザちゅうたい、牧野ふれあい広場（友進リバーサイドフィールド)、千趣会美濃加茂ディストリビューションセンター、ヤマザキマザック美濃加茂工場駐車場）

県外から又は市町村域を越えて届く多種・大量の支援物資を被災地に効率的に配分するための一時集積配分拠点

(3)　ライフライン復旧活動拠点（西総合グラウンド野球場、東総合グラウンド）

電気、ガス、上下水道等のライフラインの寸断が広域になった場合、応急供給体制の確保(バックアップ体制等)及び応急復旧体制(広域応援体制等)の確保のための拠点

(4)　防災公園

牧野ふれあい広場（友進リバーサイドフィールド）を地域防災拠点に位置付けた防災公園兼陸上競技場を有する都市公園として整備し、また、前平公園を総合防災公園として整備を進めます。

２　県広域防災拠点との連携

【市の実施主体】 防災安全課

市内には、県防災拠点として、第１次拠点に美濃加茂市役所、第２次、第３次拠点に国際たくみアカデミー(蜂屋地区)等の施設が指定されています。

市の地域防災拠点と県の広域的な防災拠点の連携を図り、機能的な運用ができる体制の整備を進めます。

３ 所有者不明土地の活用

【市の実施主体】　防災安全課

市は県と連携し、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生の恐れのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進していきます。

第２節　洪水災害予防対策の実施

基本方針

市は、洪水等による災害を防止するため、河川防災施設の維持管理強化と併せて、河川改修を推進するとともに、ハザードマップの作成・普及などの水防対策を推進します。

現状と課題

○近年、異常気象や台風に伴う集中豪雨により、河川の洪水被害や内水被害が発生する危険性が高まっているため、水害から人命や財産を守る対策が急務となっています。

主な取り組み

１ 水防施設の整備

【市の実施主体】 都市計画課　土木課

洪水時における被害を防ぐため、次により施設整備を行います。

(1)　雨水ポンプ施設の定期的な保守・点検管理
(2)　水防資器材の確保、整備
(3)　危険道路の補助版の設置及び「路肩弱し」「落石注意」「冠水区間」等の表示
(4)　河川と関連する路側護岸基礎の根固又は水制工の表示
(5)　橋台の補強のための根固工
(6)　除塵機の点検・補修及びゴミの取除き
(7)　側溝及び暗渠等の清掃

２ 警戒、避難体制の整備

【市の実施主体】 土木課　都市計画課　防災安全課

(1)　情報収集体制の確立

水防法（昭和２４年法律第１９３号）第１５条の９に基づく大規模氾濫減災協議会である「木曽川上流水防災協議会」や流域治水協議会である「木曽川水系流域治水協議会」を活用し木曽川流域全体の関係者と現状の水害リスク情報や取組状況の共有を行っていきます。

また、河川情報や岐阜県ポータルサイトを活用して、河川水位の情報を収集するとともに、ＸＲＡＩＮ等により雨量情報を収集します。また、河川水位の上昇に伴い、現地へ職員を派遣し情報収集するとともに、消防団等からの情報入手など、情報収集体制の確立を図ります。必要により河川水位計及び監視カメラの増設を図ります。

(2)　的確な避難指示等の発令

避難指示等の判断伝達マニュアルに従い、集中豪雨等において、時機を失することなく、的確に避難指示等を発令する体制を整備します。

(3)　洪水ハザードマップの作成と周知

浸水危険箇所や避難箇所を明記した洪水ハザードマップを作成し市民に周知します。

3 たん水防除事業

【市の実施主体】 農林課 土木課 都市計画課

農地のたん水による被害の防除のために、河川(支派川)の改修、農業用排水路の整備及び土地改良等の対策を推進します。

4 加茂川総合内水対策事業

【市の実施主体】 都市計画課 土木課

加茂川での浸水被害対策として、河川改修や施設整備・維持管理などのハード対策と土地利用規制や警戒避難体制の強化などのソフト対策を、市民と国、県、市が一体となって推進します。

(1) 学校の校庭、運動場などへの雨水浸透貯留施設の整備（西中学校、山手小学校、山之上小学校、西総合グラウンド、東総合グラウンド、前平公園）
(2) 加茂川からの逆流防止ゲートの設置
(3) 加茂川の河床掘削及び護岸嵩上げ工事の施工
(4) 加茂川合流点付近の木曽川河畔における樹木伐採や清掃による維持管理
(5) 加茂川排水機場のポンプ増設
(6) 水位計、監視カメラの増設等による防災情報の充実
(7) 災害時の排水ポンプ車の派遣
(8) 住宅等の雨水流失抑制施設設置助成
(9) 土地利用開発指導要綱による土地利用規制の強化
(10) 新築住宅の床高等の事前届出制度
(11) 住宅等の浸水防止工事、高床工事の助成
(12) 実績浸水深の表示板設置

第３節　土砂災害予防対策の実施

基本方針

日頃から、危険箇所周辺居住者への啓発を行うとともに、土砂災害警戒区域に指定されている箇所においては、市民への情報連絡体制及び避難体制の見直し等を行うなど、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、「土砂災害防止法」といいます。）に基づく対策について定めます。

現状と課題

○土砂災害防止法は、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備等のソフト対策を推進しようとするものであります。市は、県と協力し、災害防止対策の促進を図るとともに、地域住民等に対し、災害に対する知識の普及に努め、適切な警戒・避難活動がとれる体制を確立する必要があります。

○市内には、多くの急傾斜地崩壊危険箇所等が存在するため、急傾斜地崩壊対策事業の推進や避難対策などの安全対策に取り組む必要があります。

資料編　□急傾斜地崩壊危険区域一覧
　　□土砂災害（特別）警戒区域一覧

主な取り組み

１　土砂災害等に関する市民への啓発

【市の実施主体】 土木課　都市計画課　防災安全課

土砂災害防止法に基づき県が指定する土砂災害警戒区域等について、土砂災害ハザードマップ、県・市ホームページ、市広報紙等により、周辺地域の住民へその危険性や避難方法等を周知します。

２　土砂災害警戒避難体制の整備

【市の実施主体】 土木課　都市計画課　防災安全課

(1)　各種危険箇所の定期パトロール

県と協力し、平常時から各種危険箇所の点検パトロールを行います。

(2)　情報収集体制の整備

県と岐阜地方気象台が発表している土砂災害警戒情報や気象情報、市設置の雨量計等の情報を収集する体制を整備し、ホームページ等による情報提供を推進します。

(3)　避難体制の整備

土砂災害警戒情報の発令等、土砂災害の発生が予測された場合に、「避難指示等の判断・伝達マニュアル」に従い判断基準・発令範囲を適切にして、関係住民に対し、「高齢者等避難」、「避難指示」を発令し、安全な避難所へ誘導する体制を整備します。

3 土砂災害警戒区域等における避難対策

【市の実施主体】 土木課 都市計画課 防災安全課

土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等については、情報伝達、警報等の発令・伝達、避難、救助その他必要な体制を整備します。

また、警戒区域等における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載した土砂災害ハザードマップを配付し、啓発します。

4 砂防及び治山事業等

【市の実施主体】 土木課 都市計画課 農林課

土砂災害警戒区域等における災害防止のために、国土交通省、県に対して次の対策を要請し、事業の円滑な推進に向けて積極的に協力します。

(1) 砂防事業

国・県が行う土石流危険渓流に対する施設工事及び砂防区域の指定に協力し、土石流対策事業を推進します。

(2) 地すべり対策事業

地すべり危険箇所に対する県の事業に協力し、保全対象の安全確保を推進します。

(3) 急傾斜地崩壊対策事業

県が行う急傾斜地崩壊対策事業及び急傾斜地崩壊危険区域の指定に協力するとともに、県及び市において、急傾斜地崩壊対策事業を実施します。

(4) 治山事業の推進、保安林の指定及び整備

山地災害危険地区において、県が行う治山事業に協力するとともに、未整備地区の早期整備を要請します。

(5) 盛土による災害防止

危険が確認された盛土について県とともに宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行います。

「土砂災害ハザードマップ作成ワークショップ」

第４節　地震災害予防対策の実施

基本方針

住宅、学校等の建築物や道路施設等の防災対策を推進し、想定を超えるような災害が発生した場合は、市民の生命の安全確保を第一とし、被害を最小限にくい止められるような「地震に強いまちづくり」を目指します。

現状と課題

○昭和５６年以前に建築された旧耐震基準の建物の耐震化を促進するとともに、天井材の脱落防止対策、家具の転倒防止対策について推進することが必要です。

○既成市街地の木造住宅密集地では、道路、公園等の整備や建築物の不燃化を促進し、安全な市街地の形成を図る必要があります。

主な取り組み

１ 建築物の防災対策

【市の実施主体】 都市計画課　総務課　学校施設課

(1)　一般建築物の耐震化

市は、建築物の所有者又は管理者に対し、耐震化の必要性、重要性について啓発を行います。

ア　耐震化に関する市民相談の実施及び知識の普及

県と連携し、市民からの建築物の耐震化に関する相談に応じるとともに、耐震診断及び耐震補強に関する啓発等を推進します。

イ　建築士事務所協会との協力

建築士事務所協会と協力し、一般建築物の耐震性の向上について啓発するとともに、被災建物応急危険度判定マニュアル等に基づく地震災害時に被災建築物の応急危険度判定を速やかに行う体制を確立します。

ウ　建築物等耐震化事業

美濃加茂市建築物等耐震化事業補助金交付要綱により、建築物等の耐震化促進事業を実施する者に対し、補助制度を設置しており、市広報紙、市ホームページ等により当該制度について、市民への周知を図ります。

(2)　市の施設及び学校施設の耐震化

「美濃加茂市耐震改修促進計画」に基づいて、計画的に耐震性強化を推進します。

(3)　建築物の不燃化の促進

市は、建築物が密集し、火災により多くの被害を生ずるおそれがある準防火地域において、耐火建築物、準耐火建築物等の建築を促進します。

また、県と協議し、防火地域及び準防火地域以外の地域で災害の危険性のある地域について、建築物の屋根を不燃材料で作り、または葺くように建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づき区域の指定を行い建築物の防災化に努めます。

なお、本市では、美濃太田駅前周辺の市街地を中心にした地域が準防火地域に指定されています。

2 道路施設等の防災対策

【市の実施主体】 土木課 都市計画課

地震発生後の緊急輸送を確保する等の観点から、道路、橋りょう等の耐震性の向上、落石危険箇所等の防災対策を推進します。

(1) 道路の整備

道路機能を確保するため、法面等危険箇所の対策を必要とする箇所を順次整備します。

特に市街地においては、延焼防止のための幅員確保と植樹帯の設置を推進します。

(2) 橋りょうの整備

安全点検結果に基づいて、補修・耐震工事が必要なものを順次整備します。

3 都市の防災対策

【市の実施主体】 都市計画課 土木課 農林課

(1) 都市防災の推進

過密化した都市の地震災害を防止、軽減する観点から土地利用の規制・誘導をします。

また、避難する場所や避難路等の整備及び建築物の不燃化等による市街地整備の施策を総合的に展開し、都市の防災構造化を推進します。

ア 都市防災の目標

地域の災害特性を踏まえ、都市を構造的に強化することにより、災害による被害を防止・軽減するまちづくりを推進します。

イ 土地利用の規制・誘導の方針

災害に強いまちづくりを目指し、災害危険を軽減する都市空間を形成するため、基盤施設整備の促進によるオープンスペースの確保、防災上重要な農地、緑地の保全・整備等の総合的、計画的な土地利用施策を推進します。

ウ 防災基盤施設の整備方針

大規模地震時における市街地大火等の災害の発生や拡大を軽減し、災害発生時の避難を可能とするため、指定緊急避難場所、避難路、防災緑地の整備を推進します。

エ 市街地の整備方針

市街地の災害特性を踏まえ、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の市街地整備や建築物の不燃化を推進し、災害危険性の軽減を行います。

オ 実現化の方針

危険性の高い地域から優先的に避難する場所や避難路等の整備及び建築物の不燃化の促進等を行います。

(2) 防災空間の確保

都市公園の計画的な整備拡大を図り、延焼防止あるいは避難する場所として防災効果を発揮する防災空間の確保を推進します。

(3) 市街地の開発等

ア 市街地再開発の推進

低層の木造住宅が密集し生活環境の悪化した市街地について、防災性の高い安全で快適な都市環境の創造を推進します。

イ 住環境整備事業の推進

市街地において、不良住宅が集団的に存する地区等を居住環境、都市基盤及び都市防火等の観点から整備し、防災性の高い安全で快適なまちづくりを推進します。

ウ　土地区画整理事業の推進

都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地利用増進を目的とした土地区画整理事業を行うことにより、防災的効果を有した安全で快適なまちづくりを推進します。

4 地盤の液状化対策

【市の実施主体】 都市計画課　土木課

(1)　液状化危険度に関する意識啓発

市は、揺れの時間を考慮した液状化危険度マップを作成し、日頃から、液状化危険度を把握するとともに、市民に対する危険度の周知を図ります。

また、液状化現象により生じる被害(ライフライン被害、住家被害、堤防被害等)について市民に周知し、被害軽減のための予防対策を行うよう啓発を行います。

(2)　基幹交通網における耐震化の推進

市は、液状化による被害を考慮し、基幹交通網の耐震化を推進するとともに、災害が発生したときは、優先的に復旧する体制を整備します。

(3)　ライフラインの液状化対策

ライフライン施設に関して、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や、マンホールの浮き上がり防止など液状化が発生した場合でも施設等の被害防止する対策を実施します。

(4)　堤防の液状化対策

強い揺れが長く続く地震動が発生した場合には地盤の液状化による堤防の沈下と崩壊が懸念されることから、河川管理者は、水害の二次被害を防ぐために、堤防の耐震点検及び液状化に備えた対策等を適切に行います。

5 老朽ため池等の防災対策

【市の実施主体】農林課　土木課　都市計画課

災害時に、農業用ため池の老朽化、流木の流下等により決壊漏水し、住宅及び農業用施設等に及ぼす被害を未然に防止するため、ため池堤体及びその他施設の改修を緊急度の高いものから順次行います。

また、決壊した場合に大きな被害をもたらす恐れのあるため池について、ハザードマップの整備等により、危険箇所として周知を図ります。

資料編　口老朽ため池一覧

第５節　ライフライン施設対策

基本方針

災害時において電気、ガス、上下水道、通信施設等が寸断されると、二次災害の発生、応急対策の遅延等極めて広範囲に影響を及ぼすことが懸念されるため、施設の耐震性の確保に努めるとともに、応急バックアップ体制、広域応援体制あるいは広報の伝達体制の確保を図ります。

現状と課題

○上下水道などのライフライン施設は、市民生活の基幹をなすものであり、これらの施設が風水害や火災、地震等により被害を受け、機能が低下した場合、市民生活に大きな影響が生じます。

○電気、通信等の供給設備については、被災しても機能麻痺が生じない設備の設置及び維持管理を行う必要があります。

○上水道については、老朽化施設の更新を実施していますが、市全域の耐震化には長期間を要します。

主な取り組み

１　水道施設

【市の実施主体】 上下水道課

水道水の安定供給と二次災害防止のため、次の対策を行います。

(1)　水道水源の多元化

災害時の水道水の安定供給を図るため、自己水源と県用水からの供給を基本に、給水体制の強化を推進します。

(2)　水道施設の整備と保全

ア　取水、浄水、送水、配水施設等の耐震性の強化

イ　緊急時給水拠点となる施設の計画的な整備推進

ウ　導水管・送水管・配水管路の耐震性の強化

エ　配水系統の相互連絡

オ　停電時の水道施設用電力の確保のための自家発電設備の整備

カ　定期的な点検による施設状況の把握と安定した施設の稼働の確保

キ　緊急時に対応できる資機材の備蓄、整備の推進

(3)　応援体制の整備

ア　広域的相互応援体制

「岐阜県水道災害相互応援協定」、「日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定」に基づき、県、協会への応援要請及び受入れ体制の整備を行います。

イ　上下水道協同組合との応援協定

「災害時における上下水道施設応急復旧の応援に関する協定書」に基づき、市上下水道協同組合への応援要請及び受入れ体制の整備を行います。

2 下水道施設

【市の実施主体】 上下水道課

下水道施設の計画、設計、施工及び維持管理に当たっては、立地条件に応じた防災対策を行います。

(1) 定期的な点検により、施設状況の把握と安定した施設の稼働の確保

(2) 施設設備の耐震・液状化対策

ア ポンプ場及び処理場内の重要施設について耐震性及び液状化対策の強化

イ その他の施設については、施設の複数化、予備の確保による機能確保を図り、また、補修の容易な構造、復旧対策に重点を置いたものに整備

ウ 停電及び断水に対して速やかに対応できる設備の整備

エ ポンプ場及び処理場内での各種薬品類、重油及び軽油等の燃料用設備の設置に当たっては、地震による漏えい、その他の二次災害が発生しないように整備

(3) 施設が損傷した場合、最低限の処理機能が確保される施設の運転

(4) 処理場施設が損傷した場合の代替機能の確保のための協力体制の確立

(5) 下水道情報のバックアップシステムの確立

(6) 他都市の下水道管理者及び関係機関との支援方法、資機材の確保体制の確立

(7) 応援体制の整備

ア 広域的相互応援体制

「岐阜県における下水道等災害時の支援に関するルール」、「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」に基づき、県、協会への応援要請及び受入れ体制の整備を行います。

イ 上下水道協同組合との応援協定

「災害時における上下水道施設応急復旧の応援に関する協定書」に基づき、市上下水道協同組合への応援要請及び受入れ体制の整備を行います。

3 電気施設、ガス施設、通信施設

【市の実施主体】 商工観光課

電気事業者、ガス事業者、通信事業者は、災害による電力供給施設、ガス供給施設、通信施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の各施設の機能を維持するため、次の対策を行います。

(1) 電力供給施設、ガス供給施設、通信施設の安全性の確保

(2) 防災資機材及び緊急資機材の整備

(3) 要員の確保

(4) 被害状況の情報収集体制の整備

(5) 広域的相互応援体制の整備

4 ライフラインの代替機能の確保

【市の実施主体】 上下水道課　環境課　防災安全課

本市は、ライフラインの機能に支障が生じた場合に備え、代替機能の確保を推進します。

(1) 井戸水による生活用水の確保

(2) 避難所、その他公共施設への自家発電装置の設置、自然エネルギーを活用した電力の確保

(3) 避難所及び被災地域へ配備する簡易トイレの備蓄等による確保

(4) 応急給水用資機材等の整備（給水タンク、給水車、ろ過装置）

(5) 市民、事業者等に対する貯水、応急給水についての指導

第 6 節　孤立地域防止対策

基本方針

市内で大規模な災害が発生した場合、孤立する可能性のある地域において、通信手段の確保、道路網の整備等の防止対策を推進します。

現状と課題

○近年の大規模災害においては、山地崩壊による道路の寸断、情報通信の途絶により、孤立地域が発生する事態が生じています。

○孤立地域が生じた場合、被災状況の早期把握、住民の救出・救助等の応急対策を迅速に実施できる体制を確立する必要があります。

主な取り組み

1 通信手段の確保

【市の実施主体】 防災安全課

災害時の孤立地域を予測し、住民と行政機関との間の情報伝達が断絶しない通信手段の確立を推進します。

2 災害に強い道路網の整備

【市の実施主体】 土木課　農林課　都市計画課

孤立予想地域に通じる道路の防災対策を推進するとともに、林道、農道等の迂回路確保に配意した整備を推進します。

3 孤立予想地域の実態把握

【市の実施主体】 国保年金課　高齢福祉課　福祉課　防災安全課

市と地域住民が連携し、平常時から孤立が予想される地域に居住する避難行動要支援者の状況や避難の際注意すべき危険箇所等、地域の実態把握に努め、災害時の応急対策に備えます。

4 備蓄

【市の実施主体】 防災安全課

孤立地域内での生活が維持できるように、各自が食料品等の備蓄に努めるとともに、防災備品の整備を推進します。

第７節　原子力災害対策の推進

基本方針

近県の原子力事業所において異常事態が発生した場合、又は核燃料物質等の運搬中の事故が発生した場合を想定し、市民等の安全確保をはじめとする防災体制の整備と防災対策を推進します。

現状と課題

○最寄りの原子力事業所から市域まで直線でおよそ 95km の位置にある本市は、原子力規制委員会の定める原子力災害対策指針にある「緊急時防護措置を準備する区域ＵＰＺ（Urgent Protective action planning Zone：原子力発電所から概ね 30km の範囲）」の区域外ですが、原子力災害が発生した場合には、その直接的な影響が本市に及ぶことを前提とし、市として必要な対策を進める必要があります。

主な取り組み

1 災害応急対策への備え

【市の実施主体】 健康課　防災安全課

(1)　防災関係機関等との連携体制の整備

平常時から、防災資機材の整備、職員の研修及び訓練の実施、事業者との連携体制を整備します。

また、核燃料物質等の運搬中の事故において原子力事業者から特定事象(原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項前段の規定により通報を行うべき事象)発生の通報を受けた場合等、必要に応じ国に対し事態把握のため、専門的知識を有する職員の派遣を要請します。

(2)　緊急時医療体制の整備

関係職員に対し、研修への参加等により放射線障害、被ばく患者の取扱い等の知識、技術の取得を推進します。

また、原子力災害等の発生時において、放射性物質又は放射線による汚染、被ばく、若しくはそのおそれがあると認められる者があるときに、搬送する医療機関をあらかじめ定めておく等、救急体制の整備を推進するとともに、安定ヨウ素剤を用いた防護方法について研究を進めます。

(3)　災害に関する知識の普及啓発と研修

市民に対し原子力に関する知識の普及と啓発を行います。

2 モニタリング活動体制の整備

【市の実施主体】 環境課

(1)　平常時における環境放射線量のモニタリングの実施

平常時の環境放射線量等のデータを収集し、緊急時における対策のための基礎データとします。また、測定データを、年間を通じ市ホームページ等に掲載し、情報を公開します。

(2)　モニタリング機器等の整備維持

平常時及び緊急時においてモニタリングを行うために、放射線測定器を整備します。

第３項　的確な防災情報処理の実施

第１節　防災通信体制の充実

基本方針

既存の情報収集・伝達体制の強化を進める一方で、新たな情報提供方法の導入を検討します。特に、多くの市民に携帯電話やインターネットが普及している現在では、これを利用して防災情報を提供することが非常に効果的な方法であり、積極的な活用を推進します。

現状と課題

○市民や職員が災害時に迅速かつ的確な行動をとるには、災害情報が、正確に伝達されることが必要となります。近年、さまざまな情報媒体が普及し、市の情報通信機器も計画的な充実が図られているため、今後は、これらを効果的かつ効率的に運用することによって、情報伝達の迅速性・正確性をさらに向上させていくことが課題となります。

主な取り組み

１　防災行政無線の充実

【市の実施主体】 防災安全課

市は、災害時において被災現場、避難所及び各連絡所と市本部との連絡のため、防災行政無線（移動系）を配置します。また、県本部及び県支部と連絡を行うため、岐阜県防災行政無線を活用します。

２　通信手段の確保

【市の実施主体】 秘書広報課　防災安全課

電話回線などの通常の通信施設が使用できない場合又は市の所有する無線通信施設等が使用できない場合に対応するため、衛星携帯電話の設置やその他通信手段の整備を進めるとともに、東海地方非常通信協議会等他機関との連携を図り、通信手段を確保します。

３　市民への情報提供方法の充実

【市の実施主体】 まちづくり課　福祉課　秘書広報課　防災安全課　多文化共創課

(1)　情報提供媒体の活用充実

市広報紙や市ホームページ、ＳＮＳ（ソーシャルネットワーキングサービス）、美濃加茂市防災アプリ、広報車、防災行政無線及び防災ラジオ等の利用方法について、平常時及び緊急時での活用方法をさらに検討し、その充実を図ります。

(2)　災害時における要配慮者への情報提供方法の検討

要配慮者に対しては、文字放送や手話、点字等により、情報提供ができるよう体制を整備します。また、外国人への広報手段については、外国語による情報提供や外国人の日本語習得への支援、日常生活における問題への相談体制を充実します。

(3)　携帯電話メールの活用

市による「緊急情報メール（すぐメールみのかも)」の配信や、通信事業者による緊急速報メール等の活用を行います。

(4)　全国瞬時警報システム(J－ALERT)の活用

内閣官房及び気象庁から、衛星回線により配信された緊急を要する次の情報を、防災無線により市民に伝えます。

ア　国民保護関係情報

武力攻撃事態における警報（ゲリラ等による攻撃）攻撃対象地域

武力攻撃予想事態における警報（航空攻撃）攻撃対象地域

弾道ミサイル攻撃に係る警報攻撃地域

緊急対処事態における警報（大規模テロ）攻撃対象地域

イ　緊急地震情報

ウ　東海地震予知情報

エ　東海地震注意情報

(5)　災害用伝言ダイヤルの普及

通信会社と連携して、災害用伝言ダイヤルの普及促進のための広報を行います。

(6)　民間の放送等による広報体制

ケーブルテレビ局「ＣＣＮｅｔ」、コミュニティＦＭ局「ＦＭらら」との連携のもと、防災ラジオを活用するなどし、情報伝達体制の充実を図ります。

(7)　保育園及び学校等における緊急地震速報受配信システムの活用

ケーブルテレビ局「ＣＣＮｅｔ」の通信回線により、緊急地震速報等の情報を受信したときは、館内放送で自動配信されます。

(8)　公共安全モバイルシステム

平時は携帯電話として使用でき、災害発生時には、機関の内部や、自機関と他機関との間での連絡・情報共有手段となる公共安全モバイルシステムを活用した情報収集体制の整備を図ります。

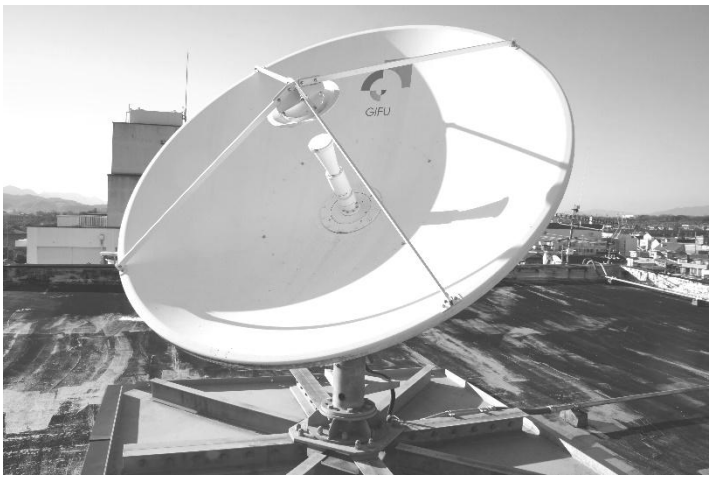

「衛星通信用アンテナ(市役所屋上)」

第４項　災害対応能力の向上

第１節　防災訓練の実施

基本方針

関係する機関や団体、市民は互いに連携を深め、より実践的な訓練を行います。

現状と課題

○日頃から、地域において具体的に災害について話し合いを進めるとともに、自主防災組織等が行う防災訓練等を通じて信頼関係を築き、災害発生時には、初期の段階から、地域との連携強化に努めることが必要です。

主な取り組み

１　訓練方法

【市の実施主体】 防災安全課

市内の防災機関及び防災上重要な施設の管理者は、水害、火災等それぞれの地域(施設)において発生が予想される災害の具体的な想定に基づき、実地又は図上において訓練を実施します。

また、自主防災組織や自治会、消防団、災害協力隊等地域の団体と連携した市民主導の防災訓練を実施します。

２　防災訓練

【市の実施主体】 防災安全課

市計画の定める災害応急対策を円滑に行うため、次の防災に関する訓練を行います。

(1)　地域の特性に合わせた地区ごとの訓練

地区ごとに、訓練の計画時から関係団体と協議し、それぞれの地域の特色に合わせた防災体制で訓練を行い、多くの市民が参加できる訓練を行います。

(2)　水防訓練

市及び消防機関は、水防活動の円滑な遂行を図るため、関係団体と連携して訓練を行います。

(3)　消防訓練

市及び可茂消防事務組合は、消防計画に基づく消防活動の円滑な遂行を図るため、消防に関する訓練を行うほか必要に応じ県その他の団体、市町村と合同して訓練を実施します。

(4)　避難救助訓練

市及び可茂消防事務組合は、避難救助等の関係機関と連携を保ちつつ、避難救助の円滑な遂行を図るため、訓練を行います。

(5)　図上演習の実施

地域の危険箇所や避難を想定した図上訓練を推進します。

第２節　広域防災体制の確立

基本方針

大規模災害を想定した広域の応援体制を多重的に整備します。

現状と課題

○大規模な災害が発生した場合、被害の大きさによっては本市だけでの対応が困難となるため、県、他市町村及び防災関係機関に対して、速やかに応援要請を行うことが必要となります。また、本市では、災害応援協定の締結を推進していますが、今後もノウハウや能力等を活用できる民間事業者等への理解と協力を呼びかけていくことが必要です。

資料編　□防災関係協定書・覚書一覧

主な取り組み

１ 県域を越えた広域相互応援

【市の実施主体】 防災安全課

(1)　県外の都市との災害時相互応援協定の締結

市は、同時に被災する可能性の少ない、遠隔市等との相互応援に関する協定等の締結を推進します。

市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求め、特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用し対応します。

(2)　災害時相互応援協定による支援

全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定、中部９県１市の災害時等の応援に関する協定、隣接県（石川県、福井県）との相互応援に関する協定が締結されています。協定に基づく円滑な相互応援活動に対応できるよう体制整備を行います。支援の内容は次のとおりとします。

ア　救援物資の提供
イ　ボランティアによる応援及び職員の派遣
ウ　被災者の受入れ
エ　その他必要な支援

２ 県内の災害時相互応援

【市の実施主体】 防災安全課

(1)　岐阜県広域消防相互応援協定

消防組織法第 39 条の規定に基づき、消防に関して相互に応援するため「岐阜県広域消防相互応援協定」を締結しています。日頃から、応援要請及び応援活動体制の強化を図ります。

(2)　岐阜県及び市町村災害時相互応援協定

災害対策基本法第 67 条の規定に基づき、災害発生時の応急措置に関し相互に応援するため、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」を締結しています。

なお、この協定では、被災市町村からの応援要請に基づかない自主的な相互応援体制についても規定しています。また、定住自立圏内市町村と協定を締結し、連携を強化します。

３ 公共機関及びその他事業者間の相互応援協定

【市の実施主体】 関係各課

公共機関及びその他事業者等による相互応援協定を踏まえ、円滑な応急・復旧活動を行えるよう、日頃からの連携を図ります。

4 受援体制の整備

【市の実施主体】 防災安全課

県及び市町村は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとします。特に、応援職員等の執務スペースの確保、応援職員の効率的な配置や役割の明確化を図り、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定を行います。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとします。

また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、宿泊施設の確保に向けた民間施設等との協定の締結を進めるものとします。加えて、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や宿泊に供する車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとします。

第３節　行政機関の業務継続体制の整備

基本方針

大規模災害時には、庁舎機能の喪失や職員の被災、住民情報の消失など、人的資源や社会基盤が失われ、行政機関の業務継続に大きな支障をきたすことが考えられます。そのため、行政機関にとって災害時に必要な業務の継続、あるいは業務基盤を早期に立ち上げるための業務継続計画（以下「ＢＣＰ」といいます。）の作成に取り組むなど、業務継続体制を整備します。

現状と課題

○市民の生命、財産、生活及び社会経済活動への影響を軽減するためには、この計画に基づく応急対策業務が効果的に展開されるとともに、優先度の高い通常業務を災害時に適時・適切に遂行することが必要です。

主な取り組み

１　行政におけるBCPの作成

【市の実施主体】 全ての課

(1)　災害時の優先業務の選定

業務継続計画として、市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理を含めて作成・維持しておきます。

また、選定した非常時優先業務については、インフラ等の被害と復旧の推移、災害時に発生するさまざまなニーズ等を考慮し、目標復旧時間等を設定します。

(2)　業務の遂行に支障となる課題の明確化

復旧目標を達成するための人員、施設・設備、資機材、情報等が確保されているかチェックし、非常時優先業務の継続又は早期復旧の支障となる要素を明確化します。

２　被災者支援システムの運用体制の整備

【市の実施主体】 税務課　収税課　総務課　福祉課　市民課　秘書広報課

り災証明の発行及び被災者台帳の円滑な作成に向けた被災者支援システムの運用体制を整備します。

３　電算情報システムの維持及び情報の保持

【市の実施主体】 総務課　秘書広報課

業務継続のために重要な個人情報を含むデータについては、分散し、保存します。

第５項　災害の予防と被害軽減対策

第１節　火災予防計画

基本方針

可茂消防事務組合及び市は、日頃から、災害が発生した場合に消防活動が困難と認められる地域、防火対象物及び消防水利の状況等について把握し、災害発生時の適切な消防活動が迅速に行えるよう備えます。

また、資機材の整備充実、高度救助用資機材の整備など、消防力の強化を図ります。さらに、危険物・高圧ガス等による災害を防止し、また災害発生時の被害拡大を防止するため、防災関係機関の予防対策を推進します。

現状と課題

○地域開発などによる都市形態の変化に対応するため、消防施設や消防団装備の近代化に努めることが必要です。

○地震発生後は消火栓が使用できなくなる可能性も高いことから、その他の多様な消防水利を確保しておくことが必要となります。

主な取り組み

１　消防体制の整備と指導

【市の実施主体】 防災安全課

(1)　消防組織の整備

ア　消防体制の強化

市は、消防団員の人的確保に努め、各種の災害に対処し得る体制の強化充実を行います。また、消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善実践的な教育訓練体制の充実、若者・女性をはじめとして団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めます。

イ　予防査察体制の強化

可茂消防事務組合は、災害予防のための査察及び火災調査を徹底するため、予防査察体制の強化充実を図ります。

(2)　消防施設等の整備

市及び可茂消防事務組合は、消防活動の万全を期すため、消防施設、通信指令設備及び資機材を整備します。

(3)　機械器具の点検整備

災害時に消防用機械器具が十分に機能するよう、点検・整備を行います。

ア　消防用機械の点検整備

消防団は、各分団において定期日に機器の点検を行い、災害発生にかかる出動に備えます。

イ　消防水利整備保全

消火栓、防火水槽等は、定期的に各地域において点検して整備保全します。

ウ　その他の施設等の整備保全

消防車庫、無線機等を常時点検し整備保全を行います。

2 消防団員等に対する訓練

【市の実施主体】 防災安全課

災害の予防あるいは防火活動等の万全を期すため、消防団員等は、専門的な知識の習得及び技術の訓練を行います。

(1)　消防の近代化に伴い、一層高度の知識と技術が要請されることから、消防組織の質的向上を図るため消防団員等の県消防学校への派遣を推進します。

3 火災予防啓発

【市の実施主体】 防災安全課

災害の発生防止及び被害の軽減を図るため、市民に対し防火知識の普及と初期消火等一般的な消火技術の修得について、次の啓発活動を行います。

(1)　関係機関の協力

火災予防の啓発及び初期消火体制を推進するため、自治会・自主防災組織、官公署、会社、工場等に、消防機関が行う訓練に参加を求め火災予防の普及を図ります。

(2)　啓発の方法

ア　防災行政無線による防火等に関する広報を行います。

イ　「広報可茂消防」、「広報みのかも」に防火等に関する情報を掲載します。

ウ　火災予防チラシ等を各戸に配布します。

エ　自主防災組織等に消火器取扱訓練等の実施を要請します。

オ　異常気象時、その他必要なときには、防災行政無線による広報を行うとともに消防車、市広報車等によりパトロールを行います。

カ　春秋２回の「火災予防運動」及び文化財防火デーを推進します。

キ　消防団が年末夜警を実施します。

ク　花火大会や祭礼、イベント等、市民等が多数集合する場合には、必要に応じ特別警戒を行います。

ケ　火災予防ポスター等を公共施設、各自治会掲示板等に掲示します。

コ　林野火災訓練や林業従事者等を対象とした講演会を行います。

4 防火対象物の火災予防

【市の実施主体】 防災安全課

防火対象物の関係者に対し、防火等に関する専門的な知識、技術の指導あるいは施設に対する立入検査を行い、火災予防の指導を行います。

(1)　管理体制

火薬類、高圧ガス、危険物等の管理者及び取扱者は、これらの管理に十分注意し災害により保管場所が危険となったときは、可茂消防事務組合、加茂警察署その他関係機関へ速やかに連絡します。

(2)　保管場所の把握及び調査

可茂消防事務組合は、火薬類、高圧ガス、危険物等の保管場所を把握及び調査します。

5 文化財施設の防災

【市の実施主体】 文化振興課

(1)　指定文化財等の所有者、管理者

指定文化財等の所有者又は管理者は、施設を災害から保護するため、不燃化建築による保存庫、収蔵庫等の設置を行い、文化財の保存に努めます。また、建築物等には消火栓、消火器等を設置し防火に努めるとともに、指定文化財での火気の使用制限、施設内の巡視等を行い、災害予防に努めます。

(2)　市

ア　国、県指定の文化財の所有者毎に文化財防災台帳を作成し、文化財の保存状況の把握に努めます。

イ　所有者及び管理者に対する防災知識の普及を図るために、文化財の防災の手引きにより、その管理・保護対策について指導助言します。

ウ　自動火災報知設備、消火栓、放水銃、貯水槽、避雷設備等の防災・防火設備の設置を促進します。

エ　文化財保護指導員を委嘱し、文化財に関する定期的な点検を実施します。

6 火災警報等の取り扱い

【市の実施主体】 防災安全課

消防法第 22 条の規定により気象機関又は可茂消防事務組合が発令する火災警報は、次の方法で伝達します。

(1)　市防災行政無線（同報系）等による広報

(2)　消防車等による広報

7 林野火災予防対策

【市の実施主体】 防災安全課

(1)　防災意識の普及啓発

市及び関係機関は、山火事予防運動期間、林野火災予防運動等を通じて、防火意識の高揚を図るとともに、林業従事者、林野周辺住民、ハイカーなど入山者への啓発を推進します。

なお、市民等への啓発は、火災多発危険期や休日前に重点的に行うなど、林野火災の発生傾向に留意します。

(2)　火災警報発令時等の措置

可茂消防事務組合及び市は、火災警報発令時における火の使用制限とともに火災多発危険期における巡視及び監視の強化、火入れを行う者に対し適切な指導を行います。

なお、火災警報が発令された場合、林野の所有(管理)者は、可茂消防事務組合火災予防条例により次のとおり火の使用制限を行います。

ア　山林、原野において火入れをしないこと。

イ　煙火を消費しないこと。

ウ　屋外においてたき火をしないこと。

エ　引火性又は爆発性の物品その他可燃物の付近で喫煙しないこと。

オ　残火（たばこの吸いがらを含む。）、取灰又は火粉を始末すること。

カ　山小屋などにおいて火を使用するときは、窓、出入口等を閉じること。

第２節　災害救急医療体制の整備

基本方針

市は、医療・助産救護活動を迅速に実施し、人命の安全を確保するとともに、被害の軽減を図るために、必要な医療・助産体制の整備拡充を推進します。

現状と課題

○災害時には、同時に多数の負傷者が発生するため、医療要員の不足及び医薬品や医療材料の不足等、通常の医療体制では対応が困難となることが予想されます。

○迅速な医療活動の実施による救命率の向上のためにも、救出・傷病者情報の共有、被災地への出動手段等、消防機関等と災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）との連携について、事前に検討するとともに、周知に努めることが必要です。

主な取り組み

１ 災害救急医療マニュアルの整備

【市の実施主体】 健康課

災害時において、医療救護活動を円滑に行うため、医療機関の協力の下に、次の事項について、災害救急医療マニュアルを整備します。

ア　救護所の指定及び市民への周知

イ　救護病院の指定及び整備

ウ　災害支援の医療機関への状況把握と協力依頼

エ　救護所の設置運営方法の整備

オ　医療関係機関の役割

２ 災害医療体制の整備

【市の実施主体】 健康課

(1)　医療情報のシステム化

可茂消防事務組合、加茂医師会及びその他医療機関と、災害時における医薬品、空床状況及び医療従事者等を迅速かつ的確に把握できる体制の整備を行います。

(2)　医薬品等の確保体制

医薬品及び血液の確保体制の確立を推進します。

ア　救急医薬品、医療用資機材の備蓄

イ　調達体制の整備、流通在庫量の把握

ウ　医療血液輸送体制の確保、献血促進

(3)　医薬品等の備蓄

災害時の臨時救護所における応急手当てのため、次の施設に医薬品及び応急手当て機材の備蓄を行います。

ア　応急手当て機材備蓄場所

美濃加茂市保健センター

イ　救急箱設置場所
　　各連絡所
ウ　医療品・衛生材料の備蓄場所
　　災害時応急医療活動に関する協定事業所

3 効率的な医療の確保

【市の実施主体】 健康課

(1)　技術の取得及び研修

効率的な医療を確保するため、市、県及び医療機関は連携して、医療班等災害時の医療救護に携わる者に対して、トリアージ（選別）技術、災害時に多発する傷病の治療技術等の研修を行います。

(2)　災害医療の普及・啓発

心肺蘇生法、応急手当、トリアージに関し、市民への普及・啓発を推進します。

4 災害派遣医療チーム（DMAT）との連携体制の整備

【市の実施主体】 健康課

岐阜ＤＭＡＴの運用に係る計画に基づき、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）が医療活動を行えるよう連携体制を整備します。

5 疫病予防対策

【市の実施主体】 健康課

(1)　防疫体制の確立

災害時における防疫体制は、次のとおり行います。

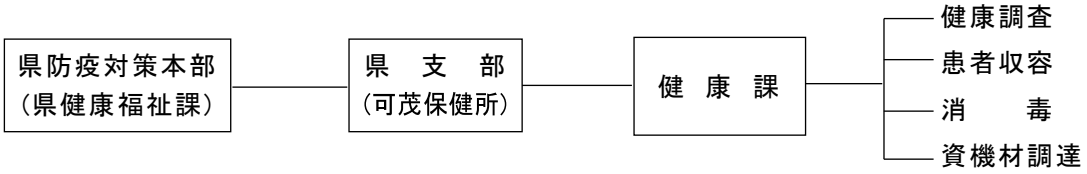

(2)　防疫用薬剤等の備蓄等

可茂保健所、可茂薬剤師会と連携して防疫用薬剤及び資機材を備蓄するとともに、調達計画を確立します。

(3)　感染症患者の医療提供体制の確立

市は、感染症患者又は無症状病原体保有者の発生に備え、県立多治見病院等感染症指定医療機関の診療体制の把握に努め、患者の搬送体制を整備します。

第 3 節　緊急輸送網の整備

基本方針

災害時には、道路・橋りょう等の損壊、障害物、交通渋滞等により道路交通に支障が生じる場合が多くなります。市は、迅速な災害応急対策を実施するため、緊急輸送を円滑に行うルートを確保する体制を整備します。

現状と課題

○災害時における被災者や応急対策活動に必要な人員、物資等の円滑な輸送を図るため、輸送路及び輸送手段等の確保について、あらかじめ体制を整備しておく必要があります。

○広域的には、県道等の緊急輸送路が整備されていますが、市域内の輸送について、主だった市道の安全性を確認する必要があります。

○緊急輸送路と災害対策拠点及び防災拠点（広域防災拠点、地域防災拠点、コミュニティ防災拠点）とのネットワークの確保は、物資輸送や応援体制の受入れなどに重要であることから、県が指定する緊急輸送路とのアクセス道路を市の緊急輸送路として選定し対策に努める必要があります。

主な取り組み

1 緊急輸送道路の確保

【市の実施主体】 土木課　都市計画課

国・県等と緊密な連絡をとり、沿道の耐震化推進を含めた幹線道路の防災対策を行います。また、建設団体の協力を得て、道路上の障害物の除去や国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ無電柱化の推進等、円滑な輸送道路確保のための体制を整備します。

緊急輸送道路	定 義	市域関係道路
第 1 次	県庁所在地及び地方生活圏の中心都市等の重要都市を連結し、広域の緊急輸送を担う道路	東海環状自動車道 国道 21 号、41 号、248 号 県道 207 号線（各務原美濃加茂線）
第 2 次	第1次緊急輸送道路と市役所及び知事が指定する主要防災拠点を連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路	国道 418 号 県道 63 号線（美濃加茂和良線） 207 号線（各務原美濃加茂線） 346 号線（富加坂祝線） 371 号線（美濃加茂川辺線） 347 号線（蜂屋太田線） 市道 若宮加茂野線、光徳田中線、正理インター線、佐口中之番線、太田本下古井 8 号線、 宮浦 535 号線、矢田 310 号線、井口石橋線、中部台 404 号線、

第 3 次	第 1 次、第 2 次緊急輸送道路と地区防災拠点（連絡所、避難所等を相互に連絡し、地区内の緊急輸送を担う道路	市道 西町作り洞線、山手線

2 地域内輸送拠点施設の確保

【市の実施主体】 商工観光課 施設管理者

(1)　県及び市は、地震による災害が発生した場合において、被災地への物資輸送を迅速かつ効率的に実施するため、応急輸送物資の中継拠点として、県は広域物資輸送拠点、市は地域内輸送拠点を整備し確保します。

(2)　市は、民間物流事業者などと連携し、調達から指定避難所までの輸送システムの構築を図るとともに、関係機関との訓練を実施します。

　また、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医療品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めます。

3 ヘリコプター緊急離着陸場の確保

【市の実施主体】 防災安全課

県及び可茂消防事務組合と連携し、災害時のヘリポートを確保します。

資料編　ロヘリコプター緊急離着陸場一覧

第４節　避難対策の充実

基本方針

市は、安全・迅速な避難路を確保するとともに、長期にわたる避難生活を考慮した避難施設（避難所）を整備するとともに、自主防災組織を育成し、地域ぐるみの避難誘導体制を確立します。

現状と課題

○災害時に迅速かつ安全に避難するためには、災害の状況や地域の実情に応じて適切な指定避難所、指定緊急避難場所を確保しておくとともに、地域で避難誘導体制等をあらかじめ定めておくことが重要です。また、大規模広域災害では広域避難及び広域一時滞在の可能性があるため具体的な避難・受入方法を検討しておくことが求められています。

○近年の事例では、避難情報が伝わっていなかったり、避難情報を受け取っても避難をしなかったりするケースが報告されており、日頃から、避難の基準及び方法に関して周知することが重要視されています。

○災害時に備えて、市職員や実際に指定避難所の運営に携わることが予想される人々を主な対象として、「だれが、いつ、なにを、どうする」かについて簡潔に示すことが求められています。

主な取り組み

１　避難対策

【市の実施主体】 都市計画課　土木課

(1)　避難時の安全性確保

市民は、日頃から、家族や地域で避難ルートについて話し合いや図上訓練等を行い、周囲の状況を鑑みて安全かつ迅速な避難ができるよう努めます。

「避難指示等の判断・伝達マニュアル」等を必要により深化させ、避難指示等判断基準の明確化・周知に努めます。

(2)　行政区域を越えた広域避難

行政区域を越えた広域避難が必要な場合は、岐阜県及び協定締結自治体との調整により対応します。

(3)　避難に関する広報

市民の避難行動が的確に行われるよう、指定避難所、指定緊急避難場所、災害危険区域等を明示したハザードマップ等を活用して広報活動を行います。この際、予想される災害に適した指定緊急避難場所を選択すること、避難時の状況等により指定緊急避難場所への移動がむしろ危険であると判断する場合は、近隣での緊急的な退避場所への移動又は屋内での安全確保等を行うべきこと等について周知します。また、避難対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な危険行動の喚起に努めます。

２　指定避難所等

【市の実施主体】 施設管理者

指定避難所（避難した居住者等が災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、又は災害により自宅へ戻れなくなった居住者等が一時的に滞在する施設）等を次のように定め、市民に周知を図るとともに、

良好な避難生活を過ごせるよう、環境の整備を推進します。そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、下水道又は浄化槽の排水経路等を踏まえたトイレの設置・使用可能状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとます。加えて、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトラック等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めます。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、歯科医師、歯科衛生士、保健師、助産師、看護師、管栄養士等による巡回の頻度、感染症予防対策の実施状況、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとします。

また、必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとします。

市は、避難所となる公共施設等の耐震化はもとより、非常用燃料の確保及び再生可能エネルギーの活用を含めた非常用電源、空調設備、バリアフリー化、貯水槽・給水タンク、衛生携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機等の整備に加え、排水経路を考慮した災害に強いトイレの確保や活用など避難施設を充実し、避難行動要支援者等にも配慮した施設整備を推進します。また、事前に避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用設計を含む避難所運営マニュアルを避難者（自主防災組織等)、施設管理者との協議により整備し実行性向上を図ります。この際、指定管理施設が指定避難所となっている場合は、役割分担等を定めるよう努めます。

市および指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めます。

(1)　初期避難所

災害が発生するおそれのある場合又は災害発生時等において応急的に開設します。

(2)　第１次避難所

市民の避難が必要であると認められる場合及び自主避難が予想されるときに開設します。

(3)　第２次避難所

大規模な災害のため、第１次避難所で対応できないときに開設します。この際、保育園等を乳幼児優先の避難所として開設します。

(4)　福祉避難所

特別な配慮を必要とする要配慮者（高齢者、障がいのある人、常時特別な医療等を必要とする在宅療養者)のための避難所を開設します。避難所では、その一角を仕切って専用スペースを設置します。

(5)　ペット同行避難所

ペット同行避難者のための避難所を開設します。避難所では、避難所外周や外通路等にペット専用スペースを設置します。

(6)　自主運営避難所

自治会公民館、民間企業施設等において、市民等が自主的に運営する避難所を開設します。

資料編　□指定避難所一覧

3 指定緊急避難場所

【市の実施主体】 防災安全課

災害の危険が切迫した場合に、安全な避難先を確保するため、災害の危険が及ばない場所または施設を災害の種類ごとに指定し、市民に周知します。

資料編　口指定緊急避難場所一覧

4 避難行動要支援者等の避難誘導体制の整備

【市の実施主体】 国保年金課 高齢福祉課 福祉課 防災安全課

市は、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自主防災組織、消防団等の防災関係機関、福祉・介護サービス提供者、障がい者団体等の福祉・介護関係者と協力して、情報伝達体制及び避難誘導体制を整備します。

地域ごとに、避難行動要支援者の安否確認の方法、避難誘導の担当者を定める等体制を整備します。

市は障害の種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進、その他の必要な施策を講じていきます。

市は障害の種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進、その他の必要な施策を講じていきます。

5 帰宅困難者対策

【市の実施主体】 防災安全課

交通機関の停止等により自力で帰宅することが困難となる人々が一部の駅で大量に発生することから、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や安否確認手段について広報するとともに、駅周辺において一時滞在のための避難所を開設します。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことができるよう必要な整備を促し、さらに大規模な集客施設等の管理者に対しては、利用者の誘導体制の整備を促します。

6 広域避難体制の整備

【市の実施主体】 防災安全課

他自治体の住民が行政区域を越えた広域避難が必要となり当該自治体等から避難住民の受入れの要請があった場合、避難住民を受入れます。受入れた避難住民の広域一時滞在等の避難先は、避難所の中から、施設管理者と調整のうえ、受入施設を決定します。

また、美濃加茂市民が行政区域を越えた広域避難が必要となった場合に備えるため近隣及び遠隔の自治体との災害時応援協定により、市外への避難体制の整備に取り組みます。加えて、他都道府県からの避難者や観光客の受入を想定した避難対策を検討するものとします。

行政区域を越えた広域避難が必要となった場合は、住民の受入れについて、県内の他の市町村と協議します。また、他の都道府県の市町村の区域に滞在させる必要があるときは、岐阜県に対して他の都道府県と協議するよう求めます。ただし、緊急を要すると認めるときは、岐阜県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村と協議します。

7 在宅避難者等の支援

【市の実施主体】 防災安全課 福祉課

市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみでは避難者等を受け入れることが困難となる場合

に備えて、あらかじめ地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとします。

8 車中泊避難者の支援

【市の実施主体】 防災安全課　福祉課

市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとします。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとします。

9 避難情報の把握

【市の実施主体】 防災安全課　健康課

市は、感染症予防等により避難所以外への多様な避難形態が発生することを踏まえ、住民の安否や必要な支援についての情報の把握・認識する体制の構築に努めるものとします。

また、保健師、福祉関係者、ＮＰＯ等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組みを円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとします。

10 デジタル技術を活用した被災者支援

【市の実施主体】 防災安全課　総務課

市は、被災者の生活再建に必要な罹災証明書の迅速かつ効率的な発行も含め、被災者のニーズに応じたきめ細やかな支援を実施できるよう、マイナンバーカードを使用したシステムや専用アプリの活用による避難者の把握・管理などのデジタル技術を活用した取組みについて、国の動向も踏まえつつ、導入に向けた調査・研究に努めるものとします。

市は、指定避難所以外への避難者の人数や必要物資等の把握が可能となる「分散避難システム」等を活用し、指定避難所以外への避難者に対しても、迅速な支援を行うことができる体制を構築するものとします。

また、地域における防災訓練や研修の場などを通じ、市民に対して「分散避難システム」を広く周知し、災害時における活用を推進するものとします。加えて、国が構築している「クラウド型被災者支援システム」など、被災者支援に資するシステムの調査・研究に努めるものとします。

第 5 節　備蓄体制等の整備

基本方針

市は、家庭、地域、事業者等での自主的備蓄を推進するとともに、災害用非常食や生活物資等の備蓄を行います。さらに、他市町村との相互応援協定や防災関係機関及び流通在庫等の保有業者との協力体制を整備し、円滑な食料・物品等の確保を行います。

現状と課題

○東日本大震災では甚大な被害を受けた市町村は不足物資のニーズを把握することさえ容易でなく、物資が被災者に配送されるまでに時間がかかりました。当面の間は各地区が自立して市民の生命や最低限の生活を守り、近隣の救助・救命活動も行えるよう、備蓄を充実する必要があります。

○市民や事業者等は、災害に備え一定の生活物資等を確保する必要があります。また、市は、避難直後の市民の応急生活を支えるために、備蓄倉庫の増設と一定の飲料水、トイレ、生活物資等を確保する必要があります。

○災害時における食料等の生活物資の調達は、災害の規模に大きく左右されますが、飲料水・食料は、行政の調達や市場の流通が一定程度確保されると言われる概ね 3 日間を目途に各世帯が準備しておくことが必要とされています。

主な取り組み

1 備蓄による確保

【市の実施主体】 防災安全課

(1)　個人備蓄

災害発生後 3 日間の生活に必要な食料、飲料水、生活必需品等の備蓄を推進します。

(2)　公共備蓄

ア　アルファ米、クラッカー、ペットボトルの飲料水等緊急対応の可能な食料品

イ　救急・救助活動資機材等緊急性の高いもの

ウ　使用頻度の高い生活必需品

エ　避難行動要支援者、乳児及び女性の生活必需品

オ　流通業者からの調達が困難なもの又は流通在庫の不足量を補完するもの

2 食料及び生活必需品の確保

【市の実施主体】上下水道課　商工観光課　農林課　会計課

備蓄以外に、緊急に必要となる食料、飲料水、生活必需品等を確保・供給する措置は、次のとおりです。

(1)　緊急物資調達に関する機関、業者との調達協定の締結及び連携

ア　食料、飲料水、衣料等については、市内各事業者等との協定に基づき、安定供給を行います。

イ　物資の輸送拠点として利用可能な民間事業者の管理する施設等の把握に努めます。

(2)　食料配送協定等の提携及び連携

給食サービスを行っている者と、配食に関する協定の締結に基づいた食料供給業務

(3)　応急給水用資機材等の運用（給水車等）

３ 地域における防災資機材の整備

【市の実施主体】 防災安全課

市内８地区に防災備蓄倉庫を設置し、資料編に掲げるとおり資機材を備蓄しています。その他に、大型備蓄倉庫を設置しています。今後さらに、指定避難所に隣接した避難所用備蓄倉庫を整備します。

また、自主防災組織及び自治会等が備蓄倉庫を設置する場合は、補助を行い整備の促進を図ります。

資料編　□各地区備蓄倉庫備蓄品一覧

第６節　災害時における要配慮者支援対策の強化

基本方針

災害時における要配慮者（高齢者、障がいのある人、常時特別な医療等を必要とする在宅療養者、日本語に不慣れな外国人、妊産婦、乳幼児、児童など）への支援については、ＮＰＯ、ボランティア団体、市民等の連携により支援体制を確立します。

また、要配慮者の中で、避難時において特に支援が必要な者に対し災害時要配慮者マニュアル等を基礎に、必要な支援を実施します。

現状と課題

○地域（自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員）、福祉・介護関係機関やケアマネジャー等を含めたネットワークづくりが課題となっています。

○女性や子ども、性的少数者等の避難者を想定したダイバーシティの視点を取り入れた防災対策を行うことが課題となっています。

主な取り組み

１ 要配慮者支援の仕組みの整備

【市の実施主体】 高齢福祉課　福祉課　防災安全課

市は、平常時から要配慮者支援の仕組みを担当する部署を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災状況を把握した上で、関係者が連携して、要配慮者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組み）などの要配慮者支援の仕組みの整備等に努めます。

また、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めます。

２ 地域ぐるみの要配慮者支援

【市の実施主体】 国保年金課　高齢福祉課　福祉課　防災安全課

地域ぐるみで要配慮者の安全確保を図るため、情報伝達、避難誘導、救助等の体制づくりを、自治会、自主防災組織、社会福祉施設、民生委員・児童委員、社会福祉協議会（福祉委員）、災害協力隊、消防団、可茂消防事務組合、加茂警察署及び市等が連携して行います。

３ 要配慮者支援のための防災知識の普及

【市の実施主体】 国保年金課　高齢福祉課　福祉課　こども未来課　子育て支援課

要配慮者を災害から守るための防災知識の普及、啓発を行うとともに、地域、社会福祉施設等において適切な防災訓練、防災教育が行われるよう指導します。

(1)　社会福祉施設等

社会福祉施設は、職員、入所者等に対し、災害から守るための防災訓練（特に夜間）、防災教育等を行います。

(2)　特別な配慮を必要とする要配慮者（高齢者、障がいのある人、常時特別な医療等を必要とする在宅療養者）

特別な配慮を必要とする要配慮者は、自分の身体状況等に応じた生活方法、介護方法、医療データ等を把握し、日常生活に必要な用具、補装具、医薬品等の入手方法を明確にします。

(3)　市民

市民は、積極的にボランティアとして活動するなど、要配慮者の生活についての知識の習得を行います。

4 施設、設備、福祉避難所等の整備等

【市の実施主体】 国保年金課　高齢福祉課　福祉課　こども未来課　子育て支援課　防災安全課　教育委員会

(1)　要配慮者の災害対応能力に配慮し、次の施設、設備等の整備を行います。

ア　災害時に次の特別な配慮を必要とする要配慮者の受入れ可能な施設を、福祉避難所として整備します。

①身体障がい者（視覚障がい者、聴覚障がい者、肢体不自由等）②知的障がい者　③精神障がい者　④高齢者　⑤人工呼吸器、酸素供給装置等を利用している在宅の難病患者・医療的ケアを必要とする者　⑥妊産婦、乳幼児、病弱者、傷病者の内、市の保健師が判断した者

イ　福祉避難所として機能するための必要な資機材を整備します。

ウ　福祉避難所には人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保を行います。

(2)　避難確保計画の作成

ア　地域防災計画に名称及び所在地を定められているよう要配慮者利用施設の所有者または管理者は、関係機関の協力を得て、洪水時又は土砂災害に係る避難確保計画を作成するほか、洪水時に係る避難確保計画に基づく自衛水防組織の設置に努めます。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告するとともに、当該計画に基づき避難誘導等の訓練を実施します。

イ　市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うように努めます。

5 人材の確保

【市の実施主体】 高齢福祉課　福祉課

避難所等の要配慮者を支援する人員を確保するため、次の対策を推進します。

(1)　福祉援助職、手話通訳者、外国語通訳者等の広域的なネットワーク化

(2)　ボランティア活動の支援等

(3)　日頃から、ボランティアの受入れに積極的に取り組むなど、災害時の人員の確保

6 女性や子ども等に対する支援及び体制整備

【市の実施主体】福祉課　健康課　こども未来課　子育て支援課　ひとづくり課

女性や子ども、性的少数者等の避難者を想定したダイバーシティの視点に基づく防災対策について理解を深め関係機関等が連携する体制を整えるため、次の対応を推進します。

(1)　ダイバーシティの視点に基づく防災知識の普及促進

(2)　男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営

(3)　避難所運営の構成員は男女双方から選出

(4)　避難所等に女性専用スペースの確保

7 外国人に対する支援及び体制整備

【市の実施主体】 多文化共創課

言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人が災害時に適切に行動できるよう、次の対応を推進します。

(1)　多言語によるハザードマップ等による防災知識の普及

(2)　防災訓練や防災教育等への外国人の参加

(3)　当市以外の外国語通訳者等の確保及び支援体制の整備
(4)　避難所等の標識をユニバーサルデザイン化及び多言語化の推進
(5)　訪日外国人旅行者等を受け入れている事業者や施設と連携し避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制の整備

8 避難行動要支援者名簿の整備及びその活用

【市の実施主体】 福祉課

避難行動要支援者名簿を整備するとともに避難支援等関係者に提供し、必要な措置を実施します。

また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討します。

(1)　避難支援等関係者

市は避難支援等関係者となる次の団体及び個人に対し、避難行動要支援者名簿情報を提供します。

なお、本人の同意が得られない場合には、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあるときに限り情報提供します。

避難支援等関係者	民生委員・児童委員、社会福祉協議会（福祉委員）、自主防災組織、自治会、消防団、可茂消防事務組合、加茂警察署

(2)　名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、次のとおりとします。

ア　要介護３以上の認定を受けている者
イ　身体障害者手帳１、２級
　　療育手帳Ａ判定
　　精神障害者保健福祉手帳１、２級
　　のいずれかを所持している障がい者
ウ　６５歳以上のひとり暮らし又は７５歳以上の高齢者のみの世帯のうち、支援を希望する旨申出のあった者
エ　その他市長が特に必要と認める者

(3)　名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

避難行動要支援者のうち、要介護認定者は高齢福祉課、障がい者は福祉課がそれぞれ管理する台帳に掲載されている情報の中から入手します。入手する事項は、次のとおりです。

ア　氏名　　イ　生年月日　　ウ　性別　　エ　住所又は居所
オ　電話番号その他連絡先
カ　避難支援等を必要とする理由
キ　その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

また、６５歳以上のひとり暮らし又は７５歳以上の高齢者のみの世帯のうち支援を希望する者は、申し出により把握します。

(4)　名簿の更新

市は、転入・転出、介護認定、身体障害者手帳等の事務を通じて避難行動要支援者名簿を定期的に更新し、名簿情報を最新の状態に保持します。

(5) 名簿提供における情報管理

市は、避難行動要支援者名簿を提供するときは、個人情報の保護のために、次に掲げる措置を行います。

ア　災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを事前に説

明します。

イ　各避難支援等関係者へは、担当する地域の避難行動支援名簿に限り提供します。

ウ　避難行動要支援者名簿の提供先が団体である場合は、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取り扱う者を限定するよう指導します。

エ　避難行動要支援者名簿については、施錠可能な場所へ保管するなど、厳重なる保管を行うよう指導します。

オ　避難行動要支援者名簿を、必要以上に複製しないよう指導します。

(6)　円滑に避難するための通知又は警告

避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、以下の点に配慮します。

ア　高齢者や障がい者に、わかりやすい言葉や表現を選んで伝えること。

イ　高齢者や障がい者に、必要な情報と伝達手段を選んで伝えること。

(7)　避難支援等関係者の安全確保

ア　避難支援等関係者に対して、自身の生命を守ることが最優先であり、その上で避難行動要支援者の避難支援を行うよう徹底します。

イ　避難行動要支援者に対して、避難支援等関係者はできる限り支援するが、支援できない可能性もあることを説明します。

9 個別避難計画の作成及びその活用について

【市の実施主体】 福祉課

市は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、 地域住民、ＮＰＯ等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めます。また、避難行動要支援者の居住地におけるハザードの状況、当事者本人の心身の状況、独居等の居住実態等を考慮し、優先度が高い者から個別避難計画を作成していきます。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意します。

市は、個別避難計画に、避難行動要支援者名簿に記載する事項のほか、避難支援等を実施する者や避難場所、避難経路等の事由を記載し、関係者と連携して、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するものとします。また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めます。

市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討していきます。

市は、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、当該計画に係る避難行動要支援者本人及び避難支援等を実施する者の同意を得ることにより、あらかじめ個別避難計画を提供するとともに 、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図ります。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じます。

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮を行います。

市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めます。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めていきます。

第 3 編　災害応急対策

第1章　一般災害対策

第１項　市民、事業所の初期活動

第１節　災害時の市民の対応

１ 市民による情報収集

市民は、日頃から気象予警報やその他の災害情報に注意し、市の発表する情報提供手段を把握し、災害情報や避難指示等の情報を次の手段により取得に努めます。

情報の発信先	情報の内容	
市	広く周知される災害情報	・消防車、広報車からの情報 ・防災行政無線からの情報 ・防災ラジオからの情報 ・広報紙、チラシ類の印刷物
	パソコン・携帯電話等を利用した災害情報	・すぐメールみのかもからの情報 すぐメールみのかもは、配信サービスの利用登録（無料）をされた市民の携帯電話へ行政情報等を配信する電子メールサービスです。災害等による避難指示等の緊急災害情報が配信されます。 ・美濃加茂市防災アプリ 美濃加茂市防災アプリは、スマートフォンにダウンロード（無料）することで利用可能です。アプリをダウンロードするとスマートフォンに緊急災害情報等が配信されます。 ・市ホームページ、ＳＮＳ（ソーシャルネットワーキングサービス）等のインターネットによる広報
防災関係機関	岐阜県	・岐阜県川の防災情報 岐阜県域の雨量・水位情報、河川の状況等をリアルタイムで提供するホームページ (http://www.kasen.pref.gifu.lg.jp/) ・ぎふ土砂災害警戒情報ポータル 県内の土砂災害警戒情報 (http://alert.sabo.pref.gifu.lg.jp/) ・岐阜県総合防災ポータル 避難指示、気象情報、緊急情報等災害に関する情報 (http://www.pref.gifu.lg.jp/bousai/) ・岐阜県道の情報 県内の道路規制情報 (http://douro.pref.gifu.lg.jp/Road_Maintenance/kisei.asp)
	気象庁	・気象庁ホームページ 気象や津波などの注意報、警報、雨量等の情報 (http://www.jma.go.jp/)
報道機関	・新聞、ラジオ、テレビ等報道機関からの情報	

携帯電話事業者	・緊急速報メールからの情報 エリア内の利用者に緊急地震速報等の情報を配信するサービスです。
その他	・自治会、自主防災組織等からの情報

2 市民の避難活動

(1)　避難の準備

市民は避難をしようとするときには以下の事項に留意して、被害の拡大防止に努めます。

ア　災害情報や避難情報に注意を払い、早めの避難の準備、避難開始

イ　避難する場所を確認し、できるだけ安全に避難できる経路を選択

ウ　テレビ、ラジオ、インターネット等で最新の情報を確認し、危険を感じたら市の避難指示等の発令をまたず、自主的に避難

エ　避難に際しては、ガスの元栓を閉め、電気製品のスイッチ、電気のブレーカーを切り、必ず火気危険物等の始末をすること。

オ　非常時持出品袋の内容を確認及び必要な常備薬等の準備

(2)　避難時の心構え

市民は避難時には、以下の事項に留意して、できるだけ安全に避難します。

ア　市や消防からの避難の呼びかけ（避難指示・指示の発令）があった場合は、速やかに避難を開始

イ　避難するときは動きやすく、気温等の気象状況に応じた服装を着用

ウ　非常時持出品以外の荷物は持ち出さないこと。

エ　避難する場合は、近隣にも声をかけできるだけ複数人での行動を心がけること。

オ　できるだけ車での避難を避け、徒歩により避難

カ　道路上に車両等を放置しない。やむを得ず道路上に車両を置く場合は、鍵をつけておくこと。

(3)　避難時の注意点

市民は、避難時には、以下の注意点に留意します。

ア　河川沿いの道路、堤防上を歩くことは避けて、できるだけ安全な道路を選び、側溝や水路に転落しないよう注意すること。

イ　崖や急傾斜地沿いの道路は通らないように避難

ウ　万が一、避難が遅れて危険が迫った場合は、近くの丈夫な建物へ避難

エ　落下物に注意し、高い建物沿いから離れて道の中央付近を歩いて避難

オ　倒壊した建物、電柱等、ガラスの散乱物等を避け、安全な経路を選択して避難

カ　火災等に留意し、火災の延焼の危険がある場所を避けて避難

キ　道路のひびや段差、地震による液状化による道路の歪みに注意し避難

(4)　自宅における被災生活

ア　各家庭で準備した食料、飲料水、生活必需品の活用

イ　食料・飲料水の供給やトイレの使用等が必要な場合は、避難所を活用

ウ　利用可能な物は再利用に努め、ごみの排出を抑制

エ　停電時に外出する際には、通電火災を防ぐため、電気のブレーカーを切ってから外出すること。

3 自主防災組織等の災害時の活動

(1)　活動内容

自主防災組織は、災害発生時において組織員の安全が確保できる範囲において、「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神のもと、以下の活動を実施し、被害拡大の防止に努めます。

ア　被災情報の収集伝達、防災関係機関との連絡
イ　地区住民の安否確認、避難誘導
ウ　負傷者の救出・救護・応急手当
エ　出火防止の呼びかけ、初期消火
オ　避難所の自主運営
カ　非常食等の救援物資の配布協力等

(2)　活動における留意点

ア　災害時の身の安全の確保（自助）

災害発生時において、自主防災活動の第一の目標は、自助として自分の身を守ることに努めます。

イ　自主防災活動（共助）への参加

市民は、災害発生時には家族や地域と協力しあって、被害の拡大防止や軽減を図るため、可能な範囲で自主的な防災活動に努めます。

ウ　情報の収集伝達

自主防災組織は、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して、連絡所を通じて、市本部へ報告します。また、防災関係機関の提供する情報を地域内の住民に伝達して、不安の解消を図るとともに、的確な応急活動を実施します。

第２節　災害時の事業所の対応

１ 事業所による応急対策

事業所は、次に掲げる措置をはじめ、来訪者や従業員等の身の安全を図るとともに、自助、共助の精神に基づき地域と連携し、初期消火、救出・救助、応急救護活動等を実施します。

(1)　事業所等内で実施する応急対策

ア　来訪者や従業員等の安全を確保する。

イ　出火防止、初期消火を速やかに実施する。

ウ　救出、救護活動を行う。

エ　施設の安全を確認する。

オ　正確な情報を収集、提供する。

カ　事業所等内に留まることが危険な場合は、指定緊急避難場所等に避難する。

キ　従業員の一斉帰宅を抑制する。

(2)　事業所等周辺で実施する応急対策

ア　地域の初期消火、救出、救助活動を住民と協力して実施する。

イ　事業所等内の安全が確保されている場合、可能な範囲で周囲からの避難者を一時的に受け入れる。

(3)　事業継続計画に基づく事業継続

応急対策とともに、事業継続計画に基づく事業の継続に努め、地域住民の生活安定化に寄与する。

第２項　応急体制

第１節　防災体制(一般災害)

第１　市本部運用計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の市本部の運用に関する計画は、次のとおりです。なお、地震災害については、第３編第２章「地震災害対策」により対応します。

１　市本部の体制等

【市の実施主体】 全ての課

市が災害対策本部等を設置する場合の基準、参集要領等は次のとおりです。

種別	基準	出動職員	実施要領等
準備体制	美濃加茂市に、各注意報が発表され、防災安全課長が必要と認めたとき。 大雨注意報 強風注意報 洪水注意報	防災安全課員	1　防災無線室へ出動又はその他の方法により気象情報を収集 2　今後、注意を要すると判断した場合には、防災安全課長に伝達 3　防災安全課長は、注意を要すると判断した場合には、防災安全課員を招集
	今渡観測所の水位が4.0mに達し、今後更なる水位上昇が見込まれるとき。	防災安全課長 土木課長 防災安全課員 加茂川排水機場管理者	1　防災安全課員は、防災安全課長、土木課長を招集 2　土木課長は、加茂川排水機場管理者に排水機場への出動を指示 3　防災安全課長は、現状等について、総務部長、建設水道部長に伝達 4　各部長は、必要に応じて、所管課長に伝達
	今渡観測所の水位が4.4mに達し、今後更なる水位上昇が見込まれるとき。	総務部長 建設水道部長 防災安全課長 土木課長 防災安全課員 加茂川排水機場管理者 土木課員	1　防災安全課長は、総務部長、建設水道部長を招集 2　総務部長は、市長、所管副市長、副市長に伝達 3　副教育長は、教育長に伝達 4　土木課長は、加茂川排水機場管理者と連絡をとり、必要な課員を招集

種別	基準	出動職員	実施要領等
警戒体制	市警戒本部設置 ・美濃加茂市に、各警報が発表されたとき。 大雨警報(浸水害) 大雨警報(土砂災害) 洪水警報 暴風警報 ・今渡観測所の水位が 5.5ｍ（氾濫注意水位）に達したとき。 ・その他市内に災害の発生が予想されるとき。	全部長級 防災安全課長 議会事務局長 防災安全課員 その他部課長が指示した者	1　総務部長は、全部長級、議会事務局長を招集 2　経営企画部長は、市長、所管副市長、副市長に伝達 3　副教育長は、教育長に伝達 4　部長は、状況に応じ必要な課長を、課長は、状況に応じ必要な課員を招集 5　職員は、勤務時間外においては自宅待機
第1次非常体制	市災害対策本部(以下、市本部)設置 ・美濃加茂市に特別警報（又は準ずる状況）が発表されたとき。 ・木曽川、加茂川、川浦川が氾濫危険水位に達したとき。（詳細は避難判断マニュアルを参照） ・市内に災害が発生したとき、または、災害が発生する危険性が非常に高いと判断したとき。 ・その他市長がこの体制を命じたとき。	市長 所管副市長 副市長 教育長 全部長級 議会事務局長 その他本部が指示した者（会計年度任用職員を含む）	1　災害対策本部の設置 2　職員は、本部の指示により所定の場所に出動し、災害対策本部における分担任務を遂行
第2次非常体制	・災害が発生し、大規模な被害が予想されるとき。 ・災害救助法が適用されるとき。 ・その他市長がこの体制を命じたとき	全職員（会計年度任用職員を含む）	1　本部長は、全職員を招集 2　全職員は、本部の指示により所定の場所に出動し、災害対策本部における分担任務を遂行

2 体制等の特例

【市の実施主体】 防災安全課

市本部長が、災害の種類、状況その他により１に定める体制により難いと認めるときは、特定の部課に対応を指示します。

3 体制等の伝達

【市の実施主体】 全ての課

市本部の設置、体制の配置あるいは、閉鎖等を決定したときは関係機関等に伝達します。ただし、市本部を設置していない段階の体制においては省略することができます。

4 体制等の解除

【市の実施主体】 防災安全課

水位、気象情報等が市本部の参集要領等に定める基準に満たなくなった場合、または、天候の回復が見込める場合にはその体制を解除します。

第２ 職員への伝達及び動員計画

１ 動員の方法

【市の実施主体】 全ての課

市本部における職員等の動員は、次のとおりです。

ア　勤務時間内

庁内及び出先機関への連絡方法は、所管部長が所管課長に伝え、各課長から課員に伝達します。

イ　勤務時間外

（ア）　大雨・洪水・強風のいずれかの注意報の通知を受け、災害発生が予想される場合、防災安全課長は、準備体制を決定し伝達します。

（イ）　準備体制及び警戒体制における職員への伝達方法は、緊急連絡網又は職員緊急メールとします。

２ 応援の要請

【市の実施主体】 キャリアサポート課

各課における災害応急対策に当たって職員が不足するときは、キャリアサポート課を通じて応援を要請します。キャリアサポート課は調整し応援を行う課を決定します。

なお、市本部における応援が不足し、その作業（事務）をボランティアにより補うことのできる場合は、ボランティアに委任し、不足するときは県支部（可茂県事務所）に職員の応援又は派遣を要請します。

職員の応援要請に当たっては次の事項を明示して行います。

ア　従事すべき作業の内容

イ　就労（勤務）の場所及び集合の場所（要員移送の方法）

ウ　職種及び男女の別（特に必要があれば機関名又は職員名）所要人員

エ　就労の期間(○月○日～○月○日まで)

オ　携帯品その他必要事項

第２節　通信の確保

被害状況その他の情報の報告等災害時における連絡を確実に行い、迅速、的確な災害応急対策活動を行うため、災害発生後直ちに通信手段の確保を行います。

１　災害時における通信対応

【市の実施主体】 総務課　秘書広報課　防災安全課

通信の種類	詳細
一般加入電話(災害時優先電話)	回線の輻輳（ふくそう）による通話規制に伴い、市庁舎内でも電話が輻輳するおそれがある場合には、災害時優先電話以外を規制することで必要な通信を確保します。
携帯電話(災害時優先電話)	防災安全課において災害時優先電話として登録されている携帯電話を活用します。
県防災行政無線	災害時において、有線通信途絶時で緊急を要する場合は、県防災行政無線により県本部及び県支部と連絡を行います。 専用光ケーブル回線を利用した電話とＦＡＸ 衛星通信回線を利用した電話とＦＡＸ
衛星携帯電話	有線通信施設等の施設が被害を受け通信不能となった場合は、衛星携帯電話による通信を確保します。
市防災行政無線(移動系)	市本部、連絡所、消防団車両との間で交信し、災害情報の収集、伝達を行います。
インターネット	光ケーブルを利用したメール等の通信
減災コミュニケーションシステム	閉域網を利用した双方向通信による機能により、電話網が破綻した地域の避難所との通信ツールとして活用します。
MCA 無線	地震等に強く、災害の影響を受けにくい無線で、災害現場、医療機関、避難所等と音声に加え画像送信やチャット機能を利用したグループ通信ツールとして活用します。

２　通信の確保

【市の実施主体】 総務課　秘書広報課　防災安全課

各課は、災害発生後直ちに情報伝達手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行います。

また、上記の災害等における通信対応が不可能になったときは、東海地方非常通信協議会の市内の構成員に対し通信施設の利用を要請します。

資料編　□東海地方非常通信協議会（市内）

第３項　緊急活動

第１節　情報の収集･伝達･広報

第１　警報･注意報･情報伝達等の計画

１　警報等の把握

【市の実施主体】 防災安全課

防災安全課は、気象注意報等が発表されているとき等災害発生の危険があるときは、県防災行政無線によるＦＡＸ通信や気象庁のホームページ、ラジオ、テレビ放送等により情報を収集します。

伝達される警報等の区分は、次のとおりです。

伝達(連絡)機関	警報種別等
県本部(危機管理部門)	気象等に関する注意報・警報、情報についての全文及び対策指示事項が伝達されます。
県支部(可茂土木事務所)	丸山ダムと川辺ダムの放流量の合計が 4,000 ㎥/S を越えた場合には、各ダムの放流量が伝達されます。
ＮＴＴ西日本(株)	気象警報についてＦＡＸにより伝達(警報のみ)されます。
関西電力(株)今渡ダム	今渡ダムの放流について４段階により伝達されます。
中部電力(株)川辺ダム	全放流量が 1,000 ㎥/S 以上になったとき、ダム放流量等が伝達されます。

２　警報の伝達

【市の実施主体】 秘書広報課

気象警報は、市民メール（すぐメールみのかも)、職員メールにより、市民及び市職員へ伝達します。

特別警報は、市民メール、職員メールに加え、防災行政無線により伝達します。また、緊急速報メール、ＳＮＳが配信されます。

３　異常現象発見時の対策

【市の実施主体】 土木課　都市計画課　防災安全課

(1)　発見者の通知

異常現象を発見した者は、その現象が水防関係に関する場合は土木課又は防災安全課に、火災に関する場合は可茂消防事務組合に、その他に関する場合は防災安全課又は加茂警察署に通報します。

(2)　関係機関への連絡

市が異常現象を承知したときは、県、岐阜地方気象台及びその異常現象によって災害の予想される近隣市町村に連絡します。

(3)　市は、異常現象を発見し又は通報を受けたときは、その現象によって災害の発生が予想される地域の市民及び関係機関に周知します。

４　雨量観測等による気象状況の把握

【市の実施主体】 防災安全課

市は、各地区に雨量計及び河川水位計を設置し、状況の把握に努めるとともに、山崩れ、がけ崩れ、土石流、出水警戒、市民の避難等に対し、必要な対策をとります。また、雨量及び水位の観測状況は市

ホームページで公表するとともに、必要に応じて県本部に連絡を行います。

資料編　□雨量観測計、河川水位計の設置場所一覧

第２ 被害情報の収集･伝達

被害状況及び災害応急対策等の情報の調査報告（速報）あるいは収集は、次のとおり行います。

１ 被害状況の調査体制

【市の実施主体】 関係各課

被害状況の調査は、次に掲げる課において関係の機関及び団体と協力して行います。ただし、被害の調査に技術を要する場合あるいは被害が甚大で調査の不可能なときは、県本部に連絡し、関係機関等の応援を求めて行います。

被害等の区分	担当課	協力機関
住家等一般被害	税務課	自治会長、民生委員・児童委員
障がい者施設被害	福祉課	施設管理者
介護施設被害	高齢福祉課	
高齢者施設被害		
児童福祉施設被害	こども未来課 子育て支援課 保育園	施設管理者
医療施設被害	健康課	施設管理者、医師会、歯科医師会、薬剤師会
衛生施設被害	環境課	清掃業者、し尿汲取り業者
商工業施設被害	商工観光課	商工会議所、中部電力パワーグリッド(株)、関西電力(株)、ＮＴＴ西日本(株)、携帯電話会社、東邦ガス、エルピーガス協会、金融機関、災害関連物資調達協定事業者
観光施設被害	商工観光課	観光協会、旅館組合
農業関係被害	農林課 農業委員会	農業協同組合、農業共済事務組合、漁業協同組合 畜産協会
農林業施設関係被害	土木課等	土地改良区
林業関係被害	農林課 農業委員会	森林組合
土木施設被害	土木課	建設防災協力会
都市施設被害	都市計画課	建設防災協力会
教育関係被害	教育総務課	小中高等学校、幼稚園、短期大学、学校給食センター調理業務委託業者、学校給食物資登録業者
上下水道関係被害	上下水道課	上下水道協同組合、施設管理業者
市有財産被害	総務課	施設管理者、建築災害復旧協力会
文化財関係被害	文化振興課	各関係機関
消防関係被害	防災安全課	可茂消防事務組合、消防団
水防関係被害	土木課等	建設業協会
総合被害状況	防災安全課	(各課からの報告の取りまとめ)

この際、大規模災害等における庁内の収集・伝達系統は、次のとおりです。

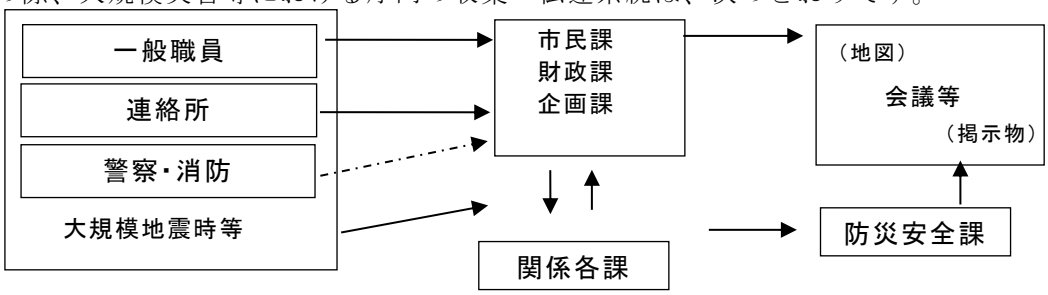

2 調査及び報告等

【市の実施主体】 関係各課

被害状況等の調査報告は、災害の種別その他の災害条件によって一定ではありませんが、次のように調査報告を行います。

種別区分	調査報告事項	報告時限
即時報告 (災害速報)	災害が発生し又は発生しようとしている場合、発生状況、被害概況、防護応急活動状況等を即時に報告します。	発生の都度即時
概況調査報告	災害により被害が発生したとき、直ちにその概況を調査し報告します。	発生後毎日定時
中間調査報告	概況調査後被害が増大し、あるいは減少したとき、及び概況調査で省略した事項を調査し報告します。	被害の状況が概ね確定した時
確定(詳細)調査報告	災害が終了し、その被害が確定したときに全調査事項を詳細に調査し報告します。	応急対策を終了した後 20 日以内

(注)　1　毎日定時に報告を必要とする場合は、防災安全課が、その時刻、回数、期間を検討のうえ指示します。

2　調査及び報告は、その必要が認められない事項については省略し、また、状況に応じ２以上の調査報告をまとめて行います。

3 調査、報告を要する災害の規模

【市の実施主体】 防災安全課

県に対する被害状況等の調査報告は、概ね次の各号の基準のいずれかに該当したときに被害のあった項目について行います。

(1)　第３編第１章第２項第１節第１の１「市本部の体制等」により第１次体制、第２次体制、第３次体制をとったとき。

(2)　県又は市が災害対策本部を設置したとき。

(3)　市地域内において自然災害により住家の被害が発生したとき。

(4)　災害の発生が県下広域に及び県地域に相当の被害が発生したと認められるとき。

(5)　災害復旧費が国庫補助又は県費補助等の対象となる災害が発生したとき。

(6)　災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて報告する必要があると認められるとき。

4 情報の収集、報告

【市の実施主体】 防災安全課

防災安全課は、次の方法により情報を収集し、報告（即時報告、概況調査報告、確定調査報告等）します。

なお、被害状況等の各部門の取りまとめ及び部門別の県本部又は県支部に対する報告は、それぞれの担当課において行います。

(1)　各課は、部門ごとに被害の状況及び災害応急対策実施状況を調査し取りまとめます。
　　なお、即時報告については、防災安全課において取りまとめます。
(2)　各課は、取りまとめた情報を県本部又は県支部に報告するとともに防災安全課に通報します。
(3)　防災安全課は、上記内容を被害情報集約システムにより報告するとともに、必要に応じ加茂警察署等へ連絡します。

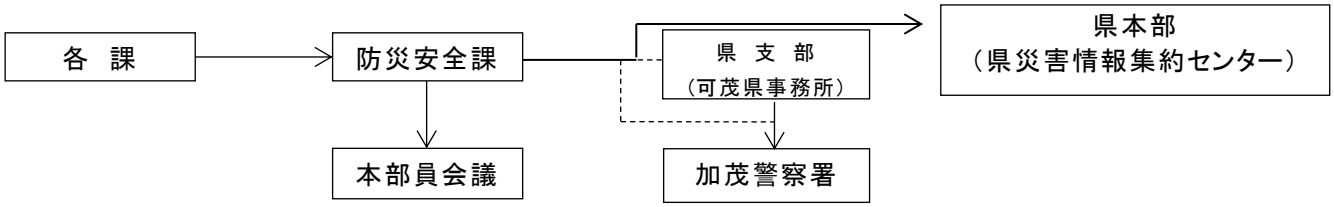

5 県への被害状況等の報告

【市の実施主体】 全ての課

被害状況等の一般的な報告の系統は、次のとおりです。

(1)　被害、復旧の状況

情報の内容	報告系統図
人的被害、住家被害、火災状況	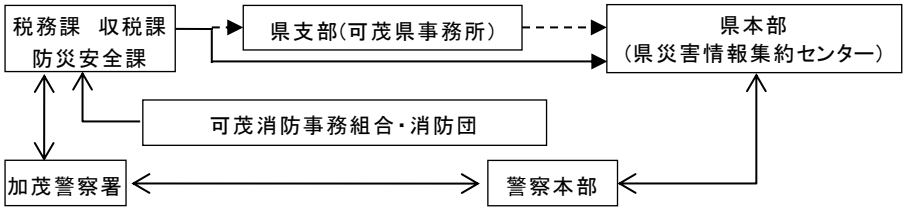
道路、交通状況	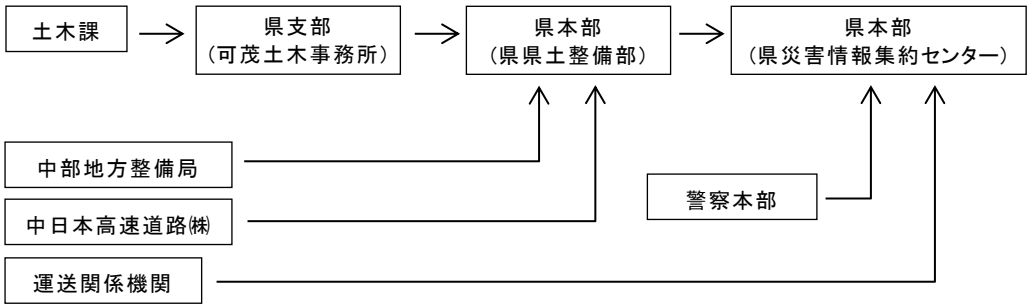
河川	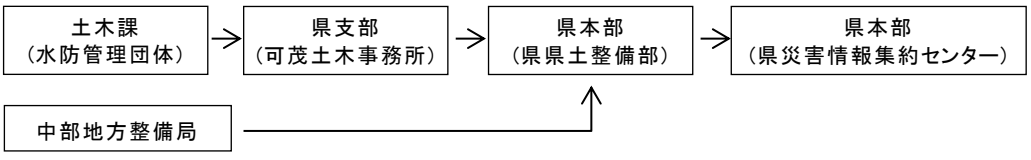
砂防施設	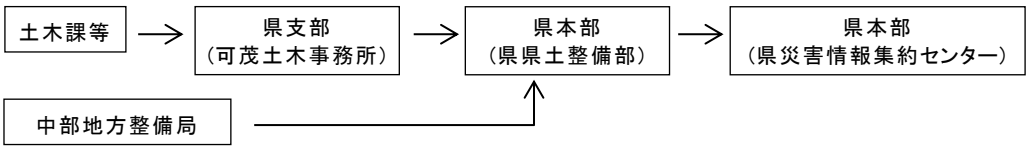
ため池	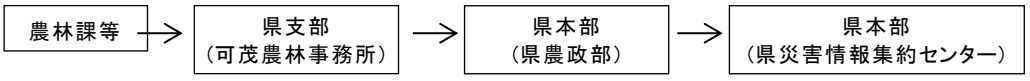

情報の内容	報告系統図
水道施設 下水道施設	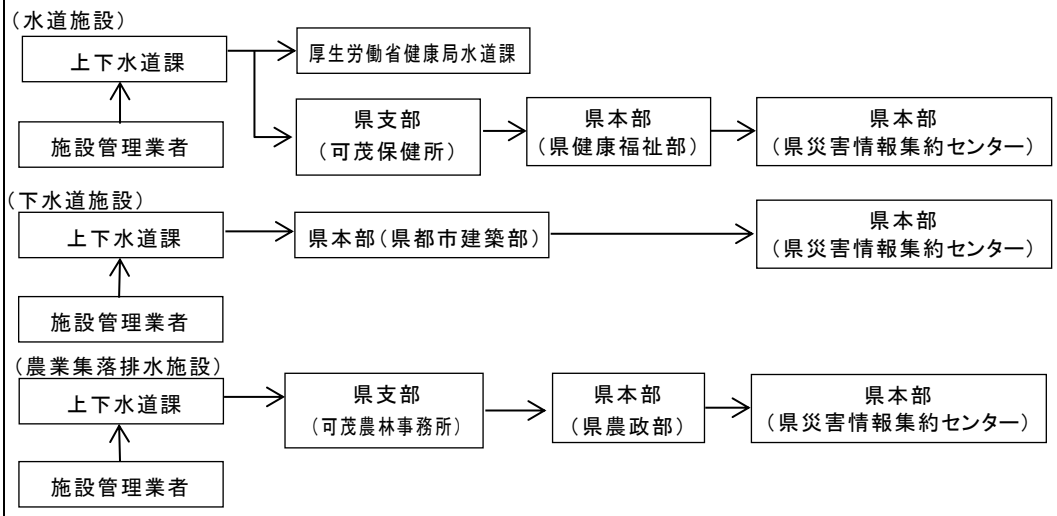
文教施設関係状況	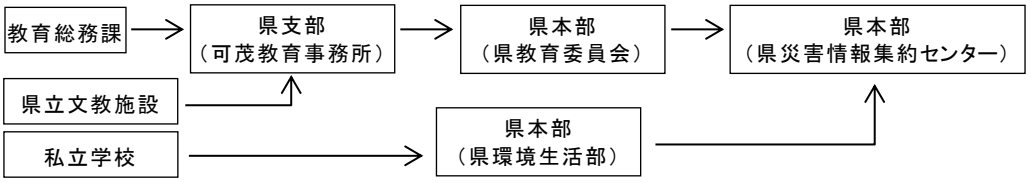
その他の施設等状況	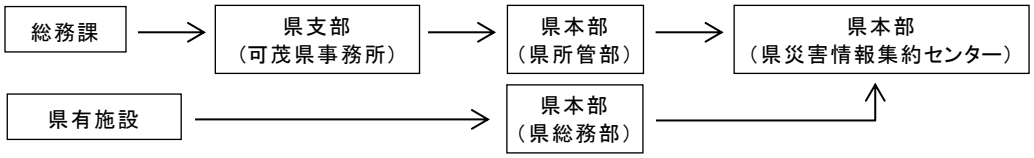

(2)　対策の実施状況

情報の内容	報告系統図
市民避難の状況	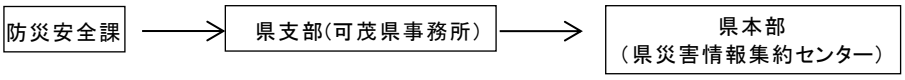
救援物資、避難所運営、ボランティアの受入れ状況	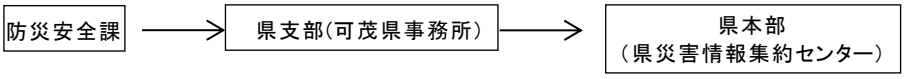
治安の状況	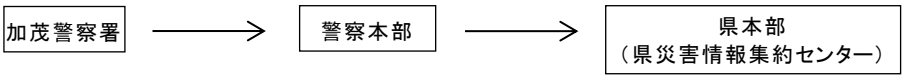
その他の対策の状況	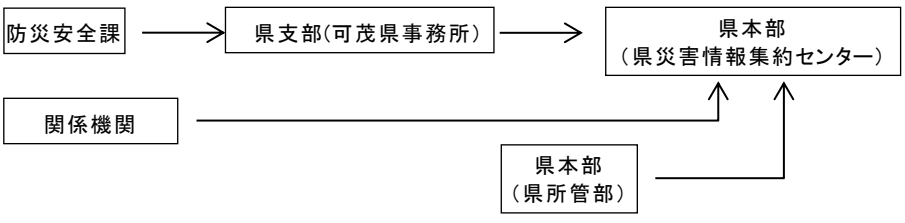

第３ 災害情報の収集及び広報

１ 災害情報の収集

【市の実施主体】 秘書広報課

災害の正確な情報を記録するため、写真及び資料の収集を行います。

(1)　**秘書広報課**は災害現場の写真を撮影します。

なお、**秘書広報課**で対応できない場合は、当該職員以外の職員を現場に派遣して災害現場写真を撮影させます。

(2)　広域的に、あるいは山間部等の人的収集が困難な地域の災害情報を収集する場合は、無人航空機（ドローン）により、あるいは県防災航空隊に、市内の災害現場の写真撮影を要請します。

(3)　一般市民等から提供された写真、資料を取りまとめます。

２ 災害情報の広報

【市の実施主体】 秘書広報課　防災安全課

市本部における被害状況その他の災害情報の広報は、秘書広報課が担当します。

(1)　報道機関による広報

秘書広報課は、報道機関に対する情報提供を行います。

なお、報道機関への情報提供は、次の事項のうち、発表時に判明していることについて行います。

ア　災害の種別（名称）及び発生年月日

イ　災害発生の場所

ウ　被害調査及び発表の時限

エ　被害状況「法定被害状況報告書」（様式 59 号）

オ　「災害救助法」適用の有無

カ　市本部等における応急対策の状況

(2)　防災行政無線による広報（防災安全課）

同報系防災行政無線による広報は、市内一斉又は地域別の放送を行います。

(3)　美濃加茂市防災ラジオ

(4)　市民メール「すぐメールみのかも」

(5)　インターネットによる広報

市ホームページ、ＳＮＳ（ソーシャルネットワーキングサービス）、防災アプリ等の活用を行います。

(6)　民間の放送等による広報

ケーブルテレビ局「ＣＣＮｅｔ」、コミュニティＦＭ局「ＦＭらら」等の民間事業者と連携した広報を行います。

(7)　緊急速報メールによる広報

携帯電話事業者は、エリア内の利用者に緊急地震速報等の情報を配信します。

(8)　広報車による広報

(9)　市広報紙等による広報

第２節　避難活動

災害による避難のための勧告又は指示、避難所の開設、収容保護は、次のとおり行いますが、基本的には、個々の判断で自主避難を行うことを第一とします。

１　避難の勧告、指示

【市の実施主体】 防災安全課

避難のための勧告又は指示は、市長又はその命を受けた職員が行います。

(1)　緊急を要する場合、現地で直接勧告又は指示を行う必要があるときは、その場で活動中の現場責任者が行います。

(2)　避難を行うことによりかえって、生命又は身体に危険が及ぶおそれがあるときは、屋内での待避等の安全確保を勧告又は指示します。

２　避難準備の情報

【市の実施主体】 防災安全課

気象や河川水位の状況などから判断し、継続的に激しい気象状況が続くと避難を要する可能性がある場合、余裕をもって適切な避難行動がとれるよう、防災行政無線等により「高齢者等避難」の発表又は注意喚起を行い、市民等の注意を喚起するとともに、その状況に応じて、特に風水害による被害のおそれが高い区域の市民等が自ら危険を判断して速やかに避難すること（自主避難）を促します。この場合、特に避難に時間を要すると考えられる避難行動要支援者に対しては、自主防災組織及び関係機関等が連携し、避難のための支援を行います。

３　避難の周知

【市の実施主体】市民協働部　秘書広報課　防災安全課　高齢福祉課　福祉課　こども未来課　子育て支援課　学校教育課

(1)　通知及び連絡系統

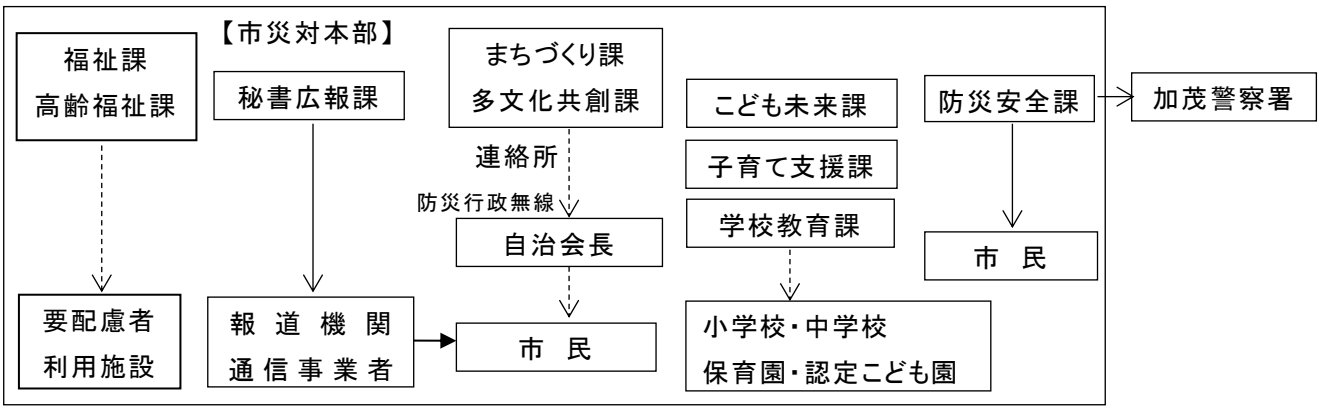

「高齢者等避難」、「避難指示」が行われたときは第３編第１章第３項第１節第３「災害情報の収集及び広報」の定めるところにより、関係機関が連携して広報します。この際、洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保等のため、要配慮者利用施設利用者の該当施設の管理者等及び小学校、中学校、保育園、認定こども園等に対し、また、局地的な場合は該当する地域の自治会長に対し、電話等により個別に避難情報等を伝達します。

４　避難所の開設・閉鎖

【市の実施主体】 防災安全課

市本部は、災害時における避難所を次のとおり開設します。

初期避難所、必要に応じ、第１次避難所及び福祉避難所等を開設します。大規模な災害のため収容できないときは第２次避難所の内から必要な施設を開設します。

また、自主運営避難所は、自主防災組織及び施設の管理者等が自主的に開設します。なお、避難所の閉鎖については、避難状況を勘案して閉鎖します。

5 避難誘導

【市の実施主体】 防災安全課

高齢者等避難又は避難指示の発令に伴い、状況により市職員、消防団及び自主防災組織等が連携して避難誘導を行います。

6 避難所の開設及び収容保護

【市の実施主体】 施設管理者

施設管理者は、前項の通知を受けたときは、次の要領により直ちに**避難所**を開設し、避難者の収容保護に当たります。

(1)　避難所へは、次の者を収容します。

ア　避難の勧告又は指示、又は自らの判断で避難した者

イ　住宅が災害により被害を受けた者

(2)　避難所を開設したときは、職員を派遣駐在させます。

自主運営避難所への職員派遣は行いません。多数の避難所を開設する場合や避難の長期化が予想される場合は、避難者による自主的運営に移行できるよう、担当職員は、施設管理者と協同して、避難所運営マニュアルに基づきその立ち上げを支援します。

(3)　避難所開設状況の報告

防災安全課は、避難所を開設したときは、速やかに県本部（県災害情報集約センター）に報告するとともに、その後の収容状況を必要に応じ、次の事項について報告します。

ア　開設状況の報告

開設日時・場所・施設名、開設期間の見込

収容状況（うち、避難指示による者）（施設別に）

イ　収容状況の報告

収容人員、開設期間の見込

ウ　閉鎖報告

閉鎖日時（施設別に）

(4)　物資の確保等

避難所の状況に応じ､収容保護に必要な物資の確保は､市民課が関係各課の協力を得て確保します。また、仮設トイレについては、上下水道課が設置します。

(5)　避難所運営

ア　避難所の運営労力が不足するときはボランティア等に協力を要請します。ただし、確保が困難な場合は、県本部（県健康福祉部）に応援を要請します。また、専門性を有した外部支援者等の協力受けを図るとともに、男女共同参画の視点から、運営に関しては女性の運営協力を得て、女性の意見が取り入れられるよう体制を整備します。

イ　大規模災害時の避難所開設間の業務系統は次のとおりです。

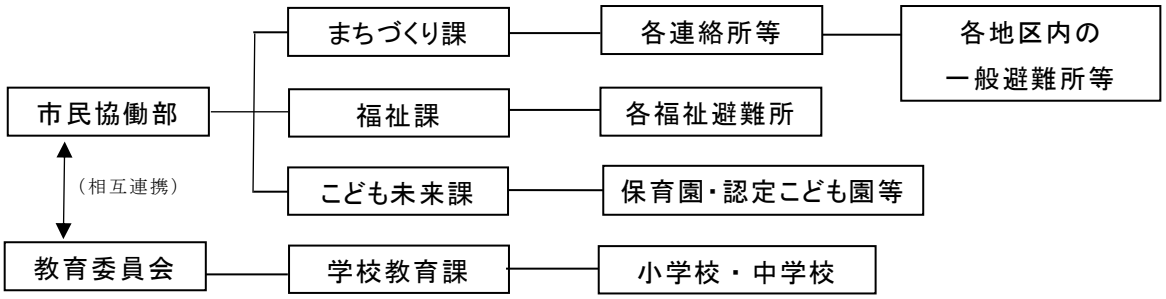

ウ　大規模災害時に、公民館等の自主運営避難所を含め多数の避難所が運営される再は、連絡所や一部の自主運営避難所等が、地域の取りまとめ業務の一端を担います。

(6)　避難者のニーズへの配慮

避難所における避難行動要支援者、女性をはじめとした避難者のニーズを把握し、運営に反映します。

(7)　収容期間

災害救助法による避難所の開設、収容、保護の期間は災害発生の日から７日間とします。ただし、開設期間中に、被災者が住居あるいは仮住居を見い出すことができずそのまま継続するとき、その数が少数であるときはそれ以降の収容は災害救助法によらず市本部独自の収容として行います。また、８日目以降においても多数の収容者を続けて収容する必要のあるときは、災害発生後５日目以内に県支部を通じて県本部に開設期間の延長を申請します。

なお、申請に当たっては、次の事項を明示して行います。

ア　延長を要する期間
イ　延長を要する地域
ウ　延長を要する理由
エ　延長を要する避難所名及び収容人員
オ　延長を要する期間内の収容見込

(8)　費用の基準

１人１日当たりの費用は、岐阜県災害救助法施行細則別表第１に定める額の範囲内とします。

7 応援の要請

【市の実施主体】 防災安全課

防災安全課は広域かつ大規模な災害等のため、市地域内において収容保護ができないときは、県支部（可茂県事務所）又は他の市町村に次の事項を明示して応援の要請を行います。

(1)　応援を求める内容及び理由
(2)　対象人員
(3)　移送の方法

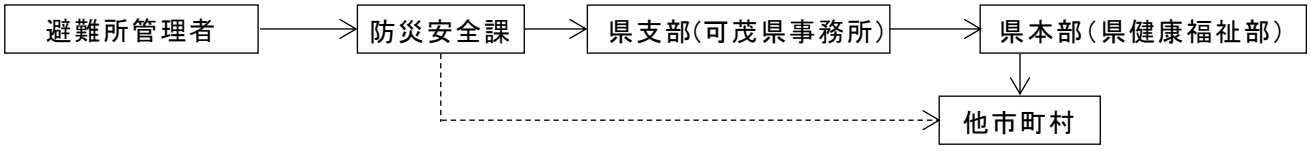

8 その他

【市の実施主体】 防災安全課

(1) 複合的な災害の発生が予想される場合には、一層、避難指示等の発令区域・タイミング、避難誘導等を適切にします。

(2)　避難に当たって通常(自力)避難ができず、避難を要するものの生命が危険な状態にあるときの対策は、第３編第１章第３項第３節「救急・救助活動」及び第９節「災害時における要配慮者支援」の定めるところにより行います。

(3)　避難者の健全な生活確保のために応急仮設住宅の迅速な提供により避難所の早期解消に努めることを基本とします。

第３節　救急･救助活動

第１　救助活動

災害のため生命、身体が危険な状態にある者を迅速に救出し、負傷者は医療機関に搬送します。

１　実施者

【市の実施主体】 防災安全課

市本部における被災者の救出は、自主防災組織、消防団、可茂消防事務組合、加茂警察署等その他関係機関及び市職員が連携して実施します。

２　対象者

【市の実施主体】 防災安全課

被災者の救出は、次の状態にある者に対して行います。

(1)　災害のため、生命、身体が危険な状態にある者

(2)　災害のため安否不明、行方不明となった者

３　発見者の通報

【市の実施主体】 防災安全課

救出を要する状態にある者を発見した者は、直ちに救出に当たるとともに、独自で救出できない場合等にあっては、市本部、加茂警察署又は可茂消防事務組合に通報しなければなりません。

４　救出作業

【市の実施主体】 全ての課

市本部における救出作業は、市職員及び消防団が対応しますが、状況に応じ、災害協力隊、自主防災組織等関係団体と連絡をとり、応援を要請します。また、必要なときは、輸送手段として第３編第１章第３項第８節第３「県防災ヘリコプターの活用計画」に基づき防災ヘリコプターを要請します。

５　応援の要請

【市の実施主体】 防災安全課

市本部において救出作業ができないとき又は機械器具等の借上げができないときは、県支部（可茂県事務所）又は他の市町村に応援等の要請を行います。

６　その他

【市の実施主体】 全ての課

災害救助の基準等は、岐阜県災害救助法施行細則及び県計画第３章第11節「消防・救急・救助活動」の定めるところにより行います。

第２ 応急医療活動

災害のため医療の機能が著しく低下し、又は混乱した場合における医療及び助産の実施は、美濃加茂市災害救急医療マニュアルによる他、次のとおり行います。

１ 実施者

【市の実施主体】 健康課 防災安全課

災害救助法が適用された場合、市本部のみでは医療及び助産の実施が不可能であるため、県本部、県支部あるいは日本赤十字社に職員の派遣要請をする等の方法によって行います。ただし、同法が適用されない災害又は同法が適用されるまでの間は加茂医師会に要請して行います。

災害時であっても、当該医療施設の管理者が平常の医療が可能又は一部が可能と判断したときは、可能な範囲の医療、助産を行います。

２ 災害時医療体制

【市の実施主体】 健康課

(1)　急性期の負傷者対応

災害時において医療、助産救助を行うため、加茂医師会等の協力を得て救護所等を設置し、救助の実施に当たります。

(2)　移行期・まん性期の対応

医療班を編成し、避難所を巡回します。災害医療コーディネーターと加茂医師会が指示します。

３ 医療及び助産、救助の対象

【市の実施主体】 健康課

(1)　医療救助

（ア）　負傷又は疾病のため医療が必要であるが、災害のため医療が受けられない者

（イ）　災害時によるストレスで情緒不安定等の症状が認められる者

(2)　助産救助

災害時（災害発生前後７日以内）に分べんした者で、災害のため助産が受けられない者（死産、流産を含む。）

４ 実施の方法

【市の実施主体】 健康課 福祉課

災害時における医療の実施は、概ね次の方法により行います。

(1)　救護所等による方法

活動は、原則として災害発生後 48 時間とし、長期間に及ぶときは県支部(可茂保健所)に派遣を要請します。

(2)　医療機関による方法

被災地の医療機関によって医療を行うことが適当なときは、災害支援医療機関において、平常時の取扱いに準じて実施します。この場合、福祉事務所長は、生活保護法による医療券に「災害」と朱書して、直接救助対象者に交付し、救助対象者は医療機関に医療券を提出して診療を受けます。

(3)　搬送、収容

医療班は、医療を要する者の状態が重症で、施設（病院）への収容を必要とするときは、救護病院に連絡し受入れ体制を確認した後、可茂消防事務組合に当該病院への救急搬送を要請します。

なお、多数の重症者を搬送する必要があり、救急車が確保できない場合は、消防団又は自主防災隊

等の協力により搬送します。

患者の搬送に当たっては自動車等が不足するときは総務課、ヘリコプターを必要とするときは防災安全課に対して確保を要請します。

医療（助産）救護活動体系図

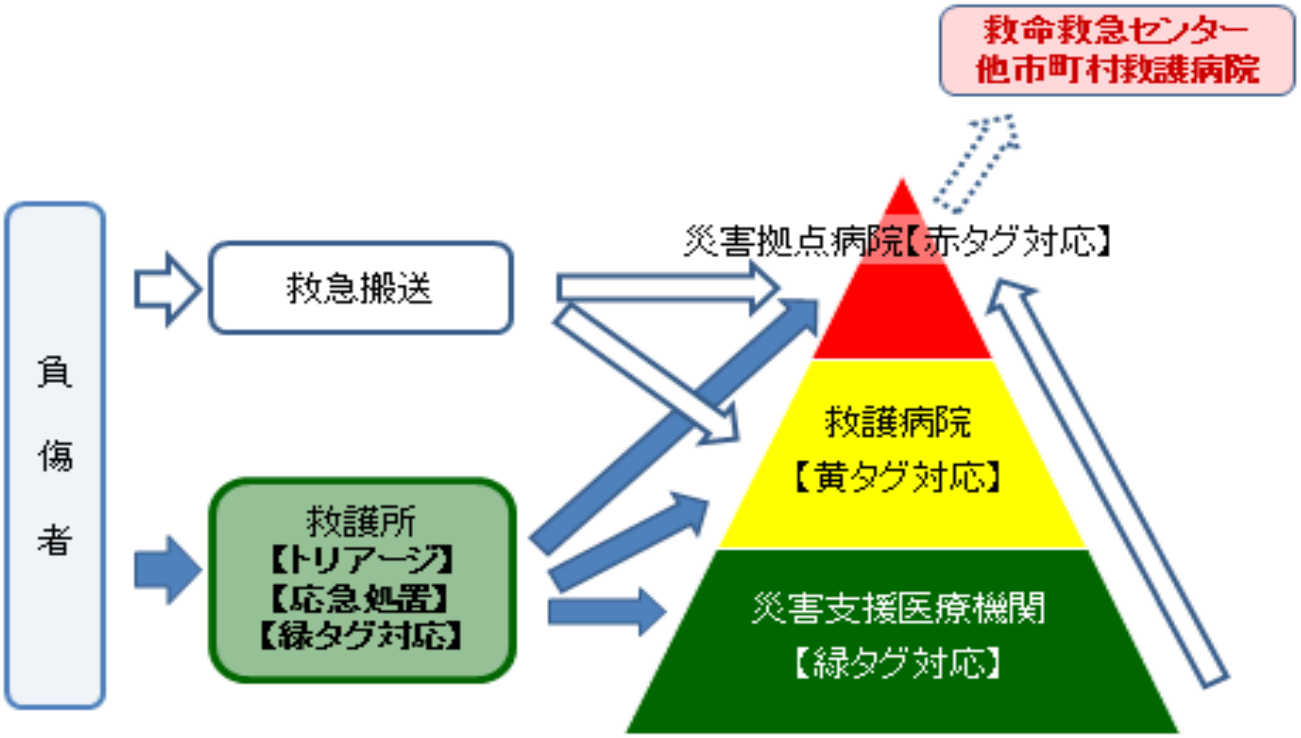

(4)　応援等

市本部は、医療、助産救助の実施が不可能又は困難なときは、県支部（可茂保健所）にその旨を連絡します。

ただし、緊急を要する場合でそれが困難なときは、適当な近隣市町村又は医療機関に応援の要請を行います。

なお、要請に当たっては、次の事項を明示して行います。

ア　医療、助産救助実施の場所

イ　当該地域における対象者及び医療機関の状況

ウ　その他必要な事項

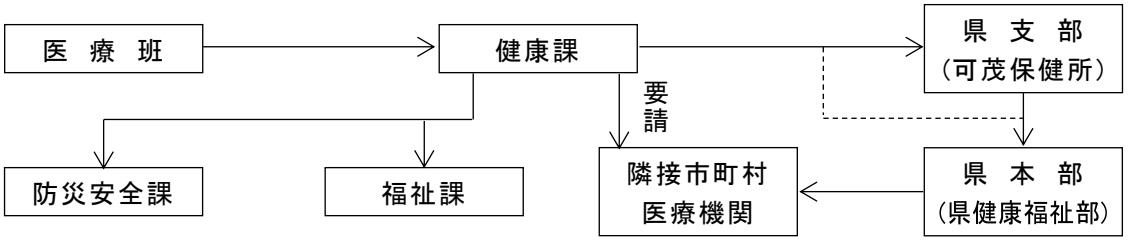

(5)　災害派遣医療チーム(DMAT)の出動要請

災害の状況から DMAT の出動が必要な場合は、市本部を通じ県本部に出動要請をします。

5 医療品、衛生材料等の確保

【市の実施主体】 健康課

医療及び助産救助のため必要な医薬品、衛生材料及び医療器具は、市が医師会、歯科医師会、薬剤師会等と連携し確保します。手持品が不足したときは、市本部において確保しますが、確保不能又は困難なときは、県支部（可茂保健所）に申請します。(県計画第 3 章第 25 節「医療・救護活動」に準じて申請します。)

医薬品等確保系統図

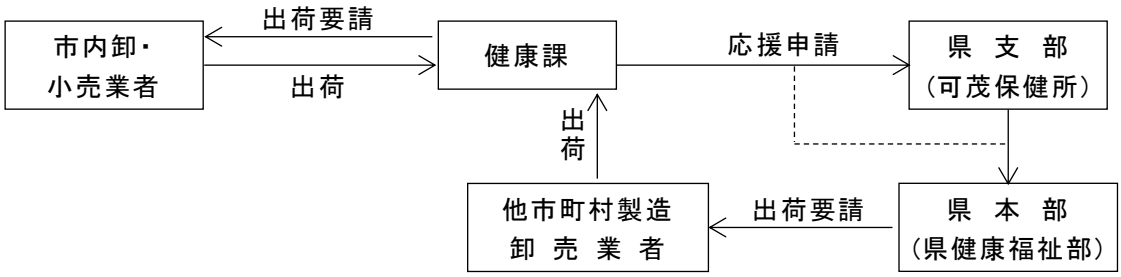

6 岐阜県ドクターヘリの出動要請

【市の実施主体】 健康課

災害の状況からドクターヘリの出動が必要な場合、可茂消防事務組合は、岐阜大学医学部付属病院に出動を要請します。

7 医療等の範囲及び程度

【市の実施主体】 健康課

災害救助法による医療及び助産救助の実施の範囲と程度は、概ね次の基準とします。

(1)　医療の範囲

ア　診療

イ　薬剤又は治療材料の支給

ウ　処置、手術その他の治療及び施術

エ　病院又は診療所への収容

オ　看護

(2)　助産の範囲

ア　分べんの介助

イ　分べん前及び分べん後の処置

ウ　脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

(3)　期間

ア　医療救助の実施は、災害発生の日から 14 日以内

イ　助産救助の実施は、分べんの日から 7 日以内（災害の発生前後 7 日以内に分べんしたもの。）

ウ　上記期間で救助を打ち切ることができないときは、次の事項を明示して、県支部(可茂保健所)を経由して県本部（県健康福祉部）に実施期間延長の要請をします。

(ア)　延長を要する期間

(イ)　期間延長を要する地域

（ウ）　期間延長を要する理由
（エ）　救助を要する理由
（オ）　その他

8 その他

【市の実施主体】 健康課　国保年金課　高齢福祉課

費用の請求等、保険制度等への切替、報告その他事務手続きは、岐阜県災害救助法施行細則及び県計画第 3 章第 25 節「医療・救護活動」に定めるところにより行います。

第４節　捜索活動･遺体収容

安否不明者・行方不明者の捜索、遺体の見分、処理、及び埋葬の実施は、次のように実施します。

１ 安否不明者･行方不明者の捜索

【市の実施主体】 防災安全課

安否不明者・行方不明者の捜索は、市本部が加茂警察署、可茂消防事務組合、その他関係機関の協力を得て積極的に行います。市職員及び消防団は、自主防災組織等の協力を得て必要な器具、機材等を借上げて実施します。ただし、被災その他の条件により市本部のみにおいて実施できないときは、次の事項を明示して県に応援を要請しますが、緊急を要するときは、近隣市町村又は行方不明者漂着が予想される市町村に直接捜索の応援を要請します。

(1)　安否不明者・行方不明者が埋没し又は漂着していると思われる場所
(2)　安否不明者・行方不明者数、氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴及び服装等
(3)　応援を求めたい人数、船艇及び器具等
(4)　その他必要な事項

２ 遺体の見分、処置

【市の実施主体】 環境課　福祉課

遺体を発見したときは、加茂警察署に連絡し、その見分(検視)の後必要に応じ処置します。ただし、福祉課、環境課において処置できないときは、他機関所属の医療班に応援を要請します。

遺体の安置場所については、民間葬儀場等の協力を得て設置します。この際、必要により太田交流センターを使用します。

３ 遺体の埋葬

【市の実施主体】 環境課　福祉課

埋葬の実施は、火葬を原則として、埋葬の実施に当たっては、次の点に留意を要します。

(1)　事故死等による遺体については、遺族が加茂警察署から引継ぎを受けた後埋葬します。
(2)　身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡しその調査に当たった後埋葬します。
(3)　被災地以外に漂着した遺体等のうち身元が判明しない場合の埋葬は、福祉課が行います。

４ その他

【市の実施主体】 福祉課

災害救助法による場合の基準等については、岐阜県災害救助法施行細則及び県計画第３章第27節「遺体の捜索・取り扱い・埋葬」の定めるところにより行います。

身元不明の死者について、加茂警察署、可茂消防事務組合、その他関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行います。

【参考：用語の定義】
安否不明者：当人と連絡が取れず安否がわからない者　（行方不明となる疑いのある者）
行方不明者：災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者
死　　者：災害が原因で死亡し、死体を確認した者又は死体を確認できないが、死亡したことが確実な者

第５節　保健衛生対策･廃棄物対策

第１　防疫･保健衛生対策

災害時における生活環境の悪化は、被災者の感染症等への抵抗力を弱めるため、迅速かつ的確な防疫措置及び保健衛生活動を行います。

１　実施者

【市の実施主体】　健康課

災害時における被災地域の防疫は、健康課が県支部（可茂保健所）の指導、指示に基づき行います。ただし、被害が甚大で健康課の対応が不可能又は困難なときは、県支部（可茂保健所）に応援を要請します。

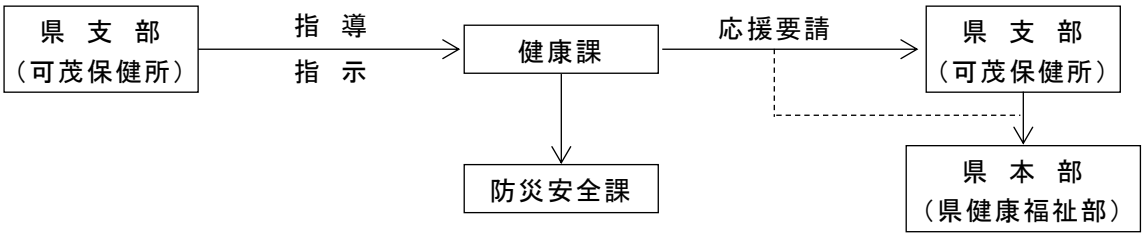

２　防疫の実施組織

【市の実施主体】　健康課

災害防疫は、健康課が対応しますが、各種作業実施の直接組織として次の班を編成します。

(1)　感染症予防担当職員の選任

県知事の指示に従い、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症予防法」という。）第 35 条第 1 項の規定による感染症予防担当職員を選任し、防疫活動に従事させます。

(2)　防疫班の編成

健康課は、防疫実施のため防疫班を衛生技術者及び作業員等で編成します。

３　防疫の種別

【市の実施主体】　健康課

次の防疫の活動を行います。

(1)　検病調査及び健康診断

検病調査は、県支部（可茂保健所）で編成する検病調査班が行い、健康課及び関係機関は、的確な情報の提供等調査に協力します。また、必要があるときは、感染症予防法第 17 条及び第 45 条の規定による健康診断を行います。

(2)　臨時予防接種

感染症予防上必要があるときは、県支部（可茂保健所）は対象者及び期日を指定して、臨時予防接種を行います。ただし、市本部において実施することが適当として認め県本部長に命ぜられた場合は、健康課において行います。

(3)　消毒の実施

健康課（防疫班）は、感染症予防法第 27 条の規定による知事の指示に基づき、消毒を行います。

実施に当たっては、感染症予防法施行規則第14条の定めるところにより行います。

(4)　殺虫剤、殺そ剤の散布

感染症予防法の規定による知事の指示に基づき、ねずみ・昆虫等の駆除を実施します。実施に当たっては、感染症予防法施行規則第15条に定めるところにより行います。

(5)　患者等に対する措置

県支部（可茂保健所）は、感染症予防法の規定による当該患者が発生したときは、感染症指定医療機関への入院措置をとります。

(6)　避難所の防疫指導等

市本部が避難所を開設したときは、健康課は、県支部の防疫関係職員の指導を得て、防疫指導等防疫活動を行います。

4 その他

【市の実施主体】 健康課

防疫業務実施の基準、報告、記録の整備等については、県計画第3章第28節「防疫・食品衛生活動」の定めるところにより行います。

第2 応急保健活動

災害により被害を受けた市民を対象に、避難所の生活環境の整備や心身両面からの保健指導を行うとともに、仮設住宅や一般家庭等市民全体に対しても、被災に伴う心身両面の健康状態の悪化を予防し、被災者自らが健康を回復、維持及び増進し、心身とも健康な生活が送れるよう支援します。

1 保健活動

【市の実施主体】 健康課　高齢福祉課

(1)　体制

健康課は、保健師（健康課以外の他課所属保健師を含む）等を中心に被災者に対する支援活動を行います。

さらに、災害の程度により必要と認めたときは、県支部（可茂保健所）、県本部（県健康福祉部）の協力を得て、被災者の健康管理を行います。

(2)　活動内容

県支部（可茂保健所）等と連携のもとに保健活動チームを必要に応じ編成し、ブロックごとに協同して次の活動を行います。

ア　生活環境整備対策

（ア）　避難所のトイレ・室内の清潔状態・ごみの整理状態の把握及び指導

（イ）　避難所の室内の換気・室温等の状態の把握及び指導

（ウ）　手洗い・消毒・うがい等の清潔行動についての状態の把握及び指導

（エ）　衣類・寝具による体温調節、及び清潔の状態の把握及び指導

（オ）　歯磨き・入浴・洗髪の状態の把握及び指導

（カ）　食事の摂取状況の把握及び指導

（キ）　活動状況の把握及び指導

イ　避難所における巡回健康相談

（ア）　避難者個々の健康状態の把握及び対処

（イ）　症状の出現者及び風邪などの突発的・一時的疾患のり患者の管理と生活指導
（ウ）　被災による症状や障がいのある患者の観察と、疾病管理及び生活指導
（エ）　慢性疾患患者の治療の状況把握と医師・行政職員等との調整及び生活指導と管理
（オ）　寝たきり高齢者の治療の状況把握と医師・行政職員等との調整及び生活指導と管理
（カ）　妊婦の生活指導と管理
（キ）　乳幼児の生活指導と管理
（ク）　高齢者の生活指導と管理
（ケ）　難病・身体障がいのある人の生活指導と管理
（コ）　結核既往者の生活指導と管理

ウ　訪問指導

（ア）　結核既往者、難病、精神障がいのある人、寝たきり高齢者、高齢者、乳幼児、震災に伴う障がいのある人等への訪問指導の強化
（イ）　一般家庭への健康調査と保健指導
（ウ）　生活不活発病やエコノミークラス症候群（急性肺血栓塞栓症）など、環境の変化等から生じる避難住民の健康不安又は体調の変化を早期発見するため、関係機関と協力して医療関係者による巡回健康相談を行うとともに、災害によるＰＴＳＤ（心的外傷後ストレス傷害）等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置します。
（エ）　定例保健事業の実施
（オ）　仮設住宅等における訪問指導とグループ指導の実施

保健活動チームの編成

①避難所巡回保健チーム	医師、保健師、（通訳）、看護師、助産師
②精神科チーム	医師、精神保健福祉士、保健師
③歯科チーム	歯科医師、歯科衛生士、言語聴覚士
④リハビリチーム	医師、理学・作業療法士、言語聴覚士、保健師、看護師
⑤栄養チーム	栄養士、管理栄養士
⑥臨床心理チーム	公認心理士、臨床心理士
⑦家庭訪問チーム	保健師、助産師
⑧仮設住宅訪問チーム	保健師、助産師
⑨避難所巡回健診チーム	医師、看護師、保健師、栄養士、管理栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師・衛生検査技師、（通訳）

2 精神保健

【市の実施主体】 健康課　福祉課

(1)　精神保健体制

県支部（可茂保健所）との連携により、市内の精神保健に関する市民ニーズを把握するとともに、被災者への身近な精神保健に関する相談支援活動を行います。

また、必要に応じて、県支部（可茂保健所）に対し精神科救護所を設置するよう要請します。

(2)　精神保健対策

県支部（可茂保健所）と連携し、次の精神保健対策を必要に応じ実施します。

ア　精神障がいのある人の住居等、生活基盤の早急な確保

（ア）　住居を失くした精神障がいのある人の被災地外施設入所等促進

（イ）　精神保健訪問活動、ホームヘルパー派遣、入浴サービス等の福祉援護策等

イ　精神科入院病床の確保

入院必要患者の急増に対応するため、被災地外での精神科入院病床を確保します。

ウ　被災者の心の傷へのケア

被災に伴う健常者の反応性病状としてのＰＴＳＤ（心的外傷後ストレス傷害)、不眠や不安、焦燥感、無力感などへの相談、診療、サポート体制を整備します。

（ア）　民間諸機関の協力による被災後の心の健康に関する正しい知識の啓発、普及

（イ）　心の健康に関しての相談体制の充実

a　精神科医、保健師等による相談実施

b　民間諸機関の協力による電話による相談を受ける体制整備

c　避難所等への相談所開設

d　仮設住宅、家庭等への巡回相談

エ　被災救援に当たる職員、ボランティアの心のケア

（ア）　専門の精神科医による随時相談、診察等

（イ）　カウンセリング等の継続実施

第３　廃棄物対策

災害時における被災地の清掃等に関する対策は、県計画第3章第30節「清掃活動」に基づく処理の他、美濃加茂市災害廃棄物処理計画に基づき、次のとおり行います。

１　実施者

【市の実施主体】　環境課

災害時における被災地のし尿、ごみ等の収集、運搬、処分は、環境課が許可業者等へ要請し実施します。ただし、被害が大きく本市で処理できないときは、県支部（可茂県事務所）に連絡し、他市町村から応援を得て実施します。

２　清掃班の編成

【市の実施主体】　環境課

災害時におけるごみ又はし尿を収集、運搬するため、清掃班及びし尿処理班を編成します。

清掃班は、本部職員と地域住民及びボランティア等で編成し、し尿処理班は本部職員と市内し尿汲取業者で編成します。

３　清掃の方法

【市の実施主体】　環境課

(1)　ごみの処理

ア　収集順序

ごみの収集は、環境課が被災地の状況を考慮し、緊急輸送道路の確保等緊急に清掃を必要とする地区から順次実施します。

イ　ごみの処分

ごみは焼却処分を原則とし、焼却できないごみはリサイクル等適切な処分を行います。

ごみの量が多い場合は、グラウンド等を集積場所として指定します。

(2)　し尿処理

ア　し尿の収集

し尿の汲取り収集は、被災地の状況を考慮して、緊急汲取りを要する地区から順次行います。

イ　し尿の処分

し尿の処分は、原則として可茂衛生施設利用組合のし尿処理場等において処分します。

4 がれき処理

【市の実施主体】 環境課

(1)　処理体制の確保（仮置場の確保・分別収集体制の確保）

災害廃棄物の発生量を把握し、仮置場の設置を検討し、処理処分方法を決定します。

(2)　廃棄物処理施設の確保

原則として市域内処理とし、必要に応じて市域外処理を検討します。

5 その他

【市の実施主体】 環境課

(1)　廃棄物に関する情報をホームページ等において公開する等周知に努めます。

(2)　清掃の事務、その他関連対策は、県計画第3章第30節「清掃活動」及び美濃加茂市災害廃棄物処理計画の定めるところにより行います。

第６節　ライフライン施設の応急対策

電気、ガス、上下水道等のライフライン施設等に被害が発生すると、被災者の生活に大きな混乱を生じるだけでなく、その後の復旧活動や経済活動にも支障をきたすことになります。また、医療・救助活動を行うに当たり、これらの提供は不可欠であり、優先的に供給する必要があります。

市は、各機関と連携のもとにライフラインの復旧に向けての万全な体制を確立します。

１　水道施設

【市の実施主体】　上下水道課

(1)　緊急要員の確保

緊急要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて他市町村及び日本水道協会岐阜県支部等関係機関に応援を要請します。

(2)　被害状況調査及び復旧計画の作成

水道施設の被害状況調査を速やかに行い、給水支障の全容を把握するとともに、送・配水系統を考慮した復旧計画を作成します。

(3)　復旧資機材業者及び工事業者への協力要請

復旧用資機材の確保、復旧工事の実施について、市上下水道協同組合に協力を要請します。

(4)　応急復旧の目標期間

３日まで	給水拠点による給水(１人１日３ℓ)
10 日まで	幹線付近の仮設給水栓(１人１日 20 ℓ)
21 日まで	支線上の仮設給水栓(１人１日 100 ℓ)
28 日まで	仮配管による各戸給水や共用栓(１人１日 250 ℓ)

(5)　県等への応援要請

市による応急復旧が不可能なときは、県本部（健康福祉部）又は、日本水道協会へ応援要請を行います。

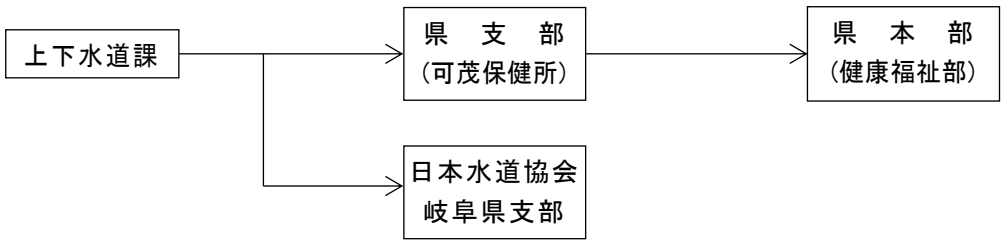

(6)　重要施設への優先的復旧

水道施設の応急復旧は、防災関係機関、医療機関を優先的に行います。県と連携し支援連絡管による配水を行います。

(7)　臨時給水所の設置

水道が断水等したときは、小中学校のグラウンド等に給水車を出動させ、臨時給水を行います。また、県と連携し、応急給水設備による臨時給水を行います。

2 下水道施設

【市の実施主体】 上下水道課

(1)　緊急要員の確保

緊急要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて県本部（県都市建築部）、日本下水道協会岐阜県支部又は他市町村に応援を要請します。

(2)　被害状況の把握及び応急対策

下水道施設の被害状況を迅速かつ的確に把握し、災害応急対策を次のとおり行います。

ア　第一段階（主要目的：被害拡大、二次災害の防止）

管路	緊急調査	被害拡大、二次災害の防止のための調査（主に地表からの調査） 管路の破損による道路等他施設への影響調査 重要な区間の被害概要の把握
	緊急措置	マンホールと道路の段差への安全柵、陥没部への土砂投入、危険箇所への通行禁止、可搬式ポンプ、バキュームカーによる排水、下水道施設の使用中止依頼
処理場、ポンプ場施設	緊急点検（主要目的：二次災害の未然防止、予防）	人的被害につながる二次災害の未然防止、予防（有毒ガス、燃料の流出防止等のための元弁の完全閉止、機器の運転停止等）
	緊急調査	被害状況の概要把握、大きな機能障害につながる二次災害防止のための調査
	緊急措置	火気の使用禁止、立ち入りの禁止、漏えい箇所のシール

イ　第二段階(主要目的：暫定機能の確保)

管路	応急調査	被害拡大、二次災害の防止のための調査（管内、マンホール内まで調査） 下水道の機能的、構造的な被害程度の調査
	応急復旧	管内、マンホール内の土砂のしゅんせつ、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプ、バキュームカーによる下水の排水
処理場、ポンプ場施設	応急調査	処理場、ポンプ場施設の暫定機能確保のための調査
	応急復旧	コーキング、角落としによる水路仮締切、仮配管の布設、弁操作による配管のルート切り回し、可搬式ポンプによる揚水、固形塩素剤による消毒

(3)　復旧用資機材業者及び工事業者への協力要請

復旧用資機材の確保、復旧工事の実施について、市上下水道協同組合に協力を要請します。

(4)　県、協会への応援要請

市による応急復旧が不可能なときは、県本部（県都市建築部）又は日本下水道協会へ応援要請を行います。

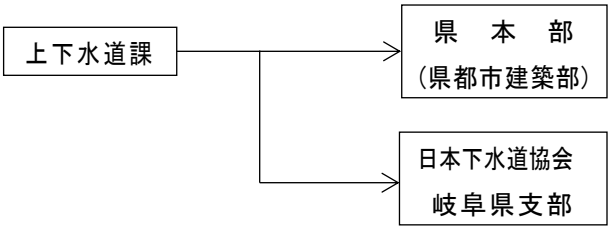

３ その他のライフライン施設

【市の実施主体】 商工観光課

災害発生時には、次のライフライン施設について、被害状況、関連施設の運営状況等の情報を収集し、市民に周知します。また、防災関係機関、避難所及び医療機関の電気施設の被害が生じているときは、優先的に復旧するよう要請します。

情報収集先

ライフライン	事業者等	収集する情報
電気施設	中部電力パワーグリッド(株) 加茂営業所 関西電力(株)今渡発電所	停電及びその復旧情報 ダム情報
鉄道施設	東海旅客鉄道(株)美濃太田駅 長良川鉄道(株)美濃太田駅	駅舎の被害状況及び列車の運行状況、災害関連物資等の輸送能力又は運行再開等
電話施設	ＮＴＴ西日本(株)岐阜支店	被害状況、関連施設の運営状況等 電話回線使用可能状況等の情報及び復旧情報

電話回線が輻輳（ふくそう）により通話不能に近い状態となったときは、市本部（商工観光課）から電話の使用制限あるいは短時間の使用を呼びかけます。

第７節　交通規制･緊急輸送対策

第１　道路交通対策

災害時には、道路上の倒壊物、交通渋滞等により救出・救助活動や消火活動の他、物資の供給等に支障が生じるおそれがあります。

本市は、緊急交通路を確保するため交通規制を行うとともに、緊急輸送を行うため被災地に至る輸送ルートの確保を図り、輸送順位を考慮のうえ必要な要員、応援隊及び資機材が円滑に輸送できる措置を行います。

１　緊急交通道路等の確保

【市の実施主体】 土木課　都市計画課　防災安全課

(1)　道路被害状況の把握

市内のみならず隣接市町の道路に関する情報を把握し、救援・災害復旧体制の早期確立を図るとともに、通行不能箇所の代替ルートを確保し周知します。

(2)　車両運転者・放置車両の撤去に対する措置

緊急車両の通行を妨げる車両の運転手又は放置車両に対しては、警察官、災害派遣を命じられた自衛官又は消防署員に依頼し、車両移動あるいは強制撤去等を行い、円滑な通行を確保します。

(3)　障害物除去・応急復旧の実施

災害のため道路が被害を受け、交通に支障がある場合は、建設団体の協力を得て、速やかに道路の応急復旧作業を行います。

(4)　警備業者・交通安全協会等との連携

緊急交通路の確保のために行う交通規制に伴い、交通指導の専門的知識を有する警備業者の協力や加茂地区交通安全協会と連携し、交通誘導等を行います。

２　交通規制の実施

【市の実施主体】 土木課　都市計画課

(1)　規制の施行者

適用法令	施行者	規制の内容
道路交通法	県警察	車両の通行が著しく停滞したことにより道路における交通が混雑するおそれがある場合又は道路の損傷により交通の危険が生じるおそれがある場合、交通の円滑を図るため、又は交通の危険を防止するため、当該道路の通行を禁止又は制限します。
災害対策基本法	公安委員会	災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限します。
道路法	道路管理者	道路の損傷、決壊等により、交通が危険であると認められる場合、道路の通行を禁止又は制限します。

3 規制の実施

【市の実施主体】 土木課　都市計画課

市地域内の道路施設に係る規制は次の区分によって行います。

	実施者	範囲
道路管理者	中日本高速道路株式会社	東海環状自動車道
	国(国道事務所)	国道 21 号、41 号
	県(可茂土木事務所)	国道 248 号、418 号及び各県道
	市本部(土木課)	各市道
警察機関	公安委員会（県本部／警察部）	隣県に影響を及ぼす規制、規制区域が 2 警察署以上にわたるもの又は期間が 1 か月を超えるもの
	警察署（県本部／警察署）	自署の管轄区域内であり、かつ、適用期間の短い(1 か月以内)規制及び緊急を要する一時的な規制
自衛隊	自　衛　官	緊急を要する一時的な規制(警察官がその場にいない場合)

4 市本部の措置

【市の実施主体】 土木課　都市計画課

道路施設の被害及び交通の混乱を発見し、あるいは通報を受けて承知したときは、土木課は速やかに次のとおり行います。

(1)　関係機関への通知

規制が必要なときは、県支部（可茂土木事務所、加茂警察署）にその旨を通知します。

なお、市において規制を行ったときは、関係機関への通知に当たって次の事項を明示します。

ア　禁止制限の種別と対象

イ　規制する区間又は区域

ウ　規制する期間

エ　規制する理由

オ　迂回路、幅員、橋りょうの状況等

5 制限実施の要領

【市の実施主体】 土木課　都市計画課

土木課は、市道が被害を受け、若しくは道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要があると認めたときは、道路法第 46 条により通行を禁止又は制限（重量制限を含む）します。

（市以外のものが管理する道路施設での規制）

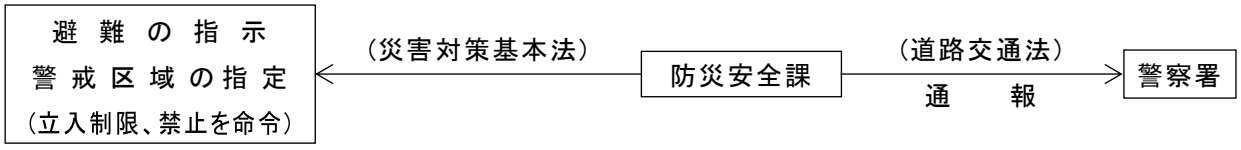

※　この場合できる限り速やかに道路管理者又は警察機関と連絡をとり、正規の規制を行います。

6 緊急通行車両の取り扱い

【市の実施主体】 土木課　都市計画課

災害基本法に基づく緊急交通路確保のための規制時における緊急通行車両の取り扱いは、次の方法で行います。

(1)　使用者の申出

災害応急対策を行うための車両を使用しようとする者は、加茂警察署に緊急通行車両確認証明書（以下「証明書」という。）等の交付申請を行います。「証明書」については、県計画第３章第６節「交通応急対策」の「様式１号（緊急通行車両確認証明書)」が交付されます。

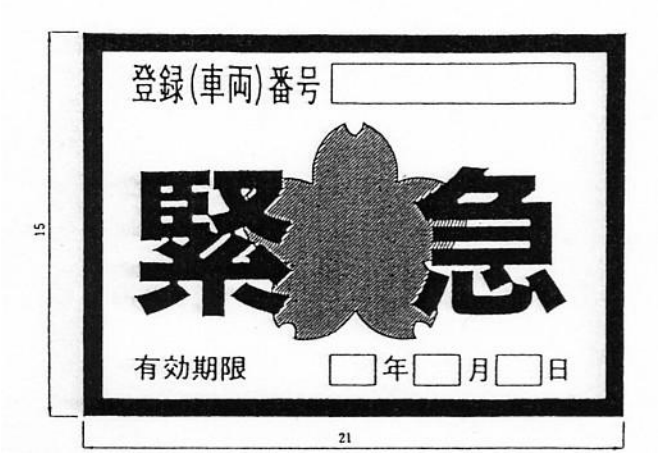

備考　左記の緊急通行車両の標章は、緊急通行車両確認証明書と同時に交付されます。交付を受けたら、指定どおり貼付等をして走行します。

(2)　緊急通行車両の周知・普及

輸送協定を締結した民間事業者等の車両についても、緊急通行車両標章交付のための申出があったときは、災害発生前においても、当該車両に対し緊急通行車両標章が交付されることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前の申出を積極的にするなど、その普及を図ります。

7 規制の標識及び迂回路の指定

【市の実施主体】 土木課　都市計画課

土木課において道路法に基づく規制を行ったときは「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」の定めるところにより標識を設置し、特に危険を伴う場合等にあっては必要に応じ遮断する措置等を行います。

なお、緊急のため規制の標識を設置することが困難又は不可能なときは適宜の道路標識に次の事項を表示します。

ア　禁止、制限の対象　　イ　規制する区間又は区域　　ウ　規制する期間

エ　規制する理由　　オ　迂回路の表示

第２ 緊急輸送手段の確保

災害時における被災者及び応急対策従事者の移送あるいは救助、復旧用物資の輸送（以下本節において「災害輸送」という。）は、次のとおり行います。

1 自動車の確保

【市の実施主体】 総務課

災害輸送のため必要な自動車の確保及びその使用に当たっての調整は、次のとおり行います。

(1)　自動車等確保の要請

各課は、災害輸送のため、自動車の借上等を要するときは、総務課に次の輸送の条件（以下「輸送条件」という。）を明示して車両確保（借上）等の要請を行います。

ア　輸送区間又は借上期間

イ　輸送量又は車両の台数

ウ　集合の場所及び日時

エ　その他の条件

(注)各課の所属車両をその目的業務に使用する場合は、要請は必要ありません。

(2)　輸送の調整等

車両確保等の要請を受けた総務課は、輸送の緊急度、輸送条件、市保有車両の活動状況等を総合的に把握し、輸送の効率的な確保の方法、輸送の優先順位を決定します。

車両が不足する場合は民間から借上げますが、大型車両は岐阜県トラック協会等へ要請します。

2 人力輸送

【市の実施主体】 総務課 防災安全課

車両等による輸送が不可能なときは、市職員、消防団員、ボランティア等の人力によって輸送しますが、輸送員の調整は市本部が行います。

3 物資の引継ぎ等

【市の実施主体】 総務課

災害輸送に当たって、総務課は、輸送責任者を定め、車両に同乗させる等、的確な輸送を行います。

なお、物資授受の記録は、「救助用物資引継書」により行います。

4 応援の要請

【市の実施主体】 環境課 土木課 総務課 防災安全課

自動車その他の輸送手段を総務課で確保できないときは、下表に従い輸送条件を明示して県支部に応援を要請します。

種別	市本部	県支部
土木作業用車両	土木課	可茂土木事務所
廃棄物処理用車両	環境課	可茂保健所
ヘリコプター	防災安全課	可茂県事務所
その他の車両	総務課	可茂県事務所

なお、緊急を要するものについては、直接県本部へ要請するとともに、近隣市町村へ要請します。

5 輸送の記録

【市の実施主体】 総務課

総務課は、災害輸送を行ったときは、次の記録を作成し、整備保管します。

なお、災害救助法が適用されたときにあっては同法による対策の実施に要した輸送の記録を保管します。

(1)　車両使用書

車両を使用した者（使用責任者）は、「車両使用書」を作成し総務課に提出します。

(2)　輸送記録簿

総務課は、「輸送記録簿」を備え付け、車両の使用状況等を記録します。

(3)　救助実施記録日計表等

総務課は「救助実施記録日計表」を作成し整備保管します。

(4)　救助の種目別物資受払状況

自動車用燃料その他消耗品について「救助の種目別物資受払状況」を備え付け、その出納状況を記録し整備保管します。

6 その他

【市の実施主体】 総務課

その他災害輸送に関する次の事項は、県計画第３章第６節「交通応急対策」の定めるところにより行います。

(1)　費用の基準及び支払

(2)　災害救助法による輸送の基準

「緊急物資輸送車(美濃加茂市から東松島市へ)」

(東日本大震災)

第８節　消防･水防･ヘリコプター等対策

第１　消防計画

火災その他災害に際しての消防機関の災害応急対策は、次のとおり行います。

１　消防団の出動

【市の実施主体】 防災安全課

消防団は、市地域内において火災その他の災害が発生した場合に出動し、可茂消防事務組合と連絡をとり、次のとおり行います。

(1)　火災以外の災害における出動は、それぞれの計画に定めるものを除き、消防団長の命令により出動します。

(2)　鎮火後の警備は、その都度消防団長が指示します。

(3)　消防活動終了後、分団長は、活動報告、人員及び機械器具の異常の有無等を速やかに消防団長に報告します。

２　消防団の招集

【市の実施主体】 防災安全課

火災その他非常災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、次により招集します。

(1)　招集は、市防災行政無線（同報系）及びサイレンの吹鳴、市防災行政無線(移動系)、電話、メールにより行います。

(2)　集合場所は、特に指定するもののほか、各所属消防団車庫とします。

(3)　出動した団員は、各分団長に報告します。各分団長は、消防団長に出動人員等を報告し、指揮を受けます。

３　応援要請等

【市の実施主体】 防災安全課

市本部長は、災害の鎮圧に全力を傾注してもなお災害が拡大するおそれがあるときは、近隣市町村、あるいは県等に応援を要請します。

(1)　応援要請

大規模な災害等において、広域的な応援要請を行う必要が生じた場合は、「可茂地区市町村消防団消防相互応援協定」「岐阜県広域消防相互応援協定」に基づく近隣市町村に対する応援、あるいは県を通じ緊急消防援助隊等の応援を求めます。

(2)　応援部隊の誘導

応援部隊を要請したときは、消防団等は、誘導員を配置し適確に誘導します。

4 火災報告

火災が発生したときの被害状況その他の調査、報告は、次の方法により行います。

(1)　報告の系統

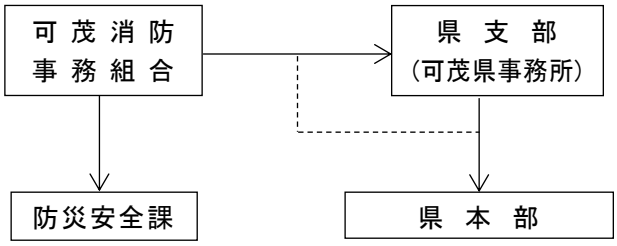

(2)　報告の種別及び報告期

報告種別	報告期限		
	可茂消防事務組合→県支部	県支部→県本部	県本部→消防庁
火災詳報	県支部長の指示する日	県本部長の指示する日	消防庁長官の指示する日
火災即報	即時	即時	即時

(3)　火災詳報を要する火災

火災詳報は、火災による損害額が相当な規模にのぼる火災、特殊な出火原因による火災又は特殊な態様による火災で県本部長が必要に応じて報告を求めたものについて提出します。

(4)　火災即報を要する火災

火災即報は、火災・災害等即報要領の定める火災等即報の一般基準及び個別基準に該当する火災について、発生後直ちに電話等により報告します。

(5)　調査報告事項

火災詳報及び火災報告並びに被害程度の基準等については、「火災報告取扱要領」の定めるところにより行います。

第２ 水防計画

市地域における水防に関する応急対策は、次のとおり行います。

1 警報等の取扱い

【市の実施主体】 土木課　都市計画課

市本部(土木課・都市計画課)は、水防上の注意報、警報を受信したときは、速やかに必要な課員の待機、消防団長との協議、水防資器材の確保等必要な措置をとります。

土木課は、必要があると認めるときは、第３編第１章第３項第１節第１「警報・注意報・情報伝達等の計画」で定める方法等により市民に周知します。

2 水防情報の収集

【市の実施主体】 土木課　都市計画課　防災安全課

(1)　水防情報の把握

水防情報は、他の防災関係機関との連携により速やかに収集し、必要に応じて関係機関及び市民へ伝達します。

(2)　気象状況の把握

地震による施設被害の状況を速やかに把握するとともに、地震発生後の気象情報に留意し、施設被害の生じたことによる浸水被害や降雨災害の発生のおそれ、また洪水の発生等の可能性に注意しま

す。特に、木曽川上流域の降雨量については、過去幾度もの水害の原因となっていることから、万全な監視体制を確立させます。

ア　河川水位・雨量情報
イ　国土交通省木曽川上流河川事務所からの河川情報
ウ　岐阜県防災課からの河川情報
エ　岐阜県県土整備部河川課からの河川情報
オ　関西電力(株)今渡ダムからの放流情報
カ　関西電力(株)川辺ダムからの放流情報
キ　市民・消防団による情報
ク　その他

3 水防活動

【市の実施主体】 土木課　都市計画課　防災安全課

(1)　水防体制

地震発生後水害による被害が予想される場合は、市本部による監視体制を強化し、必要に応じて警戒区域の設定あるいは市民の避難等の措置を行います。

(2)　水防計画

水防に関する計画は、「岐阜県水防計画」及び本計画の定めるところによります。

(3)　応援要請

他の水防管理者と相互に協力するとともに、水防上必要があるときは、他の水防管理者の応援を要請します。また、応援要請を受けたときは、市域内における水防活動に支障のある場合を除き、可能な範囲の応援を行います。

4 非常警戒

【市の実施主体】 土木課　都市計画課　防災安全課

消防団長は、出動命令により消防団員が出動したときは、水防区域内の監視及び警戒を厳重にして被害箇所その他特に必要な箇所を中心として巡回させるとともに、異常を発見したときは土木課、県支部（可茂土木事務所）と協議してその対策を速やかに行います。

なお、巡回の留意点は次のとおりです。

(1)　裏法の漏水又は飽水による亀裂又は崩れ
(2)　裏法で水当りの強い場所の亀裂又は崩れ
(3)　天端の亀裂又は剥離
(4)　堤防の溢水状況
(5)　樋門の両袖又は低部よりの漏水と扉の締り具合
(6)　橋梁その他の構造物と堤防との取付け部分の異状

5 警戒区域の設定等

【市の実施主体】 防災安全課

水防のため必要がある場合は、水防法第21条に基づき、消防団及び可茂消防事務組合は、次の事項を行います。また、必要に応じ、同法第22条に基づき、加茂警察署へ出動を要請します。

(1)　警戒区域の設定
(2)　関係者以外の立入の禁止又は制限

6 決壊等の通報並びに処置

【市の実施主体】 防災安全課

消防団長は、堤防その他の施設が決壊したときは、その旨を市本部長に報告するとともに、市本部は、氾濫する方向の隣接する市町に通報します。

7 避難

【市の実施主体】 防災安全課

洪水等により著しい危険が切迫しているときは、水防法第 29 条に基づき市本部長は必要と認める区域に対し、防災行政無線、広報車、緊急情報メール（すぐメールみのかも)」、その他の方法により避難又はその準備を指示します。

8 応援等の要請

【市の実施主体】 防災安全課

市本部は、地域内被害が激甚で水防活動要員が不足し、あるいは水防資機材等の確保ができない場合等、市において実施不能のときは、国土交通省（木曽川上流河川事務所)、県支部（可茂土木事務所)、近隣市町村に応援の要請を行います。

応援要請は、次の点を明示して行います。

(1)　人員数
(2)　物資名、数量
(3)　時期、場所
(4)　携行品
(5)　その他必要事項

「平成 23 年 9 月加茂川の氾濫」

第３　県防災ヘリコプターの活用計画

市内において、災害が発生し、より迅速・的確な対応を必要とする場合には、広域かつ機動的な活動ができる防災ヘリコプターを有効に活用し、災害応急対策の充実強化を図りますが、この場合における防災ヘリコプターの活動については、県計画第３章第15節「県防災ヘリコプターの活用」に基づき行います。

１　防災ヘリコプターの応援要請

【市の実施主体】　防災安全課

(1)　消防組織法上の活動に係る応援要請

消防組織法上の災害に係る活動について、知事に対する応援要請は、「岐阜県防災ヘリコプター応援協定」の定めるところにより、可茂消防事務組合消防長から岐阜県防災航空隊に電話及びＦＡＸで行います。

(2)　災害対策基本法第68条に基づく応援要請

市本部長は、物資輸送及び災害情報収集等のため防災ヘリコプターの応援が必要な場合には岐阜県防災航空隊に応援要請を行います。

岐阜県防災航空隊　0583－71－5192

0583－71－5194（ＦＡＸ）

(3)　受入れ体制

防災安全課は、防災航空隊と緊密な連絡を行うとともに、必要に応じ、次の受入れ体制を整えます。

ア　離着陸場所の確保及び安全対策

イ　傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等の搬送手配

ウ　空中消火基地の確保

エ　その他必要事項

「岐阜県防災ヘリコプター」

第９節　災害時における要配慮者支援

災害時における要配慮者（高齢者、障がいのある人、常時特別な医療等を必要とする在宅療養者、日本語に不慣れな外国人、妊産婦、乳幼児、児童など）は、身体面又は情報面のハンディキャップから迅速な行動がとれず、避難生活においても不自由を強いられます。

市は、要配慮者に対し、個別かつ専門的な救援体制を確立します。

１ 在宅の要配慮者支援

【市の実施主体】　**国保年金課　高齢福祉課　福祉課　健康課**

地震発生直後、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自主防災組織、消防団等の防災関係機関、福祉・介護サービス提供者、障がい者団体等の福祉・介護関係者と協力して、在宅サービス利用者、ひとり暮らし高齢者、障がいのある人、難病患者等に、次の支援を行います。

(1)　支援対策

ア　要配慮者が必要とする支援内容の把握(時系列で行う。)

イ　要配慮者のニーズに応じた救援、救護

（ア）　特別な食料(柔らかい食品、粉ミルク等)を必要とする者に対し、その確保、提供

（イ）　要配慮者用資機材(車いす、障がい者用トイレ、ベビーベッド等)の提供

（ウ）　ボランティア等の生活支援のための人材の確保及び派遣

（エ）　情報提供

（オ）　人工透析及び難病患者等への医療の確保等

ウ　**避難所**での要配慮者への配慮

エ　要配慮者向け相談所の開設

オ　社会福祉施設の活用、ヘルパーの派遣

カ　寝たきりの高齢者や障がいのある人等の**避難所**への搬送手段の確保

(2)　避難行動要支援者を発見したときの措置

ア　**避難所**へ移動

イ　施設緊急入所等の緊急措置

ウ　居宅での生活が可能な場合には、在宅医療・保健・福祉・介護サービスのニーズを把握

(3)　避難行動要支援者の避難誘導

災害時には、避難行動要支援者を中心に避難誘導等行うとともに、自主防災組織等に対し協力支援を要請します。

(4)　避難行動要支援者の被害情報の把握と報告

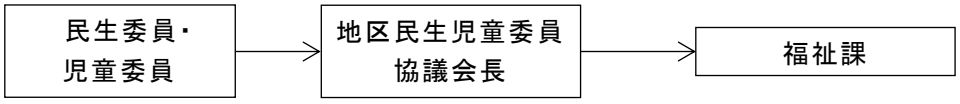

(5)　福祉課の対応

災害救助の全般的な連絡調整

ア　福祉課は、民生委員・児童委員、福祉委員等から報告を受け、避難行動要支援者の被害状況を把握します。

イ　被害状況の把握の段階で、緊急救助を要する場合は、直ちに災害対策本部に救援を要請します。

2 社会福祉施設の対策

第3編第1章第3項第15節「社会福祉施設の応急対策」の定めるところにより行います。

3 外国人支援

【市の実施主体】 多文化共創課

(1)　各種通訳の実施

災害時に外国人の被災者の救助のため必要があると認めるときは、公益財団法人岐阜県国際交流センターに通訳ボランティアの派遣を要請し、次の対応を行います。

ア　負傷者の応急手当等の際の通訳

イ　県、市の各種応急対策の内容の説明

ウ　その他被災外国人の意思の伝達

(2)　正確な情報の伝達

外国人に対し、避難する場所や物資支給等の必要な情報が欠如、混乱することがないよう、メール及びラジオ等の活用を推進します。

(3)　応援要請

災害の規模が大きく、市本部で外国人に対する支援について十分な対応ができないときは、県や他市に外国語通訳者の派遣等の支援要請を行います。

4 避難所以外の場所で滞在する被災者についての配慮

【市の実施主体】 商工観光課　農林課　会計課

やむを得ない理由により、自主運営**避難所**等、市が指定する**避難所**以外の場所に滞在する被災者に対しても、被災者本人の申請に基づき、必要な生活物資の配布等に努めます。

第 10 節　生活物資の供給

第１　食料の供給

災害時における、被災者及び災害対策従事者等に対する食料の供給は、次のとおり行いますが、3 日間の生活に必要な食料は個人で準備しておくことを基本とします。

１ 食料供給

【市の実施主体】 商工観光課　農林課　会計課　教育総務課

小規模災害時あるいは、市の体制が整わない場合において地区単位で行う炊き出しにあっては、その程度に応じ自主防災組織又は自治会において行います。大規模な災害が発生したときは、**避難所**を拠点として、炊き出しや災害用非常食等を提供します。ただし、大規模災害発生初期の飲料水や食料等は個人の備蓄を中心に対応するものとします。

(1)　一般確保

ア　主要食料

災害用非常食を提供するとともに市内大規模小売店等を通じて米穀などを調達し、被災者等に炊き出し又は現物支給します。

イ　副食及び調味料

市内大規模小売店等を通じて副食及び調味料を調達し、被災者等に現物支給します。

(2)　緊急確保

災害の状況により確保が困難な状態においては、県支部(可茂県事務所)又は他市町村へ応援を要請します。

食料等調達ルート

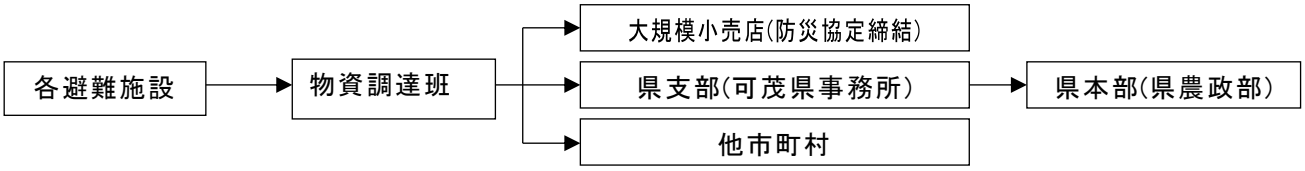

(3)　炊き出し活動

炊き出しは、学校給食センター及び市内 8 箇所の備蓄倉庫に備え付けの炊飯器具等を用いて行い、日本赤十字奉仕団、自主防災組織、ボランティア等の協力により実施します。

２ その他

【市の実施主体】 市民課

物資の確保、応援等の手続、食品衛生、災害救助の基準等の対策については、岐阜県災害救助法施行細則及び県計画第 3 章第 19 節「食料供給活動」の定めるところにより行います。

第２ 飲料水の供給

災害のため、水道施設の破損等により飲料に適する水を得ることができない人に対して、災害救助法、伝染病予防法その他による飲料水の供給は、次に定めるところにより行います。

１ 給水方法

【市の実施主体】 上下水道課

飲料水は、概ね次の方法により確保、供給します。ただし、市本部が行うことができないときは、市本部が県支部（可茂保健所）、日本水道協会又は近隣市町村に対して協力の要請を行います。

(1)　被災地において確保することが困難なときは、被災地に近い水源地又は給水栓から給水車（タンク車を含む。）に積載し、又は容器により運搬供給します。

(2)　水道水源が、冠水等で汚染したと認められるときは、十分な清掃及び消毒を行うとともに水質検査（通常の理化学検査）を実施し、飲用に適することを確認のうえ供給します。

(3)　水道以外の水を供給する場合は、水質検査により飲用に適することを確認します。

(4)　給水順序

飲料水の供給に当たって順位を設けて配分する必要があるときは、概ね次の順序で行います。

ア　避難所及び炊き出し場所

イ　病院（手術、入院施設のあるものは最優先する。）

ウ　断水地域の市民、施設

２ 応援の手続

【市の実施主体】 上下水道課

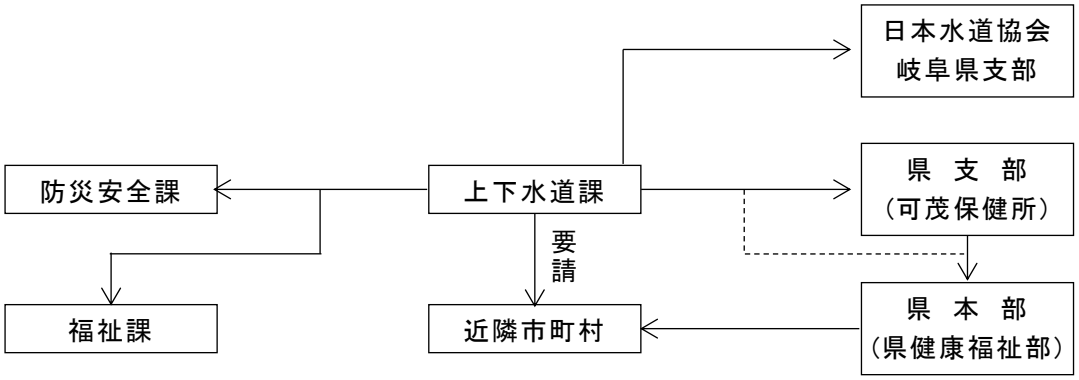

なお、応援等の要請に当たっては、次の事項を明示します。

(1)　供給水量（何人分又は１日何リットル等）

(2)　供給の方法（自動車輸送その他）

(3)　供給期間

(4)　供給先（地区）

(5)　その他水に関連した必要な事項

3 水道の対策

【市の実施主体】 上下水道課

上下水道課は、災害による水道事故に対処するため、災害の発生が予想されるときは、水道技術管理者及び課員を待機させるとともに資材の整備に努め、事故が発生したときは、次の方法によりその対策を行います。

(1) 施設を巡回して事故発生の有無を確認します。

(2) 水源地の他に水源を調査しておき、非常の場合その水源により取水できるよう計画します。

(3) 施設の損壊、漏水等を認めたときは応急復旧に当たります。また、状況により「岐阜県水道災害相互応援協定」「日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定」に基づき他の市町村の応援を要請します。

(4) 塩素滅菌による遊離残留塩素検出量を 0.2PPM 以上に保持します。

(5) 水道施設に被害があったときは、国及び県支部（可茂保健所）を経由して県本部（県健康福祉部）に報告します。

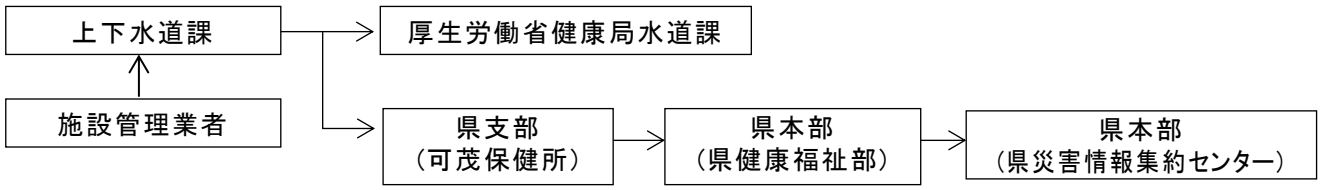

4 その他

【市の実施主体】 上下水道課

災害救助法に基づく実施の基準その他は、岐阜県災害救助法施行細則及び県計画第３章第 20 節「給水活動」の定めるところにより行います。

第３ 生活必需品の供給

災害救助法による被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の供給は、次のとおり行います。

1 実施者

【市の実施主体】 商工観光課　農林課　会計課

市本部における生活必需品等の確保については、商工観光課・農林課・会計課が担当し、また配分に当たっては他課から職員の応援を得て行います。

災害救助法が適用された場合の物資の確保及び輸送は、原則として県本部（県健康福祉部）が行い、各世帯に対する割当及び支給は、商工観光課・農林課・会計課が行います。ただし、県本部長が現地において直接確保することを認めたときは、県支部（可茂県事務所）又は商工観光課・農林課・会計課が確保します。

2 対象者

(1) 住家が全失（全焼、全壊、流失家屋をいう。以下同じ。）及び半失（半焼、半壊家屋をいう。以下同じ。）並びに床上浸水した世帯（床上浸水には、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものも含む。）

(2) 被服、寝具その他生活上必要な家財をそう失した世帯

(3) 商品流通の混乱等により資力の有無にかかわらず家財を直ちに入手することができない状態にある世帯

3 世帯構成の調査報告

【市の実施主体】 福祉課

福祉課は、「住家等一般被害調査表」による調査が終了したときは、速やかに「世帯構成員別被害状況報告書」を作成し、県支部（可茂県事務所）を経由して県本部（県健康福祉部）に報告します。

なお、本報告に当たっては緊急を要するので文書の提出に先立って電話によって行います。

4 物資支給の基準

【市の実施主体】 福祉課

支給する物資は、被災者が一時的に急場をしのぐことができる程度のものとし、災害救助法に基づく応急救助業務計画（以下「応急救助業務計画」という。）の基準の範囲内において、物資を現物により支給します。

5 物資支給の期間

【市の実施主体】 福祉課

災害発生の日から10日以内に各世帯に支給します。ただし、福祉課は期限内に支給することができないと認めたときは、期間内に速やかに県支部（可茂県事務所）を経由し、県本部（県健康福祉部）に期間延長を要請します。

なお、要請は、期間、地域、理由、地域ごとの世帯数を明示して行います。

6 物資の配分･輸送

【市の実施主体】 商工観光課

物資の輸送は、県が広域物資輸送拠点（たくみアカデミー等）まで行います。その後、広域物資輸送拠点から避難所等までの配分・輸送等は市が行います。

なお、輸送に当たっては、次の点に留意します。

(1)　物資の荷造りは、避難所ごとに行います。

(2)　輸送は、原則として自動車で行います。

(3)　自動車輸送に当たっては、責任者が同乗します。

7 物資の保管

【市の実施主体】 商工観光課･農林課･会計課

商工観光課は、物資の引継ぎを受けてから配分するまでの間は厳重に保管します。

なお、被災者に対して物資を支給した後の残余物資については、県本部の指示によって処置（返還）します。

8 その他

【市の実施主体】 福祉課　商工観光課

物資の確保、割当、供給方法、その他事務手続等については、岐阜県災害救助法施行細則及び県計画第3章第21節「生活必需品供給活動」の定めるところにより行います。

第 11 節　孤立地域対策

災害時における孤立の内容は、大別して、情報通信の孤立と、交通手段の孤立があります。情報通信の孤立は、救助機関における事案の認知を妨げ、人命救助活動を不可能にし、交通手段の孤立は、救援活動に支障を及ぼすとともに、孤立地域住民の生活に大きな影響を与えます。このため、孤立が予想される地域の災害応急対策を次のとおり行います。

1 孤立実態の把握

【市の実施主体】 防災安全課

災害が発生したときには、孤立する可能性のある地域と連絡をとり、孤立の有無と被害状況について確認します。

2 救助･救出活動の実施

【市の実施主体】 防災安全課

負傷者等の発生などの人的被害の状況が判明した場合は、早急な救助・救出活動を実施します。

3 通信手段の確保

【市の実施主体】 防災安全課

孤立地域の実態を把握するためには、情報通信の孤立を解消する必要がありますが、第 3 編第 1 章第 2 項第 2 節「通信の確保」に定めるところにより通信手段の確保を図ります。

4 食料品等の生活必需物資の搬送

【市の実施主体】 防災安全課

道路交通が応急復旧するまでの間は、孤立地域住民の生活維持のため、食料品をはじめとする生活必需物資の輸送を行いますが、この場合、ヘリコプターによる空輸を効率的に行う他、迂回路や不通箇所での中継による陸上輸送、無人航空機での輸送等、状況に応じた輸送対策を行います。

5 道路の応急復旧活動

【市の実施主体】 土木課　都市計画課

孤立地域に対する最低限の物流ルートを確保するため、優先度に応じ、最低限度の輸送用道路を確保します。

第 12 節　被災者の生活再建支援

第 1　災害救助法の適用

市本部長は、災害が一定規模以上で、かつ応急的な救助を必要とする場合は、災害救助法の適用を要請します。同法が適用され、県本部長から災害救助活動について委任を受けた場合又は災害が切迫し、県本部長による災害救助活動を待ついとまがない場合は、市本部長がこれを行い、被災者の保護と秩序の安定を図ります。

1　災害救助法適用

【市の実施主体】 防災安全課

災害が一定規模以上で、かつ応急的な救助を必要とする場合は、被害を受けた者の保護と社会秩序の保全を図るために災害救助法が適用されます。この制度は、県知事が国の機関として応急救助を行うものですが、災害救助法第 30 条第 1 項の規定により知事がその権限に属する事務を市長が行うよう通知した場合、救助の一部を市長が行うことができます。救助の種類、程度、方法及び期間については、知事が厚生労働大臣の承認を得て定めることとされており、市及び県が救助に要した費用については、県が国の負担を得て支弁します。

2　災害救助法適用基準

【市の実施主体】 防災安全課

(1)　適用の基準

本市において災害救助法が適用されるのは、次の場合です。

ア　本市において 80 世帯以上の住家が滅失したとき。

イ　県内において 1,500 世帯以上の住家が滅失した場合であって、本市において 40 世帯以上の住家が滅失したとき。

ウ　県内において 7,000 世帯以上の住家が滅失したとき又は災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情※1 がある場合であって、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。

エ　多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準※2 に該当したとき。

※1　厚生労働省令で定める特別の事情災害にかかった者に対する食品、若しくは生活必需品の給与等について、特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

※2　厚生労働省令で定める基準

1　災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

2　災害にかかった者に対する食品、若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

(2)　被害計算の方法等

ア　住家が滅失した世帯数の算定に当たっては、住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は 2 世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は 3 世帯をもって、それぞれ住家が滅失した 1 世帯とみなします。

イ　被害世帯数は、家屋の棟数あるいは戸数と関係なく、世帯数で計算します。

ウ　飯場、下宿等の一時的寄宿世帯等は、生活根拠の所在地等総合的条件を考慮して実情に即した決定をします。

エ　災害種別の限定はなく、洪水、震災等の自然災害及び火災等人災的なものが対象となります。

3 救助の種類と実施者

【市の実施主体】 全ての課

災害救助法による救助の種類とその実施者は、次表のとおりです。

救助の種類	実施期間	実施者
避難所の設置及び収容	7日以内	施設管理者
炊出し及び食品の支給	7日以内	市本部(商工観光課・農林課・会計課)
飲料水の供給	7日以内	市本部(上下水道課)
被服寝具及び生活必需品の給貸与	10日以内	確保、輸送＝県本部 調査、報告、割当、配分＝市本部 (商工観光課・農林課・会計課)
医療	14日以内	ＤＭＡＴ（災害派遣医療チーム)、ＤＰＡＴ（災害派遣精神医療チーム)、医療班派遣（県本部、日赤支部、国立病院機構、国立大学病院、地域医療機能推進機構、市本部(健康課)） 、ＤＨＥＡＴ（災害時健康危機管理支援チーム)、ＪＭＡＴ（日本医師会災害医療チーム、ＪＤＡＴ（日本災害歯科支援チーム)、ＤＷＡＴ（災害派遣福祉チーム)、災害支援ナース その他＝市本部(健康課)、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、助産師会、理学療法士会、社会福祉士会、介護福祉士会等
助産救助	分べんした日から7日以内	
学用品の支給	教科書1か月以内 文房具及び通学用品15日以内	確保、輸送＝県本部 調査、報告、割当、配分＝市本部 (学校教育課、教育総務課)
被災者の救出	3日以内	市本部(消防団)
埋葬救助	10日以内	市本部(環境課、福祉課)
生業資金貸与	1か月以内	対象者選定＝市本部(福祉課) 決定貸与＝県本部
仮設住宅の建設	着工　20日以内	市本部(施設経営課)
住宅応急修理	1か月以内	市本部(都市計画課)
遺体の捜索	10日以内	市本部(消防団)
遺体の処理	10日以内	市本部(環境課、福祉課)
障害物の除去	10日以内	市本部(土木課・都市整備課)

(1)　本実施区分は、計画上の基本実施者を示したもので、実際の実施に当たっては、県本部実施分を市本部が、また市本部実施分を県支部等が実施することが適当と認められるときは、県本部長が実情に即して決定します。

(2)　救助法の実施は、知事である県本部長が法的責任者ですが、市本部の行う救助活動は、災害救助法

第 30 条の規定による知事の市長に対する職権委任に基づくものです。

(3)　市本部は、救助を実施又は実施しようとするときは、県本部及び県支部に報告又は連絡します。ただし、実施に当たって連絡しその指示を得るいとまのないときは、市本部で実施し、その結果を報告します。

(4)　実施期間は、災害発生の日からの期限（仮設住宅の建設については着工期限）であり、期間内に救助を終了（着工）します。

4 本部実施の応急救助と救助法との関係

【市の実施主体】 防災安全課

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、被災者の救出、避難所の開設及び炊出しあるいは医療、助産等の応急救助を行うとともに、その状況を速やかに県支部（可茂保健所）に報告します。実施した応急救助について災害救助法を適用したときは、災害救助法に基づく救助として取扱い、災害救助法が適用されない災害にあっては、市単独の救助として処理します。

5 救助実施状況の報告

【市の実施主体】 全ての課

市本部は、災害救助法に基づく救助を実施しようとし、又は実施したときは「救助日報」（様式省略）により毎日その状況を県支部（可茂保健所）に報告します。

6 災害救助法非適用地域に対する県からの財政援助

【市の実施主体】 防災安全課

(1)　適用基準

隣接する市町に災害救助法による救助が実施され、被害の規模が災害救助法施行令別表第 1 に掲げる 3 分の 1 以上であったとき。

(2)　対象となる救助の種類

災害救助法第 23 条第 1 項の規定による救助

(3)　対象となる救助の程度、方法及び期間

岐阜県災害救助法施行細則別表第 1 の基準

第 2 応急住宅対策

災害により住宅を失い、又は破損し、若しくは障害物の流入等により生活をすることができなくなった者に対する住宅に関する対策は、県計画（一般対策計画：第 2 章第 19 節「応急住宅対策」、一般対策計画：第 2 章第 14 節「応急住宅対策」）によるほか、次のとおり行います。

1 実施者

【市の実施主体】 都市計画課 土木課 施設経営課

市本部における住宅の対策は、次の区分で分担します。

(1)　住宅総合対策の樹立

都市計画課が策定します。

(2)　仮設住宅の建設に係る調整

施設経営課が担当します。

(3)　住宅の応急修理

都市計画課が担当します。

(4)　障害物の除去

土木課が担当します。

(5)　公営住宅への入居

都市計画課が担当します。

2 住宅確保等

【市の実施主体】 都市計画課　土木課　施設経営課

(1)　住宅確保等の種別

住宅を失い、又は破損し、若しくは土石の侵入その他によって居住することができなくなった被災者に対する住宅の建設、修繕等は、概ね次の種類及び順位により行います。

対策種別			内容
住宅の確保	1 自力確保	(1)　自費建設	被災世帯が自力(自費)で建設します。
		(2)　既存建物の改造	被災を免れた非住家を自力で改造模様替えをして住居とします。
		(3)　借用	親せきその他一般の借家、貸間、アパート等を借ります。
	2 既存公営施設収容	(1)　公営住宅入居	既存公営住宅への特定入居
		(2)　社会福祉施設への入所	老人ホーム、児童福祉施設等、県、市町村又は社会福祉法人の経営する施設への優先入所
	3 公庫資金融資	災害復興住宅建設補修資金	自費で建設するには資金が不足する者に対して住宅金融公庫から融資を受けて建設します。
		一般個人住宅災害特別貸付	
		地すべり関連住宅貸付	
	4 公営住宅建設	(1)　災害公営住宅の建設	大災害発生時に特別の割当てを受け、公営住宅を建設します。
		(2)　一般公営住宅の建設	一般の公営住宅を建設します。
	5　災害救助法による仮設住宅建設		生活能力が低い世帯のため市が仮設の住宅を建設します。
住宅の修繕	1　自費修繕		被災者が自力(自費)で修繕をします。
	2 資金融資	(1)　公庫資金融資	自費で修繕するには資金が不足する者に独立行政法人住宅金融支援機構が融資(災害復興住宅融資)します。
		(2)　その他公費融資	生活困窮世帯に対して社会福祉協議会、及び県が融資して改築あるいは補修します。
	3　災害救助法による応急修理		生活能力の低い世帯のために市が応急的に修繕します。
	4　生活保護法による家屋修理		保護世帯に対し、生活保護法で修理します。
障害物の除去等	1　自費除去		被災者が自力〈自費)で除去します。
	2　除去費等の融資		自力で整備するには資金が不足する者に対し住宅修繕同様融資して除去します。
	3　災害救助法による除去		生活能力の低い世帯のために市が除去します。
	4　生活保護法による除去		保護世帯に対し、土砂等の除去又は屋根の雪下ろしを生活保護法で行います。

(注)1　対策順位は、その種別の対象者や貸付の条件が異なるので適宜実情に即して順位を変更します。

2　住宅の確保のうち３の融資、４及び５の建設は、住家の全焼、全流失及び全壊した世帯が対象です。

3　住宅修繕のうち２の(1)の融資及び３による修理は、住家の半焼、半壊及び半流失した世帯が対象です。

4　障害物の除去等とは、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去等です。

(2)　実施体制

応急仮設住宅を建設して確保することが困難な場合は、関係団体に協力を求め、民間賃貸住宅を借り上げて提供します。また、災害発生時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の空き家の把握に努め、必要時に迅速にあっせんできるよう準備に努めます。

3 住宅対策等の調査報告

【市の実施主体】 国保年金課　高齢福祉課　福祉課　こども未来課　子育て支援課　都市計画課

市本部は、災害後、住宅の被害が確定したときは、次の方法により調査し、報告します。

(1)　調査

被災者に対して住宅対策の種別及びその概略を説明し、次の希望者を調査します。

- 公営住宅入居希望者
- 公庫資金借入希望者
- 生活福祉資金借入希望者
- 母子寡婦福祉資金借入希望者
- 社会福祉施設入居希望者
- 仮設住居入居対象者
- 住宅応急修理対象者
- 障害物除去対象者

調査に当たっては、次の点に留意をして行います。

ア　制度種別が極めて多くかつその内容がそれぞれ相当に異なるので、被災者に対して十分にその内容を周知する必要があります。

イ　建設あるいは融資等の時期が異なるため、本調査後相当の変更希望が予想されるが、直ちに着手する災害救助法による制度については、特に正確を期するように努めます。

ウ　各制度別重複計上を避けることにこだわり、本人の第1希望のみによって計上することなく、その世帯条件等も十分考慮して適切な種別を希望できるよう指導します。

エ　各制度種別のうち次の制度間については重複して差し支えありません。

(ア)　応急仮設住宅と各種公営住宅

(イ)　応急仮設住宅と各種資金融資

(ウ)　住宅の応急修理と各種資金融資

(エ)　障害物の除去と各種資金融資

オ　各制度別の調査方法は、県計画第3章第24節「応急住宅対策」の定めるところにより行います。

(2)　報告

市本部は、調査をし、その対策を取りまとめたときは、「住宅総合災害対策報告書」により県支部（可茂県事務所）を経由して県本部（県災害情報集約センター）に報告します。

なお、報告は、災害発生後5日以内に行います。

4 仮設住宅の建設及び入居

【市の実施主体】 都市計画課　防災安全課　施設経営課

災害により住宅を失った者で、直ちに住宅を確保することのできない者のうち生活能力の低い者に対して災害救助法により仮設住宅を建設し、次のように被災者に貸付します。

(1)　実施者

仮設住宅の建設は、応急災害救助法が適用された場合、県が実施します。ただし、法が適用されない場合等で必要と認められるときは、施設経営課が行います。

施設経営課は、防災安全課と協議の上、仮設住宅建設の予定場所を選定し、「応急仮設住宅建設可能用地調査票」に略図（適宜№等を付し、入居該当者調と対照できるようにする）を添えて県支部（可茂県事務所）に提出します。敷地の選定に当たっては、できる限り集団的に建築できる公共地等から優先して選びます。

なお、選定した敷地については、契約期間３か月以上の土地貸借契約書又は貸与承諾書を作成又は徴して保管し、その「写し」を県本部（県健康福祉部）に提出します。

(2)　建設戸数

仮設住宅の建設戸数は、全失世帯の３割以内とします。ただし、やむを得ない事情により３割を超えて建設をする必要があるときは、県支部（可茂県事務所）を経由して県本部（県健康福祉部）に超過建設を要請します。

超過建設の要請、申請に当たっては次の事項を明示して行います。

ア　引上げを必要とする対象数と割合

イ　引上げを要する地域（地域ごとの総設置戸数との割合）

ウ　引上げを要する理由（地域ごとの特殊事情を明記）

エ　住宅復旧計画との関係及び要入居世帯の資力等

オ　その他必要事項

(3)　対象者及び入居予定者の選定

都市計画課は、次の各条件に適合する対象者のうちから入居予定者を選定し、「応急仮設住宅入居該当世帯調」により災害発生後 5 日以内に県支部（可茂県事務所）を経由して県本部（県健康福祉部）に報告します。

ア　住家が全失（全焼、全壊又は流失）した世帯であること。

イ　居住する仮住宅がなく、又は借家等の借上げもできない世帯であること。

ウ　生活程度が低く、自己の資力では、住宅を確保することができない世帯であること。

(注)選定に当たっては、民生委員・児童委員その他関係者の意見をきき生活能力が低く、かつ住宅に必要度の高い世帯から順次建設戸数の範囲内において選定し、高齢者、障がいのある人の優先的入居に配慮します。

なお、必要に応じた適宜補欠も選定します。

(4)　建設基準

ア　面積の限度　26.4 ㎡以内

イ　費用の限度（整地費、附帯工事費、事務費等を含む。）は、岐阜県災害救助法施行細則に定める額の範囲内とします。

ウ　その他

必要に応じ、高齢者、障がいのある人向け応急仮設住宅の設置を推進します。

(5)　建設期間

仮設住宅は、災害発生の日から 20 日以内に着工し、できる限り速やかに完成させます。

なお、20 日以内に着工できないときは、県本部（県健康福祉部）に依頼します。

(6)　仮設住宅の管理

仮設住宅は、市本部が、管理します。

ア　家賃及び維持管理

（ア）　家賃は、無料とします。

（イ）　維持補修は、入居者において負担します。

（ウ）　地料を必要とするときは、入居者の負担とします。

（エ）　維持補修に当たって原形が変更される場合は、市に届出て行います。市長は、承認に当たっては県の意見に従って承認します。

イ　入居台帳の作成

都市計画課は、入居予定者が仮設住宅に入居したときは「応急仮設住宅入居者台帳」を作成し、入居誓約書とともに整備保管します。

なお、入居者台帳を作成したときは、その写しを県支部（可茂県事務所）を経由して県本部（県健康福祉部）に提出します。

ウ　貸与期間その他

被災者を仮設住宅へ入居させるに当たっては、仮設住宅の趣旨をよく説明し、貸与期間が2年間であること等も指示し、「入居誓約書」を提出させます。

(7)　着工及び竣工届

着工報告及び竣工報告（写真添付）を県支部（可茂県事務所）を経由して県本部（県健康福祉部）に提出します。

(8)　備付帳簿等

仮設住宅建設に関し、次の諸記録を作成し、警備保管します。

ア　「応急仮設住宅入居者台帳」及び「入居誓約書」

イ　「応急仮設住宅入居該当世帯調」及び入居該当者選考関係書類

ウ　建設請負契約関係書類及び敷地貸借契約関係書類

エ　「救助実施記録日計票」

オ　「救助の種目別物資受払状況」

5 社会福祉施設への入所

【市の実施主体】 国保年金課　高齢福祉課　福祉課

災害により住宅を失い、又は破損等により居住することのできなくなった者のうち、要介護者等で社会福祉施設に入所させることが適当な者については、必要性の高い者から入所の支援を行います。

また、被災者の避難状況等により、他県等区域外の社会福祉施設への入所が必要であると判断した場合は、関係機関と連携して速やかに入所の支援を行います。

第3 警備対策

1 被災地、避難場所、重要施設等の警戒警備の強化

警察は、岐阜県警察災害警備計画に基づき、被災地の住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所内でのトラブルを防止するため、警察による被災地及びその周辺におけるパトロールを強化します。

2 市民等による地域安全活動

【市の実施主体】 防災安全課

地域の自主的な防犯組織、自主防災組織、災害協力隊及び自治会等関係団体は連携して、自主的な防犯活動を行います。

第４ 要配慮者の保護計画

１ 社会福祉施設の対策

【市の実施主体】　国保年金課　高齢福祉課　福祉課　こども未来課　子育て支援課

社会福祉施設の経営者（管理責任者）は、災害に際して次のとおり入所者及び利用者の保護及び被災者の受入れを行います。

(1)　入所者及び利用者の保護

災害の程度、種別等に応じて避難する場所を選定しておき、災害が発生したときは、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、速やかに入所者及び利用者の安全を確保するとともに、市本部（国保年金課、高齢福祉課、福祉課、こども未来課、子育て支援課）、県本部等の協力を得つつ早急に施設の機能回復を行います。

(2)　被災者の受入れ

被災を免れた施設又は被災地に隣接する地域の施設においては、入所者の処遇の継続を確保した後、余裕スペースなどを活用して、一定程度の被災者の受入れを行います。

なお、余裕スペースの活用による被災者の受入れについては、要介護者等援護の必要性の高い者を優先します。

(3)　食料供給等の確保

食料又は飲料水を得ることができないとき又は医療その他の救助を必要とするときは、不足が予測される物資の内容や程度等について市本部（国保年金課、高齢福祉課、福祉課、こども未来課、子育て支援課）、県支部（可茂県事務所）に連絡又は要請します。

(4)　職員等の確保

災害により職員に事故があり、又は入所者数の増加によって職員等の人員が不足するときは、施設管理責任者が不足の程度等を把握し、市本部（国保年金課、高齢福祉課、福祉課、こども未来課、子育て支援課）、県支部（可茂県事務所）へ連絡又は要請します。

ただし、施設においても平常時からボランティア受入れ等に積極的に取り組み、災害時の人員確保を図ります。

２ 要保護児童への対応

【市の実施主体】 こども未来課　子育て支援課

こども未来課、子育て支援課は、災害地域において保育や保護を必要とする児童（児童福祉法第４条でいう児童をいう。以下本節で同じ。）に対し、次のように対応します。

(1)　保育を必要とする乳幼児があるときは保育園に入園させ保育をします。

なお、既に入園している乳幼児の保護者が災害により被害を受け、生活程度が著しく低下した場合、保育料等の費用の負担を、災害の状況により減免します。

(2)　保護を必要とする児童には、中濃子ども相談センターへ連絡及び児童養護施設等への入所等支援を行います。

３ 生活保護法の適用

【市の実施主体】 福祉課

災害により生活に困窮し、生活保護法による保護が必要になったときは、福祉課は民生委員・児童委員と連絡を密にし、速やかに保護の要否を決定します。

なお、保護の要否は、災害救助法による救助実施機関及び被災の程度、内容を基に判断します。

4 被災者に対する国民健康保険等の給付

【市の実施主体】 国保年金課 高齢福祉課

災害救助法による医療の救助は、国民健康保険その他各種制度に優先して給付されますが、同救助は医療機関の平常化（原則的に災害発生後 14 日以内）を待って平常医療制度に移行されます。従って災害によって被保険者証等を紛失し、又は使用不能となった者に対しては、国保年金課、高齢福祉課、その他関係機関は、医療機関と連絡をとり被保険者証等のないまま給付ができるようにするとともにできる限り速やかに被保険者証等を再交付します。

5 災害見舞金及び弔慰金の支給

【市の実施主体】 福祉課

福祉課は、美濃加茂市災害弔慰金の支給に関する条例の定めるところにより、災害により負傷又は疾病にかかり、あるいは死亡した者の遺族に災害見舞金又は弔慰金を支給します。

6 その他

【市の実施主体】 福祉課

県知事の見舞金の支給、被災者生活再建支援金の支給等関連対策については、県計画第 4 章第 4 節「被災者の生活確保」の定めるところにより行います。

第 13 節　産業応急対策

1 商工業の応急対策

【市の実施主体】 商工観光課

(1)　災害融資計画

被災商工業者のうち事業資金の融資を希望するもののため、県計画に基づく事業資金の融資について総合的なあっせんを行います。

(2)　復旧資材等の調達

商工観光課は、救助及び復旧用の物資、資材の確保又はあっせんの要請があったときは、市内の組合又は適当な業者に協力を依頼し、救助及び復旧用の物資、資材の確保又はあっせんを行います。

なお、市内において確保できないときあるいは不足するときは、県本部（県商工労働部）に要請します。

2 観光客等の応急対策

【市の実施主体】 商工観光課

ホテル、旅館及びキャンプ場等（以下「観光施設」という。）の観光客等に係る災害時の応急対策は、次のとおり行います。

(1)　応急対策

観光施設の経営者又は管理者は、気象の状況その他災害条件を把握し、施設利用者に、緊急時における避難予定先、経路、誘導の方法等について周知します。

(2)　応援の要請

観光施設の経営者又は管理者は、災害時における応急対策を行うことができないときは、市本部又は加茂警察署に応援又は実施の要請を行うことができますが、この場合に要する経費は、観光施設経営者の負担とします。

3 畜産の応急対策

【市の実施主体】 農林課･農業委員会

(1)　家畜の診療

災害のため平常時の方法により家畜の診療を受けることができないときは、市本部は、県支部（中濃家畜保健衛生所）に要請します。

(2)　家畜の防疫

畜舎等の消毒を行うときは、市本部は、県支部(中濃家畜保健衛生所)に派遣要請します。県支部（中濃家畜保健衛生所）は、家畜伝染病予防法の規定に基づき、職員等を被災地域に派遣して畜舎等の消毒を行います。

(3)　家畜の避難

水害による浸水等災害の発生が予想され、又は発生したときには、市本部は、県支部（可茂県事務所）やその他の協力機関と連絡を密にし、家畜を避難させる場所等について指導を受けるものとします。市本部は、県支部（可茂県事務所）から連絡を受け又はその他により家畜を避難させる必要を認めたときは、家畜飼育者に家畜を避難させるよう指導します。

(4)　飼料等の確保

避難家畜に対する飼料､藁等が現地において確保できないときは､市本部は県支部(可茂県事務所)又は県本部（県農政部）に要請します。

4 林地、林産物等の応急対策

【市の実施主体】 農林課・農業委員会

(1)　被害調査

農林課は、県支部（可茂農林事務所）等と相互に連携し、林地、林産物等の被害状況を迅速かつ的確に把握し、その被害状況を取りまとめ、関係機関に速やかに報告します。

(2)　一般林産物及び施設の対策

ア　被害木の処理

農林課は、森林組合等と協力して被害木の早期伐出について督励指導し、被害木搬出等を推進します。

イ　浸水製材施設の処置

浸水等により製材施設が被害を受けたときは、森林組合、木材協同組合等関係機関と協力して、速やかに清掃処理を行い、製材能率の早期復旧を図るよう推進します。

(3)　復旧資金の融資

林産物に関係した災害対策のため必要な資金の融資は、第４編第５節「産業の復旧支援」の定めるところにより行います。

5 危険物施設等の応急対策

【市の実施主体】 防災安全課

危険物施設、高圧ガス施設、放射性物質保管施設、火薬類保管施設及び毒物劇物保管施設の設置者又は管理者は、火災、爆発、漏えい等による災害（以下「危険物災害」という。）が発生した場合、自ら定める計画によるもののほか、次により、災害応急対策を行います。

(1)　災害の拡大防止

危険物災害が発生した場合には、次の事項に重点を置いて被害の拡大を防止します。

ア　危険物の流失等により災害の発生するおそれがある場合は、速やかに拡散防止等の応急措置を行うこと。

イ　混触発火等による火災の発生防止と初期消火に努めること。

ウ　危険物災害の拡大又は近隣火災の拡大による誘爆等の阻止活動を行うこと。

エ　施設の破壊等による放射性物質の露出、流失等による汚染の拡大防止措置を行うこと。

オ　毒劇物の飛散、漏えい、浸透、火災等による有毒ガスの発生防止又は除毒措置等を行うこと。

(2)　通報及び避難

危険物災害及び二次的災害により人命に危険を及ぼすおそれがある場合には、次の事項に留意して対処します。

ア　危険物災害の発生又は発生するおそれがある場合は、可茂消防事務組合及び加茂警察署に通報すること。

イ　施設の周辺住民の避難誘導、警戒区域等の設定と併せて危険表示を行うこと。

ウ　避難の周知を図るため、災害広報活動を積極的に行うこと。

(3)　緊急措置等

可茂消防事務組合又は加茂警察署は、危険物災害の発生及び拡大の防止を図るため、被災施設の設置者又は管理者に対し法令又は条例に基づき、危険物の製造、貯蔵又は移動の制限等の緊急措置命令を行います。

なお、災害対策の実施に当たっては、その実施状況並びに被災写真などを保存し、安全管理の資料とします。

(4)　被災状況の調査報告

環境課は、災害によって危険物施設に被害があった場合には被災状況を調査し、市本部（防災安全課）及び関係機関に報告します。

第14節　文教関係の応急対策

文教関係の災害対策は、他の計画に定めるもののほか、次に定めるところにより行いますが、各施設の経営者又は管理者は、それぞれの災害条件を考慮し、施設別にその対策を行います。

1 施設等の応急対策

【市の実施主体】 教育総務課 学校教育課 学校施設課

(1)　災害の防止対策

災害の発生するおそれのあるとき又は災害が発生したときは、被害を未然に防止し、あるいはその拡大を防止するため、直ちに補修、補強その他の対策を行います。

(2)　応急復旧等の処置

施設等に被害を受け、業務の運営に支障を生じ、あるいはそのまま放置することが他に影響を及ぼし、被害が拡大するような場合は、速やかに関係機関と協議のうえ、本格的復旧に先立って必要な応急復旧を行います。

2 市立学校関係の対策

【市の実施主体】 教育総務課 学校教育課 学校施設課

(1)　学校施設の確保

学校等施設の被害程度により、当該施設の応急修理、特別教室等の活用、隣接校の利用、他施設の利用を図ります。

なお、他の施設を利用する場合は、関係機関が協議のうえ行います。

(2)　教職員の対策

災害に伴い教職員に欠員が生じた場合は、その程度に応じ、学校内での調整、学校間での調整、県支部内での調整など必要な対策を行います。

(3)　応急教育

災害に伴う被害程度によって授業が不可能なときは､臨時に授業を行わないものとします｡ただし、正規の授業は困難であっても、できるだけ速やかに応急授業を行います。

3 学用品の支給等

【市の実施主体】 教育総務課 学校教育課

住家が倒壊、焼失等により被害を受け、教材・学用品を喪失又は棄損した児童・生徒等に対し、その調達及び支給について、次のとおり行います。

(1)　学用品の調達

被災した児童・生徒等について実態を把握し、教科書、教材、文房具等の授業用物品を教材納入業者の協力を得て調達します。

なお、災害の程度により、災害救助法による学用品の給付手続をとるほか、県に対し必要な措置を要請します。

(2)　学用品の支給

学用品の支給に際しては、災害救助法に定める限度額を基準に支給を行います。

4 安全措置

【市の実施主体】 学校教育課

(1)　宿日直の強化

災害の発生が予想される気象警報発令時等の学校における宿日直は、教職員をそれぞれ 1～2 名増員します。

(2)　休校措置

災害が発生し、又は発生が予想される気象条件になったときは、当該学校は学校教育課と協議し、必要に応じて休校措置をとるものとします。

なお、休校措置を決定したときは、当該学校及び学校教育課は、直ちに休校の旨を各家庭に連絡します。

(3)　下校時の安全確保

児童生徒が登校後、休校を決定し帰宅させるときは、中学校においては、下校に当たっての注意事項を徹底させるとともに教職員が危険箇所に立って安全を確保します。また、小学校児童については、家庭と連絡をとり、教職員や保護者等が引率して集団で下校するなど、児童生徒の安全を確保します。

5 その他

【市の実施主体】 ひとづくり課　文化振興課　教育総務課・学校給食センター　学校教育課　学校施設課

学校保健の対策、指定文化財、その他文教関係の対策等関連対策は、県計画第 3 章第 36 節「文教災害対策」の定めるところにより行います。

第 15 節　社会福祉施設の応急対策

災害の発生が予想され、あるいは災害が発生した場合の社会福祉施設の応急的な対策は、他の計画に定めるもののほか、次のとおり行います。

1 対策実施上の留意点

【市の実施主体】 国保年金課　高齢福祉課　福祉課　こども未来課、子育て支援課

応急対策実施者は、応急対策の実施に当たっては、次の点に留意します。

(1)　応急対策実施の状況を市本部に報告するとともに、予算措置を要する対策にあっては関係の機関に連絡協議して行うこと。

(2)　被災施設の応急復旧に当たっては、その被害状況を記録（写真）し、保存しておくこと。

2 入所者の安全確保

【市の実施主体】 国保年金課　高齢福祉課　福祉課　こども未来課、子育て支援課

社会福祉施設の管理者は、入所者の安全を確保するため、次の対応をします。

(1)　集団避難

入所者を避難させる必要が生じた場合又は避難の指示等を受けた場合は、第 3 編第 1 章第 3 項第 2 節「避難活動」に定めるところにより他地域へ集団的に避難させます。

(2)　臨時休園等の措置

保育園にあっては、保育を継続することにより乳児・幼児の安全の確保が困難な場合は、臨時休園とし、乳児・幼児を直接保護者へ引渡す等必要な対応をします。

その他の社会福祉施設にあっては、入所者を一時安全な場所で保護し、実情に応じた対応をします。

3 入所者の保育・保護

【市の実施主体】 高齢福祉課　福祉課　こども未来課、子育て支援課

社会福祉施設又は施設職員が被災し、通常の保育、保護が困難な場合は、県本部、市本部、社会福祉施設管理者は、速やかに次の対応を行い、入所者の保育、保護を継続します。

(1)　施設及び設備の確保

被災した施設及び設備については、速やかに応急復旧を行い、また、収容可能な場所を応急に確保します。

(2)　施設職員の確保

施設職員が被災し、不足する場合は、代替職員等により選定補充するなど必要な対応をします。

(3)　給食の実施

給食継続の確保に努め、給食が困難な場合は、市本部へ炊き出しを要請する等必要な対応をします。

(4)　生活必需物資の確保

収容施設においては、生活物資を喪失した場合、速やかに確保し、収容者の日常生活の確保を図ります。

4 被害状況の調査、報告

【市の実施主体】 国保年金課　高齢福祉課　福祉課　こども未来課、子育て支援課

被害状況の調査報告は、第 3 編第 1 章第 3 項第 1 節「情報の収集・伝達・広報」の定めるところにより行いますが、国庫、県費補助に関係する事項が多いため速やかに調査報告します。

5 災害弱者の受入れ

【市の実施主体】 国保年金課、高齢福祉課 福祉課 こども未来課、子育て支援課

大規模な災害により、長期の避難生活を強いられる要介護者がいる場合は、一時的に施設へ受入れます。

第 16 節　自衛隊派遣要請

1 市本部長の依頼による自衛隊派遣

【市の実施主体】 防災安全課

大規模な災害により、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合には、市本部長は、県本部長（県知事）に対し、自衛隊法第 83 条 1 項の規定による自衛隊の災害派遣を要請します。ただし、通信の不通等により知事と連絡がとれないときは、市本部長は、自衛隊（陸上自衛隊第 35 普通科連隊長を経て第 10 師団長、航空自衛隊岐阜基地司令又は航空自衛隊小牧基地司令）に対し、その旨及び災害の状況を直接通知します。

上記の要請手続きは市本部長が、県計画第 3 章第 4 節「自衛隊災害派遣要請」の「様式 1 号（災害派遣要請依頼書)」により県本部長に要請します。ただし、急を要するときは、口頭（電話又は県防災行政無線等）で行い、事後速やかに文書を提出します。

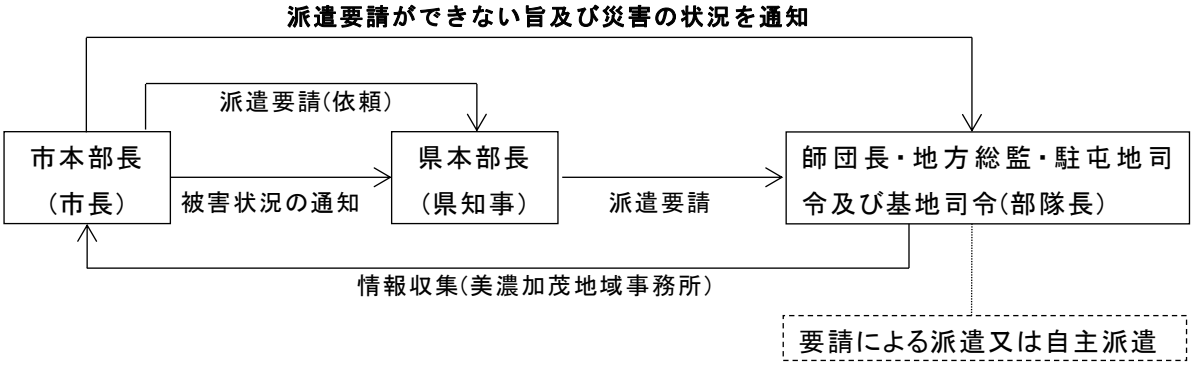

2 自衛隊の活動

【市の実施主体】 全ての課

(1)　被害状況の把握

車両、航空機等によって情報収集活動を行って被害の状況を把握します。

(2)　避難の援助

避難指示等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難の援助をします。

(3)　遭難者等の捜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合には、通常他の救援作業等に優先して捜索救助を行います。

(4)　水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行います。

(5)　消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の消火器具をもって、消防機関に協力して消火に当たります。

なお、消火薬剤等は、関係機関が提供するものを使用します。

(6)　障害物の除去

道路又は水路に障害物がある場合には、それらの除去を行います。

(7)　応急医療、救護及び防疫

被災者の応急医療、救護及び防疫を行いますが、薬剤等は、関係機関の提供するものを使用します。

(8)　人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を行います。特に緊急を要する場合、航空機により輸送します。

(9)　炊飯及び給水

被災者に対し、炊飯及び給水を行います。

(10)　救援物資の無償貸付又は譲与

防衛省所管の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付又は譲与します。

(11)　危険物の除去等

自衛隊の能力の範囲内において、火薬類、爆発物等危険物の除去等を行います。

(12)　その他

自衛隊の能力で対処可能なものについては、要請によって必要な措置を行います。

3　市本部の受入れ体制

【市の実施主体】　防災安全課

市本部は、自衛隊の作業が他の防災関係機関と協力し、効率的に行うことができるよう受入れ体制を整備します。

(1)　緊密な連絡

派遣部隊との連絡を緊密にするため、連絡場所及び責任者を定め、現地指揮官と協議して作業を実施します。

(2)　作業計画及び資機材の準備

派遣部隊の行う作業計画に基づき、必要な資機材を準備し、作業に関係ある管理者等に連絡します。

(3)　宿泊施設等の準備

派遣部隊を宿泊させる施設又は野営施設を準備し、併せて駐車場等を確保します。

派遣された部隊の宿泊地は、原則として公共施設を提供しますが、避難所として使用されている又は倒壊等により使用ができないときは、近隣市町村に場所の提供を依頼します。

(4)　市民の協力

市民は、積極的に派遣部隊の作業遂行に協力します。

4　要請事項の変更

【市の実施主体】　防災安全課

市本部長は、派遣に当たって要請した事項を変更する必要が生じたときは、直ちに県本部長に連絡します。連絡を受けた県本部長は、陸上自衛隊第10師団長又は航空自衛隊岐阜基地司令及び航空自衛隊小牧基地司令と協議して変更します。

5　費用の負担区分

【市の実施主体】　防災安全課

(1)　自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として次の基準により市本部が負担します。

ア　派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地建物等の使用料及び借上料

イ　派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため必要とする燃料

を除く。)、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む。）及び入浴料

ウ　派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備品以外の資材、機材等の調達、借上げ、運搬及びその修理費

(2)　負担区分について疑義が生じた場合、あるいはその他必要経費が生じた場合は、県本部が調整してその都度協議して決定するものとします。

6 撤収時の手続

【市の実施主体】 防災安全課

市本部長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、速やかに県本部長に、県計画第3章第4節「自衛隊災害派遣要請」の「様式3号（自衛隊の撤収要請依頼書)」を提出します。

7 その他

【市の実施主体】 防災安全課

(1)　派遣要請の依頼を要するような災害の発生が予想されるときには、市本部（防災安全課）は県本部（危機管理部門）及び自衛隊岐阜地方協力本部美濃加茂地域事務所と連絡を密にします。

(2)　本計画に定める事項以外のことについては、必要に応じて、その都度市本部長が県本部長、自衛隊現地指揮官と協議して定めます。

(3)　自衛隊ヘリコプターの派遣要請等に関する留意事項

ア　派遣要請の依頼

（ア）　派遣要請の依頼は、県計画第3章第4節「自衛隊災害派遣要請」の「様式1号」災害派遣要請依頼書)」の事項を明示し、事前又は早期に行うこと。

（イ）　派遣要請の依頼は事実を確認し、他に方法がないときのみ行うこと。

イ　発着場選定基準

（ア）　地面は堅固で傾斜6度以内であること。

（イ）　周囲にあまり障害物がないこと。少なくとも 2 方向に障害物がないことが望ましい。ただし、東西南北 100m×100m の面積があれば、障害物があっても離着陸可能である。

第17節　警察災害派遣隊

1 広域緊急援助隊等派遣

【市の実施主体】 防災安全課

県公安委員会（県警察）は、大規模災害が発生した場合において、広域緊急援助隊をはじめとする警察災害派遣部隊等（以下「派遣部隊」とする。）の応援の必要があると認めるときは、警察庁及び中部管区警察局に連絡のうえ、他の都道府県警察に対して、援助の要求を行うものとする。

2 派遣部隊の任務

【市の実施主体】 防災安全課

派遣部隊の任務は、国内において大規模な災害が発生した際に、被災情報の収集、救出救助、緊急交通路の確保、検視等必要な災害対応の活動に当たります。

3 市本部の受入れ体制

【市の実施主体】 防災安全課

市本部は、派遣部隊の活動が他の防災関係機関と協力し、効率的に活動できるようします。

(1)緊密な連絡

派遣部隊との連絡を緊密にするため、連絡場所及び責任者を定め、現地指揮官と協議して作業を実施します。

(2)作業計画及び資機材の準備

派遣部隊の行う作業計画に基づき、必要な資機材を準備し、作業に関係ある管理者等に連絡します。

(3)宿泊施設等の準備

派遣部隊を宿泊させる施設又は野営施設を準備し、併せて駐車場等を確保します。

派遣部隊の宿泊地は、原則として公共施設を提供しますが、避難所として使用されている又は倒壊等により使用ができないときは、近隣市町村に場所の提供を依頼します。

第 18 節　緊急消防援助隊派遣要請

1 市本部長の依頼による緊急消防援助隊

【市の実施主体】 防災安全課

当市において、地震、水火災等による大規模災害又は特殊災害が発生し、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合は、市本部長は、岐阜県知事に対し、消防組織法第 44 条の規定による緊急消防援助隊の災害派遣を要請します。

2 緊急消防援助隊の活動

【市の実施主体】 全ての課

(1)各種消防車両、消防防災ヘリコプター等によって情報収集活動を行い被害の状況を把握します。

(2)避難の援助

避難指示等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合に必要があるときは、各種消防車両、消防艇及び消防防災ヘリコプター等によって、避難者の誘導、輸送等により避難援助を行います。

(3)遭難者等の捜索活動

行方不明者が発生した場合には、各種消防車両及び消防防災ヘリコプター等によって、捜索活動を行います。

(4)救助救急活動

要救助者、負傷者等が発生した場合には、各種消防車両及び消防防災ヘリコプター等によって、救助救急活動を行います。

(5)消火活動

火災に対しては、各種消防車両及び消防防災ヘリコプター等により消火活動を行います。

(6)その他

緊急消防援助隊の能力で対処可能なものについては、要請によって必要な処置を行いいます。

3 市本部の受入れ体制

【市の実施主体】 防災安全課

市本部は、緊急消防援助隊の活動が他の防災関係機関と協力し、効率的に行うことができるよう受入れ体制を整備します。

(1)緊密な連絡

派遣部隊との連絡を緊密にするため、連絡場所及び責任者を定め、現地指揮官と協議して作業を実施します。

(2)作業計画及び資機材の準備

派遣部隊の行う作業計画に基づき、必要な資機材を準備し、作業に関係ある管理者等に連絡します。

(3)宿泊施設等の準備

派遣部隊を宿泊させる施設又は野営施設を準備し、併せて駐車場等を確保します。

派遣された部隊の宿泊地は、原則として公共施設を提供しますが、避難所として使用されている又は倒壊等により使用ができないときは、近隣市町村に場所の提供を依頼します。

(4)市民の協力

市民は、二次災害に十分配慮し積極的に派遣部隊の作業遂行に協力します。

(5)撤収時の手続き

市本部長は、緊急消防援助隊の災害派遣の目的を達成したときは、速やかに県本部長に報告する。

4 その他

【市の実施主体】 防災安全課

(1)　本計画に定める事項以外のことについては、必要に応じて、その都度市本部長が県本部長、緊急消防援助隊現地指揮官と協議して定めます。

第19節　ボランティア対策

災害時には、平常時に比べて各種救援を必要とする者が増加し、ボランティア活動のニーズは高まります。しかし、被災地においてボランティア活動が無秩序に行われると、かえって現場が混乱するおそれがあります。

市本部（福祉課）は、社会福祉協議会によるボランティア活動が活発に行われるよう受入れ体制を整備し、被災者ニーズ、支援活動の全体像を把握するとともに、その活動拠点の提供等環境整備に努めます。

1　ボランティアの受入れ体制の確立

【市の実施主体】 福祉課

(1)　ボランティアの受入れ

市社会福祉協議会は、災害時にボランティアを受入れるため、ボランティアセンターを設置し、市本部から派遣する職員と連携して次のことを行います。

ア　日本赤十字社岐阜県支部及び県社会福祉協議会等と連携を保ちながら、生活及び医療支援等の各分野の連絡調整を行います。

イ　報道機関の協力を得て、必要とするボランティアの種類、人数等について全国に情報提供し、参加を呼びかけます。

ウ　一般ボランティアの受付及び配属を行い、円滑な活動を支援します。

(2)　専門ボランティア

救出、消火、医療、看護、介護等の専門ボランティアについては、当該ボランティア活動に関係する団体等が、災害ボランティアセンターと連携を密にし、受入れ・派遣に関する調整等を行います。

2　災害時のボランティア活動

【市の実施主体】 福祉課　高齢福祉課

(1)　被災者の人命救助や負傷者の手当て

医師、看護師等

(2)　被災建物の危険度調査

被災建築物応急危険度判定協議会

(3)　被災者の生活支援……一般ボランティア

ア　避難所の救援

食料・飲料水の提供、炊き出し、救援物資の仕分け、洗濯・入浴・理美容サービス、高齢者・障がいのある人等の援助（視覚情報の提供、外出援助）、話し相手、子どもの世話、学習援助、メンタルケア、避難所入所者の名簿作成、生活情報の提供（インターネット、ミニコミ紙の作成・配布）

イ　在宅援助

高齢者・障がいのある人等の安否確認の協力と援助（手話通訳、外出介助）、食料・飲料水・生活物品の提供、生活情報の提供（インターネット、ミニコミ紙の作成・配布）、メンタルケア、家屋後片づけ、洗濯・入浴・理美容サービス

ウ　その他

被災者のニーズの把握・援助、健康状態の把握、家屋修繕

災害ボランティア概要図

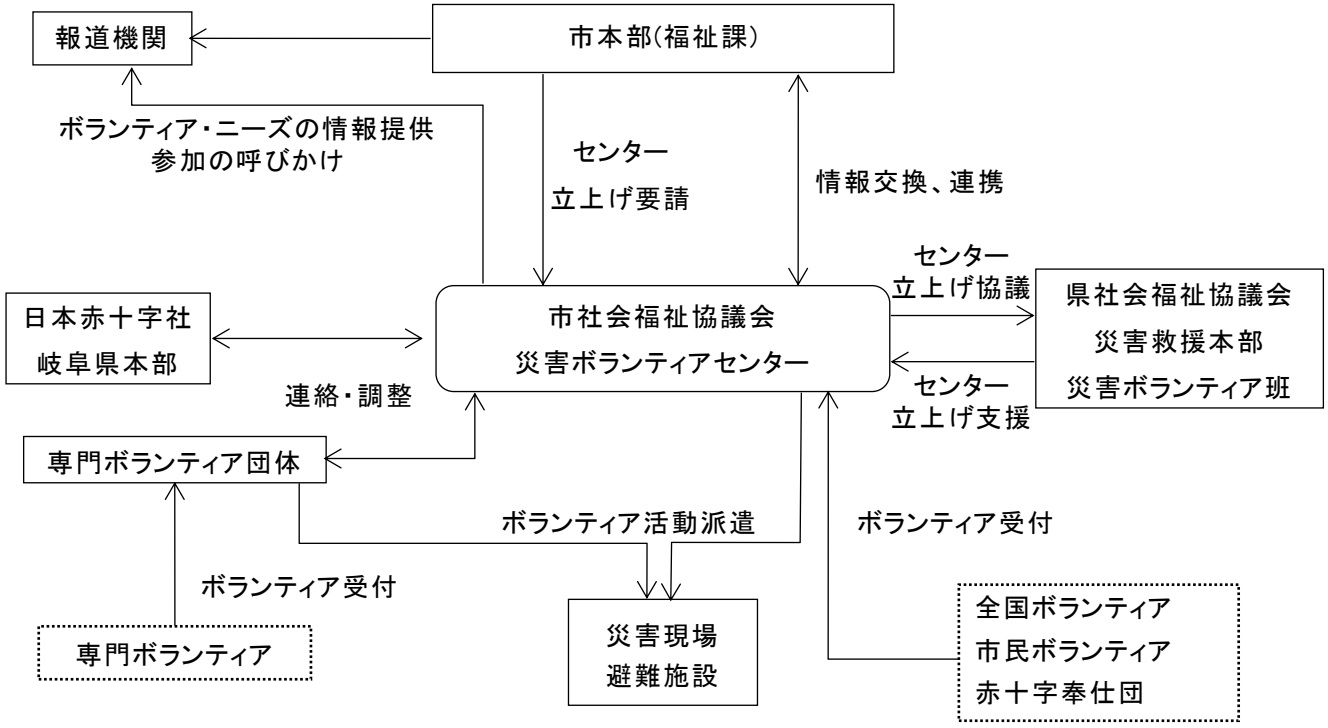

第 20 節　被災動物(ペット)等の対策

災害発生時には、飼い主不明又は負傷した被災動物（一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、猫等の動物）等が多数生じると同時に、多くの被災者が動物（ペット）を伴い避難所に避難してくることが予想されます。

このため、逃げ出した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、県及び関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行います。

1 実施内容

【市の実施主体】 環境課

(1)　被災地域における動物の保護

環境課は、県支部（可茂保健所)、獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主不明又は負傷した被災動物（ペット）の保護、収容、救護等を行います。

(2)　避難した動物の飼育

ア　飼い主は、避難した動物（ペット）を環境課が指定した場所で、自らの責任において飼育します。

イ　環境課は、飼い主とともに避難した動物（ペット）についての適正な飼育の指導を行います。

(3)　危険な動物の逸走対策

ハ虫類等危険な動物が飼養施設から逸走した場合は、県支部（可茂保健所)、飼養者、その他関係機関等と連携し、必要な措置を行います。

第 21 節　その他応急対策

第 3 編に定める以外の災害応急対策は、県計画のそれぞれの対策(計画)に基づくか、又はそれら対策の実施の方法に準じて行います。

第2章　地震災害対策

第１項　応急体制

第１節　防災体制(地震災害)

地震発生時の職員の参集は、原則として自主参集とします。

種別	基準	出動人員	実施要領等
準備体制	美濃加茂市に震度3の地震が発生し、防災安全課長が必要と認めたとき。 ※震度3以上の地震が発生した場合は、緊急情報メール(すぐメールみのかも)で配信	防災安全課	1　防災無線室へ出動又はその他の方法により情報を収集 2　防災安全課長は、状況により関係職員を招集 ※群発地震が発生した場合については、その都度協議し対応する。
	南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき		1　防災無線室へ出動 2　全職員は、勤務時間内は勤務場所、勤務時間外は自宅待機
警戒体制	美濃加茂市に、震度4の地震が発生したとき。 ※震度4以上の地震が発生した場合は、防災行政無線で自動放送	全部長級 全課長級 全施設管理者等 防災安全課 総務課 受援班 情報収集班 相談窓口班 情報伝達広報班 上下水道課 土木課 避難所班 その他部課長が指示した者 **※施設管理者等＝施設を管理する課長、連絡所長、保育園長、文化会館長、図書館長等**	1　出動職員は、勤務場所又は指定された場所へ出動 2　課長及び施設管理者等は、勤務場所へ出動し、被害の有無を部長に報告 3　出動職員以外は、勤務時間内は勤務場所、勤務時間外は自宅待機 ※被害の状況報告を受けた部長は、その旨を防災安全課に報告する。 ※地震の被害状況によっては、災害対策本部各班の参集及び活動を実施する。
	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震・注意）が発表されたとき		1　災害警戒会議の開催 ※南海トラフ地震臨時情報によっては、災害対策本部各班の参集及び活動を実施する。

第1次非常体制	美濃加茂市に、震度5弱以上の地震が発生したとき。	市長 所管副市長 副市長 教育長 全職員 （会計年度任用職員を含む）	1　市災害対策本部(以下、市本部)の設置 2　緊急出動職員は、市役所へ出動 3　ドローン操作要員は、空中からの被害状況の収集、報告 4　その他の職員は、勤務場所又は指定された場所へ出動 ※災害による被害が甚大で、勤務場所へ出動するのが困難なときは最寄りの連絡所へ出動 ※災害対策本部各班の活動を実施する。
	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき		1 市本部の設置
第2次非常体制	非常体制下、更なる動員が必要と判断したとき	市長 所管副市長 副市長 教育長 全職員 （会計年度任用職員を含む）	1　全職員は、市本部の指示に従い、災害対策本部における分担任務を遂行 ※災害対策本部各班の活動を実施する。

第２節　地震時の情報対策

１　地震情報等の収集、伝達

【市の実施主体】 防災安全課

(1)　収集

ア　県防災行政無線による地震情報の受信

岐阜地方気象台発表の地震情報及び震度情報ネットワークシステムから得られた震度情報を県防災行政無線により受信します。

イ　気象庁からの地震情報の収集

気象庁が、市庁舎敷地内に設置している計測震度計から震度情報を入手します。

(2)　伝達

地震情報の伝達は、迅速に行うため、原則として固定系無線により伝達を行います。

２　災害時の広報

【市の実施主体】 秘書広報課

概ね第３編第１章第３項第１節第３「災害情報の収集及び広報」に定めるところにより行うほか、地震災害時では次の広報を行います。

(1)　震度３から「緊急情報メール（すぐメールみのかも）」で配信します。

(2)　震度４から防災行政無線放送します。

(3)　緊急地震速報

ア　市は、全国瞬時警報システム(Ｊ－ALERT)で受信した緊急地震速報(推定震度５弱以上、猶予時間20秒以上)を防災行政無線等で市民に伝達します。

イ　保育園及び学校等は緊急地震速報受配信システムにより受信し、館内放送をします。

(4)　気象台から受理した地震情報及び震度情報ネットワークシステムから得られる震度情報のうち、必要な情報を住民等に伝達します。

地震情報の伝達系統図

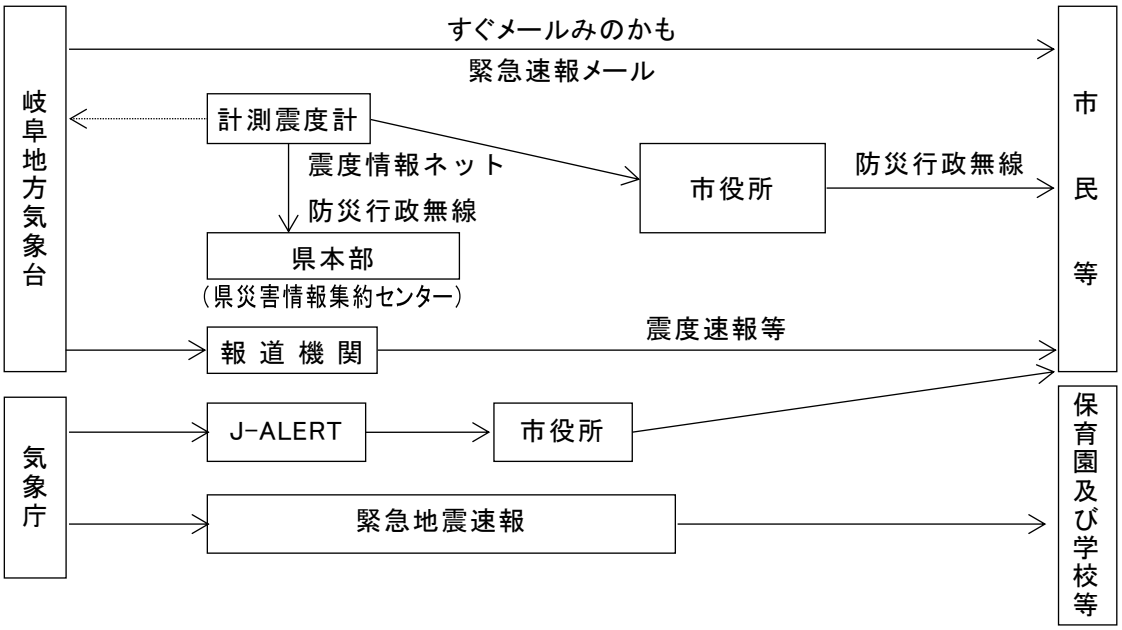

3 被害情報等の収集、連絡

【市の実施主体】 全ての課

(1)　被害規模早期把握のための活動

地震による被害規模の早期把握のため、次の活動を行います。

ア　連絡所

自主防災組織や自治会等地域住民からの情報収集を行います。

イ　職員

勤務場所への参集途上の被害状況を、登庁後速やかに市本部へ報告します。また、甚大な被害を受け、自宅から参集できない職員は、自宅周辺の情報を収集し、市本部又は最寄りの連絡所へ伝達します。

(2)　災害発生直後の被害の第一次情報の収集・伝達

ア　報告手続

（ア）「即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合、市は、火災等に関する即報を県支部（可茂県事務所）へ報告します。

（イ）「直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合、市は、第一報を県に加え消防庁に対しても報告します。この場合、消防庁から要請があった場合は、その後の報告についても引き続き消防庁に対して行います。

（ウ）市は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、原則として覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、第一報を報告し、以後、各即報様式に定める事項について、判明したものから逐次報告します。

イ　報告に際しての留意事項

（ア）「即報基準」及び「直接即報基準」に該当するものかどうか判断に迷う場合は、「直接即報基準」に従い報告します。

（イ）市の対応力のみでは困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握し報告します。

（ウ）県に報告できない場合は、一時的に報告先を消防庁に変更します。この場合、県と連絡がとれるようになった後、速やかに県に報告します。

(3)　地震被害情報等の収集

市本部は、第３編第１章第３項第１節第２「被害情報の収集・伝達」の１「被害状況の調査体制」の定めるところに準じて、市内の関係機関及び団体と連携して被害状況の調査を行います。

(4)　応急対策活動情報の連絡

県本部（県災害情報集約センター）に対し応急対策の活動状況、市本部設置状況等を伝達し、応援の必要性等を連絡します。

第２項　緊急活動

第１節　避難活動

市は、人命の安全を最優先に避難対策を行い、避難路の安全性を確保します。また、避難所生活が長期化すると、避難者同士のトラブルの発生、学校教育の遅延等さまざまな弊害が生じるおそれがあるので、最低限の生活環境が保持できる体制の確立を図ります。

詳細については、第３編第１章第３項第２節「避難活動」に定めるところにより行います。

第２節　消防対策

消防対策は、第３編第１章第３項第８節「消防・水防・ヘリコプター等対策」によるほか、本節に定めるところにより、初期消火の実施及び迅速な被災者の救出・救助を行います。

１　出火等の防止

【市の実施主体】 防災安全課

市は、出火等を防止するため市民、施設管理者、事業者等に対し、次の事項について広報、巡回指導等を行い、出火防止措置の徹底を図ります。

(1)　火気の使用中止
(2)　ガス器具等火気使用器具へのガス等の供給遮断確認
(3)　危険物等の施設の保安点検及び危険物等の漏出、流出等の防止
(4)　ガス漏れ、漏電等に対する警戒及び異常発生時の市等への通報
(5)　電気製品の点検、避難の際には電気プラグをコンセントから抜く、ブレーカーを遮断する等の処置

２　初期消火

【市の実施主体】 防災安全課

自主防災組織等は、出火点の早期把握を行い、次により初期消火に万全を尽くします。

なお、可茂消防事務組合、消防団が到着したときは、その指揮に従うものとします。

(1)　近隣の者の応援による消火器、バケツ等を使用しての初期消火活動
(2)　消防団の出動による可搬式小型動力ポンプ等を使用しての初期消火活動

３　延焼の防止（火災防御）

【市の実施主体】 防災安全課

市は、火災の状況が可茂消防事務組合及び消防団の消防力を上回る場合には、「可茂地区市町村消防団消防相互応援協定」「岐阜県広域消防相互応援協定」により消防機関の応援を要請します。

なお、被害の規模に応じて、消防組織法第 44 条の３に基づく緊急消防援助隊の応援を要請します。また、場合によっては自衛隊の派遣を要請します。

4 危険物関係施設における災害拡大防止措置

【市の実施主体】 防災安全課

危険物関係施設において異常が発生し、災害が拡大又は二次災害が発生するおそれがあるときは、周辺地域の住民に対し、避難等必要な情報を伝達します。

5 負傷者等の救出及び救護

【市の実施主体】 防災安全課

(1)　市本部による救出・救護活動

倒壊家屋の下敷き、ビル内での孤立、土砂による生き埋め等により救出を必要とする者に対し、速やかに救出活動を行い、負傷者については、医療機関又は臨時救護所等へ搬送します。

ア　救出活動

（ア）　生き埋め等に関する情報の収集に努め、生き埋め者等の早期発見に努めます。

（イ）　救出活動を阻害するがれき、土砂、コンクリート等の除去のため、建設業協会、上下水道事業組合等の協力を得て、大型建設機械の導入を図ります。

イ　救急活動

（ア）　救出した傷病者に対し、第３編第１章第３項第３節「救急・救助活動」に準じ必要な措置を行うとともに、緊急の治療を要する者については、医療機関又は臨時救護所等へ搬送します。

（イ）　道路の損壊で車両による搬送が不可能な場合や、医療機関が被災し被災地以外の医療機関への搬送が必要な場合には、ヘリコプターによる搬送を依頼します。

(2)　地域住民による救急救助

自主防災組織等は、地震発生と同時にお互いに協力して、生き埋め等に関する情報の収集に努め、生き埋め者等の早期発見に努めます。

倒壊家屋の下敷き、土砂による生き埋め等により救出を必要とする者に対し、消防機関等の到着までは自力による救出活動や負傷者等の搬出及び搬送を行います。

また、消防機関等の到着後は、消防機関等の救急救助活動に協力します。

第３節　施設の応急対策

市は、被害状況等の情報収集を含めた施設復旧計画について、十分検討を行っておくとともに、災害時には管理する公共施設の緊急点検を行い、これらの被害状況等の把握に努め、二次災害の防止や被災者の生活確保を最優先した施設復旧を行います。

１　道路施設の応急対策

【市の実施主体】　都市計画課　土木課　都市計画課

地震発生後速やかにあらかじめ指定した緊急輸送道路について優先的に道路の被害状況を調査し、地震の発生地域や被害状況を勘案した上で、車両通行機能の確保を前提とした早期の復旧作業に努めます。

また、作業を行うに当たり、路上の障害物の除去が必要な場合には、加茂警察署、可茂消防事務組合、自衛隊及び建設業協会等の協力を得て行います。

２　河川施設及びため池の応急対策

【市の実施主体】　土木課　都市計画課　農林課

地震発生後速やかに河川及びため池等の施設の緊急点検を行い、被害状況の把握に努めます。

また、堤防施設等に被害を認めた場合は、被害の状況に応じた適切な応急対策に努めます。

３　土砂災害防止施設の応急対策

【市の実施主体】　土木課　都市計画課

(1)　土砂災害警戒区域の点検、状況把握

土木課・都市整備課は、県支部（可茂土木事務所）等と協力して土砂災害警戒区域のパトロールを行い、がけ崩れ、地すべり等の発生の有無、土砂災害防止施設の被害の状況を把握します。

この場合において、がけ崩れ、地すべり等が発生した危険箇所の市民に対して、警戒あるいは避難の体制をとるよう通知します。

(2)　応急対策

土木課・都市整備課、県支部（県県土整備部）、建設業協会等が連携して、土砂災害が発生した箇所の被害が拡大しないようクラック、がけ崩れ、地すべり等に対し、適切な応急措置を行います。

４　治山施設の応急対策

【市の実施主体】　土木課　都市計画課　農林課

治山施設の応急対策は、次のとおり行います。

(1)　林地崩壊、治山施設の被害状況の早期把握に努めるとともに、余震、降雨等により二次災害の発生のおそれのある箇所の把握に努めます。

(2)　人家、公共施設等への二次災害のおそれが高く緊急に復旧を要する場合は、必要に応じて災害復旧に先立ち、応急復旧工事を行います。

(3)　応急復旧に当たっては、建設業協会、建設業者、森林組合等に対して応急資材の確保、出動を求める等必要な処置をとります。

(4)　応急資材の確保に当たっては、生産設備や道路の不通等を想定して、地域で確保できる簡易な資材（木材等）の活用を考慮します。

5 公共建築物の応急対策

【市の実施主体】 総務課 施設経営課 施設管理者

庁舎、学校、交流センター等の公共施設の管理者は、次のとおり応急対策を行います。

(1) 建物の応急対策

緊急点検を行うとともに、被害状況の把握に努め、できる限り応急復旧による機能確保に努めます。

(2) 施設機能の応急対策

ア 停電した場合の自家発電装置の運転管理、被災装置の応急復旧及び可搬式発動発電機の配置並びに燃料確保

イ 無線通信機等通信機器の配置及び被災通信機器の応急復旧

ウ 緊急輸送車両その他車両の配備

エ 複写機の非常配備、被災電算機、複写機等の応急復旧

オ その他重要設備の点検及び応急復旧

カ 火気点検及び出火防止措置

第４節 捜索活動･遺体収容

行方不明者の捜索、遺体の見分、処理、及び埋葬の実施は、第３編第１章第３項第４節「捜索活動・遺体収容」に定めるところにより行います。

第３項　東海地震に関する対策

第１節　東海地震に関する対策の目的

大規模地震対策特別措置法第６条の規定に基づく東海地震の地震防災対策強化地域においては、大規模な地震の発生が予想され、緊急に地震防災応急対策が必要な場合、内閣総理大臣から警戒宣言が発令されます。

本市は、東海地震の地震防災対策強化地域には指定されていませんが、警戒宣言等が発令された場合の対策について定め、東海地震による被害の発生を最小限に止めることを目的とします。

また、東海地震が発生した場合には、第３編第２章「地震災害対策」の定めるところにより行います。

第２節　東海地震予知情報等への対応

１　東海地震予知情報等の種別・基準

東海地域に関する観測データに有意な変化を観測した場合、気象庁がその原因等の評価を行い、下表のような「東海地震に関連する情報」を発表します。

情報の種別	情報の内容
東海地震予知情報（「警戒宣言」発令）	東海地震が発生するおそれがあると認められ、内閣総理大臣から「警戒宣言」が発せられた場合に発表される情報です。東海地震が発生するおそれがあると判断した観測データの状況等、科学的根拠について発表されます。
東海地震注意情報	観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報です。
東海地震に関連する調査情報	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合に発表される情報です。その変化の原因についての調査の状況が発表されます。

２ 職員動員体制

【市の実施主体】 全ての課

種別	基準	出動人員	実施要領等
準備体制	東海地震に関連する調査情報が発表されたとき。	防災安全課	1　防災安全課員は、防災無線室へ出動 2　全職員は、勤務時間内は勤務場所、勤務時間外は自宅待機
警戒体制	東海地震注意情報が発表されたとき。	全部長級 全課長級 全施設管理者等 土木課 上下水道課 総務課 防災安全課 受援班 情報収集班 相談窓口班 情報伝達広報班 避難所班 （会計年度任用職員を含む） その他本部が指示した者	1　防災安全課員は、防災無線室へ出動 2　全ての部長級、課長級、施設管理者は、勤務場所へ出動し、警戒体制をとる。 3　その他の職員は、勤務時間内は勤務場所、勤務時間外は自宅待機
第1次非常体制	東海地震予知情報が発表され、警戒宣言が発令されたとき。	市長 所管副市長 副市長 教育長 全職員 （会計年度任用職員を含む）	1　市災害対策本部の設置 2　緊急出勤職員は、市役所へ出勤 3　その他の職員は、勤務場所又は指定された場所へ出勤

第３節　東海地震予知情報等の広報

地震防災応急対策を迅速に行うため関係機関は、正確な地震予知情報等の収集に努め、地震予知情報等が発表された場合は、第３編第１章第３項第１節第３「災害情報の収集及び広報」の定めるところにより広報します。広報の内容は次のとおりです。

１　注意情報発表時の広報内容

(1)　注意情報の意味、今後の推移
(2)　警戒宣言発令時に規制される道路等の情報
(3)　警戒宣言発令時の公共交通機関の運行状況に関する情報
(4)　警戒宣言発令時の生活関連情報
(5)　不要不急の旅行、出張等を自粛すること。
(6)　園児、児童生徒の保護者引渡し等安全確保に関する情報
(7)　その他状況に応じて必要な事項

２　警戒宣言発令時の広報内容

(1)　地震予知情報等の意味、今後の推移、予想される震度等の予想
(2)　市民は、デマに惑わされず、テレビ、ラジオ等の情報に注意し、正しい情報の収集に努めること。
(3)　市民は、飲料水、食料の備蓄、家族の連絡方法の確認、不要な火気の始末、家具の転倒防止等の措置を行うこと。
(4)　自動車による移動を自粛すること。
(5)　食料品の買出し等の外出は自粛すること。
(6)　電話の使用は、自粛すること。
(7)　病院、旅館等不特定多数の人が出入する施設の管理者は、施設の安全確保措置を実施すべきこと。
(8)　危険物取扱事業所、工事現場等の管理者は、安全確保措置を実施すべきこと。
(9)　交通規制に関する情報
(10)　ライフラインに関する情報
(11)　その他状況に応じて事業者又は市民に周知すべき事項

３　広報文例

(1)　注意情報発表時

『気象庁では○時○分、東海地震注意情報を発表しました。美濃加茂市役所では、万一に備え防災体制を整えています。市民のみなさんは、火の使用は最小限にして、倒れやすい家具の固定など、家庭内の備えを点検してください。慌てる必要はありません。ラジオ、テレビをつけて詳しい情報を聞いてください。』

(2)　警戒宣言発令時

『○時○分、東海地震の警戒宣言が発令されました。東海地震が起きるおそれがあります。地震で怖いのは火事です、火の始末をし、ガスの元栓を閉め、火の元には十分ご注意ください。消火器具の点検をし、消火用の水と飲み水を蓄えてください。ラジオ、テレビをつけて詳しい情報を聞いてください。』

第４項　南海トラフ地震に関する対策

【南海トラフ地震防災対策推進計画を兼ねる】

第１節　総則

１　南海トラフ地震に関する対策の意義

「南海トラフ地震に関する対策」は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ法」という。）第３条の規定に基づく南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）を中心に、南海トラフ地震に対して必要な事項を定め、南海トラフ地震に対する防災体制の推進を図ることを目的とする。

また、南海トラフ地震が発生した場合には、第３編第２章「地震災害対策」の定めるところにより行います。

２　南海トラフ地震に関する対策の性質

(1)　「南海トラフ地震に関する対策」は、南海トラフ地震の発生に伴う被害の発生を防止し又は軽減するため、市、県及び防災機関関係等のとるべき事前措置の基本的事項について定める。

(2)　「南海トラフ地震に関する対策」中、推進地域に係る部分については、南海トラフ法の規定に基づく推進計画とする。

３　防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市に係る地震防災に関し、指定地方行政機関、本県の地域内の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及び本県の区域内の公共団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、第１編第２節及び第３節に準ずる。

４　南海トラフ地震防災対策推進地域

本県における南海トラフ地震防災対策推進地域は、次のとおり指定されている。

岐阜市、大垣市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、郡上市、下呂市、本巣市、海津市、羽島郡、養老郡、不破郡、安八郡、揖斐郡、本巣郡、加茂郡、可児郡の区域。

第２節　関係機関との連携協力と確保

１　資機材、人員等の配備手配

(1)　市内で物資等が不足する場合には、協定に基づき調達に努めるとともに必要に応じ、県等に対して供給の要請を行うものとする。

(2)　開設した指定避難所、各種の活動拠点に必要な職員を派遣するとともに必要に応じ、県等に対して派遣の要請を行うものとする。

２　他機関に関する応援要請

緊急消防援助隊、警察災害派遣隊及び自衛隊等を受け入れることになった場合に備え、連絡体制を確保し、活動拠点の確保等受け入れ体制を確保するように努めるものとする。

３　帰宅困難者への対応

民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策をはじめとした帰宅困難者への対応は、第２編第５項第６節５「帰宅困難者対策」（P53）によるものとする。

第３節　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

南海トラフ地震が発生した場合の被害の軽減を図るため、あらかじめ避難所、救援活動のための拠点施設をはじめ、緊急輸送路、通信施設等各種防災施設を整備する。また、帰宅困難者の一斉徒歩帰宅の抑制対策等を進める。

建築物、構造物等の耐震化、避難場所の整備その他の整備については、第２編を準用します。なお、木造住宅密集市街地において避難場所等を検討する場合には、必要に応じて延焼被害軽減対策等に取り組むものとする。

施設整備等に当たっては、耐震改修促進計画等、具体的な目標及びその達成期間を定めた計画を策定し、その計画に沿って実施するものとする。

第４節　南海トラフ地震臨時情報の受理･伝達

中央防災会議の「南海トラフ地震部防災対策推進計画」及び「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」に基づき、令和元年５月31日より、従前の「南海トラフ地震に関連する情報」に変わり、「南海トラフ地震臨時情報」の発表が開始された。

「南海トラフ地震臨時情報」は、南海トラフ沿いの大規模地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に発表される情報であるため、情報の受理・伝達を迅速に行います。

１「南海トラフ地震臨時情報」の発表

気象庁は、南海トラフ沿いの大規模地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を発表します。

このうち、「南海トラフ地震臨時情報」は、情報の受け手が防災対応をとりやすいよう、情報名の後にキーワードを付記し、「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で発表します。

情報名	キーワード	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報 ※防災対応が取りやすいようにキーワードを付して情報発表	（調査中）	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
	（巨大地震警戒）	南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	（巨大地震注意）	南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上（M8.0未満）の地震や通常と異なるゆっくり滑りが発生したと評価した場合等
	（調査終了）	（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合
南海トラフ地震関連開設情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合。 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討委員会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし臨時情報を発表する場合を除く）	

【異常な現象を観測した場合の情報発表の流れ】

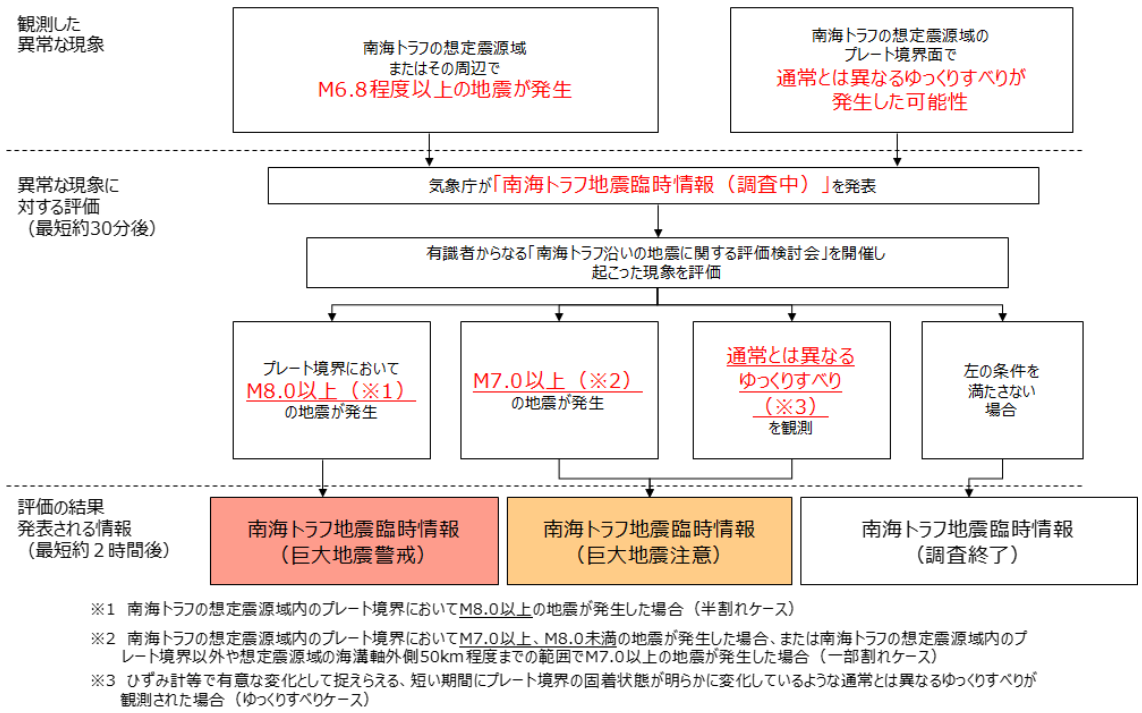

※1　南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合（半割れケース）

※2　南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合（一部割れケース）

※3　ひずみ計等で有意な変化として捉えうえる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）

2「南海トラフ地震臨時情報」の伝達

市は、南海トラフ地震臨時情報が発表された際に、短時間で正確かつ広範囲に伝達できるよう、避難指示に準じた、多様な伝達手段の確保を図るとともに、予め伝達内容や伝達体制を検討しておくものとする。

なお、市は、南海トラフ地震臨時情報の内容のほか、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項についても周知するものとする。周知にあたっては、第３編第１章第３項第１節「情報の収集・伝達・広報」第３「災害情報の収集及び広報」にある方法の中から、内容に応じた適切な方法を用いるものとする。

3　対応の基本的な考え方

市は、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」（内閣府（防災担当））や「岐阜県南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応指針」を参考に防災対応を検討するものとする。

また、住民等や企業は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、「自らの命は自らが守る」という防災対策の基本を踏まえ、防災対応を検討するものとする。

第５節　南海トラフ地震臨時情報発表時の活動体制

１「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」発表時

「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合、最短で２時間後に調査の結果に基づく情報が発表される。このため、市は、災害対策本部の構成員及び災害対策本部設置要員を招集し、災害対策本部設置の準備を行う。

2「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」の発表後の調査結果に基づく情報発表時の体制

巨大地震警戒、巨大地震注意、調査終了のいずれかのキーワードを付した情報が発表されるため、キーワードに応じた対応を行う。

「南海トラフ地震臨時情報」の種類	市の対応
「南海トラフ地震臨時情報」（巨大地震警戒） ※南海トラフ沿いの想定震源内のプレート境界において M8.0 以上の地震が発生したと評価した場合（いわゆる「半割れ」のケース）	**非常体制（災害対策本部設置）** ※地域防災計画（地震災害対策） 第２章地震災害第１項応急体制第１節参集要領の第一次体制による。
「南海トラフ地震臨時情報」（巨大地震注意） ※南海トラフ沿いの想定震源内のプレート境界において M7.0 以上 M8.0 未満の地震や通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合	**非常体制（災害警戒会議の開催）** ※地域防災計画（地震災害対策） 第２章地震災害第１項応急体制第１節参集要領の警戒体制による。
「南海トラフ地震臨時情報」（調査終了） ※（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合	招集の解除

３「南海トラフ地震臨時情報」発表時の警戒体制

市は、「南海トラフ地震臨時情報」（巨大地震注意）又は「南海トラフ地震臨時情報」（巨大地震警戒）が発表されたとき、災害警戒会議又は災害対策本部を設置し、本計画に定める災害予防、災害応急対策等実施することにより、被害の未然防止及び軽減を図る。

種別	基準	出動人員	実施要領等
準備体制	南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき。	防災安全課	1　防災安全課員は、防災無線室へ出動 2　全職員は、勤務時間内は勤務場所、勤務時間外は自宅待機

警戒体制	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。	全部長級 全課長級 全施設管理者等 土木課 上下水道課 総務課 防災安全課 受援班 情報収集班 相談窓口班 情報伝達広報班 避難所班 その他本部が指示した者	1　防災安全課員は、防災無線室へ出動 2　全ての部長級、課長級、施設管理者等は、勤務場所へ出動し、警戒体制をとる。 3　その他の職員は、勤務時間内は勤務場所、勤務時間外は自宅待機
第一次非常体制	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。	市長 所管副市長 副市長 教育長 全職員	1　市災害対策本部の設置 2　緊急出勤職員は、市役所へ出勤 3　緊急対応職員は、指定された場所へ出勤 4　その他の職員は、勤務場所又は指定された場所へ出勤

第 6 節　南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)発表時の災害応急対策

1「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」等が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

市は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震等）が発表された後の諸般の状況を具体的に把握する。

2 災害対応策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源内のプレート境界における M8.0 以上の地震の発生から 1 週間、後発地震（南海トラフの想定震源内域及びその周辺で速報的に解析された M6.8 程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。

また、当該期間経過後 1 週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

3 避難対策等

(1) 対応方針

中央防災会議の南海トラフ地震防災対策推進基本法(令和元年 5 月 31 日)では、後発地震が発生してからの避難では、津波の到達までに避難が間に合わない恐れがある地域として市町村があらかじめ定めた地域は、後発地震の発生に備え 1 週間避難を継続すべきとされているが、本市には、津波による浸水想定区域はない。

一方で、県の「南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応について～住民避難の対応指針（案）～」では、過去の地震において震度 6 弱以上の大規模地震で土砂災害発生の可能性が高いこと、土砂災害は突発的に発生し、避難のためのリードタイムが確保できないことから、人的被害の軽減のためには事前避難を促すことが有用であるとされている。また、耐震性が不足する住宅の居住者は、身の安全を守るための行動を取るよう呼び掛けることとされている。

これを踏まえ、土砂災害特別警戒区域内に居住する住民に対し避難を促すとともに、耐震性が不足する住宅の居住者に対し、身の安全を守るための行動を呼び掛けることとする。

参照：資料編　4.市内の危険箇所及び区域等（2）（3）土砂災害（特別）警戒区域一覧

(2) 避難の実施

①　平常時からの避難体制の確立

市は、平常時から避難対象地域となり得る、土砂災害特別警戒区域内の地域住民に対し、家族等の連絡方法などを確認し、避難情報が発せられた場合の備えに万全に期するよう周知する。また、第 2 編第 5 項第 4 節 4 避難行動要支援者の避難誘導体制の整備により、避難行動要支援者の避難誘導体制の整備努めるものとする。

②　避難先の確保

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表に伴い、避難を促す若しくは呼びかける場合の避難先は、原則知人宅や親類宅等とする。

なお、市は、知人宅や親類宅等への避難が難しい住民に対し、避難所を開設できるよう、あらかじめ指定避難場所の中から、候補施設を選定しておくものとする。

③　避難の呼びかけの方法

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表に伴う避難の呼びかけは、第 1 章第 3 項第 2 節避難活動における、対象地域への「高齢者等避難」の発令時と同様の手法で行う。

④　避難に係る食料、飲料水、生活必需品について

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表に伴う事前避難の際に必要となる食料、飲料水、生活必需品については、原則避難者自身において用意するものとし、市は、事前避難が必要な住民に対し、平常時から１週間分の備蓄をしておくよう、啓発を行う。

4 関係機関のとるべき措置

(1) 消防機関

可茂消防事務組合は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発令された場合、住民等の生命、身体及び財産を保護し、地震発生後の火災及び混乱の防止に備えて、次の事項を重点として必要な措置を講ずる。

①　地震に関する正確な情報の収集、必要な機関へ伝達すること。
②　火災の防除のための警戒、必要な機関へ情報を伝達すること。
③　火災発生の防止、初期消火について住民等へ広報すること。
④　消防積載品の増強、出場隊の編成など同時多発火災への対応について検討すること。
⑤　消防団との連携を密にし、不測の事態に備えること。
⑥　自社防災組織が実施する消火活動等の指導に関すること。
⑦　その他必要な措置。

(2) 水防機関

災害対策本部は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発令された場合、不測の事態に備えて、次の措置を講ずる。

①　地震に関する正確な情報の収集、必要な機関への伝達をすること。
②　気象情報の収集、水害予防のための出水予測や警戒、必要な機関へ情報を伝達すること。
③　地震と出水の同時発生が想定される場合は、重要水防箇所や液状化の予想される地区の堤防など留意すべき施設の点検や水防活動のため必要な準備をとること。
④　水防活動に必要な資機材の備蓄量の点検や補充、国、県や他の水防管理団体と連絡を密にし、不測の事態に備えること。

(3) 水道事業者

飲料水については、発災後の水道施設の損壊による給水不能の事態の発生に備えて各所における緊急貯水が必要である。水道業者は、発災後の断水に備えて市民等が行う緊急貯水による水需要の増加に対応するため、給排水設備を最大限に作動させ、飲料水の供給の継続を確保する。

(4) 電気事業者

電気については、地震防災応急対策の実施をはじめとする全ての活動の基礎となるため、その供給を継続として確保する必要がある。電力会社は、電力需要を把握し、発電および供給について万全を期し、必要に応じて他電力会社から緊急融通を受け、電力の供給の継続を確保する。

(5) ガス事業者

ガス事業者は、供給体制を確保するものとする。また、ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を定めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置を講ずるものとし、その実施体制を定めるものとする。

(6) 通信事業者

通信事業者は、通信を供給する体制を確保するものとする。

通信が著しく困難となる事態が予想されるため、ＮＴＴ西日本㈱は、通信が困難となった場合には、

一般加入者等の使用を適宜制限する等必要な措置をとる。また、地震防災応急対策の実施上重要な通信の確保を図るとともに、状況に応じ災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板(Web171)を開設し、安否確認に必要な措置をとる。

(7) 放送事業者

放送事業者は、南海トラフ地震に関連する情報等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。

なお、報道に際しては、民心の安定及び混乱の防止を図るため、南海トラフ地震臨時情報等と併せて市民等に対し冷静かつ沈着な行動をとるよう呼び掛けるとともに、市民等が防災行動をとるための必要な情報提供に努める。

(8) 金融事業者

金融事業者は、地震発生災害による被害の軽減及び発生後の業務の円滑な遂行を確保するため、危険箇所の点検、重要書類及び物品等の安全確保並びに要員の配置等について適切な応急処置をとるものとする。

なお、店頭の顧客に対しては、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表を直ちに伝達するとともに、その後の来店客にも、その旨を確実に伝達する。

(9) 交通

①　道路

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合は、交通規制等の交通対策等の情報について周知を行うものとする。周知方法は、第 1 章第 3 項第 7 節交通規制・緊急輸送対策による。

②　鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、列車の運転状況や、列車の運転計画を旅客等へ案内する。

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運航規則等の情報についてあらかじめ情報提供を行うものとする。

(10) 市自らが管理等を行う施設に関する対策

市が管理する施設の管理上の措置及び体制は概ね次のとおりとする。

①　不特定かつ多数の者が出入りする施設

(共通事項)

ア　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達

（ア）来場等が極めて多数の場合は、これらの者が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表された際、とるべき防災行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討する。

（イ）避難場所や避難経路避難対象地域、交通対策状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討する。

イ　入場者等の安全確保のための避難等の措置

ウ　施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

エ　出水防止措置

オ　水、食料等の備蓄

カ　消防用設備の点検、整備

キ　非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピューター等情報を入手するための機器の整備

ク　各施設における緊急点検、巡視

上記のア～クにおける実施体制は、当該施設所管部の応急対策マニュアルに定める。

（個別の施設ごとの措置）

ア　保育園、小学校、中学校等にあっては、次掲げる事項

（ア）児童生徒等に対する保護の方法

（イ）事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

イ　社会福祉施設にあっては、次に掲げる事項

（ア）入所者等の保護及び保護者への引継ぎ方法

（イ）事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等、なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める

② 道路、河川等

ア　道路

道路管理者は、相互に連絡し、必要に応じて道路の応急復旧のため建設業協会に対し、出動準備体制を取るように要請し、また建設業者、販売業者等の保有に関する仮設資材の在庫量の把握を行い、調達体制を整える。

イ　河川

河川管理者は、必要に応じて応急復旧に必要な水防用資機材の備蓄数量の確認及び整備点検並びに水防上注意を要する箇所の点検を行うとともに、水防管理者に対し、水防団の待機を要請する。

ウ　下水道

下水道管理者は、施設の被災状況を迅速かつ的確に把握し、次により対策を実施する。

（ア）災害対応組織の編成

職員の招集、役割分担の再確認、関係機関（警察、消防、道路管理者、電気、ガス、水道及び他下水道管理者）との情報交換を実施する。

（イ）処理場、ポンプ場

機械設備及び電気設備の点検を実施する。

③ 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部又はその支部が設置されている庁舎等の管理者は、(1)の共通事項に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

ア　自家発電装置、可搬式発電機等による非常電源の確保

イ　無線通信機等通信手段の確保

ウ　災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

④ 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物等管理者は、工事中の建築物及びその他工作物又は施設について、必要に応じて工事の中断等の措置を講じる。特別の必要により、補強、落下防止等を実施するに当たっては、作業員の安全に配慮する。

なお、倒壊等により、近隣の住民等に影響が出るおそれがある場合は、その住民等に対して注意を促すとともに、市に通報する。

5 滞留旅客、帰宅困難者に対する措置

滞留旅客、帰宅困難者の保護等に必要な措置は、第 2 編第 5 項第 6 節 5 帰宅困難者対策により行う。

第7節　南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)発表時の災害応急対策

1「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)」等が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

市は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握する。

2 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源内のプレート境界において、M7.0 以上 M8.0 未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50 ㎞程度までの範囲で M7.0 以上の地震(ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く)が発生するケースの場合は 1 週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合は、プレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

3 市のとるべき措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等、防災対応をとる旨を呼び掛けるものとする。

市は、施設・設備等の点検等、日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

第8節　防災訓練

南海トラフ地震を推定した訓練を各種訓練に組み込み、少なくとも年 1 回以上実施するものとする。この際、広域的な被害に対して迅速に対応できるようにマニュアル、応援協定等の整備を行い、防災訓練等を通じて検証を行うよう努めるものとする。

第９節　地震防災上必要な教育及び広報に関する対策

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進します。

１　職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行う。その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

(1)　南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動等に関する知識
(2)　地震等に関する一般的な知識
(3)　南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
(4)　南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
(5)　南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
(6)　南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

２　住民等に対する教育

市は、関係機関と協力して、地域住民等に対する教育を実施する。

防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。なお、教育手法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行うものとする。

(1)　南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動等に関する知識
(2)　地震等に関する一般的な知識
(3)　南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
(4)　正確な情報入手の方法
(5)　防災関係者が講ずる地震災害応急対策等の内容
(6)　各地域における急傾斜地崩壊危険個所等に関する知識
(7)　各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
(8)　避難生活に関する知識
(9)　地域住民等が自ら実施し得る、最低でも３日間、可能な限り１週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
(10)　住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

３　相談窓口の設置

市は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

第3章　原子力災害対策

第１節　原子力災害への対応

核燃料物質等の運搬中の事故が発生した場合又は近県の原子力事業所において異常な事象が発生した場合、各種応急対策を迅速に行うため必要な対策を行います。

●核燃料物質等の運搬中の事故

原子力安全委員会の定める防災指針の附属資料「核燃料物質等の輸送に係る仮想的な事故評価について」において、想定事象に対する評価結果として「原子力災害対策特別措置法の原子力緊急事態に至る可能性は極めて低く、仮に緊急事態に至った場合においても事故の際に対応すべき範囲は、一般に公衆被ばくの観点から半径 15m程度」とされています。これを基本としながらも、市は、この範囲以上に拡散することも想定し、事業者、国、県、可茂消防事務組合等関係機関と連携して必要な対策を行います。

●県外原子力災害

最寄りの原子力事業所から約 95km の位置にある本市は、原子力規制委員会の定める原子力災害対策指針の「緊急時防護措置を準備する区域ＵＰＺ（原子力発電所から概ね 30 kmの範囲）」の区域外にありますが、原子力事業所において原子力災害が発生した場合には、影響が本市に及ぶことも想定されます。市は、関係機関と連携して必要な対策を行います。

１　市本部の体制等

【市の実施主体】 全ての課

市が災害対策本部等を設置する場合の基準、参集要領等は次のとおりです。

種別	基準		出勤職員	参集要領等
	市内で核燃料物質運搬中	最寄りの原子力事業所		
警戒体制	事故発生の通報があったとき	警戒事態に該当する事象が発生した旨の通報があったとき	防災安全課 秘書広報課 環境課、健康課 上下水道課の各課長等	一般災害時の参集要領を準用
警戒本部体制	特定事象が発生した旨の通報があったとき	施設敷地緊急事態に該当する事象が発生した旨の通報があったとき	一般災害の警戒体制に準ずる職員	
対策本部体制	原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域となったとき	全面緊急事態に該当する事象が発生した旨の通知があったとき　※	全ての職員	
摘要	※：避難者の受入れ等、状況による			

2 災害情報の収集、連絡

【市の実施主体】 防災安全課

(1)　核燃料物質等の運搬中の事故における情報伝達

ア　災害情報の収集、連絡

(ｱ)　輸送に係る事業者は、市内において核燃料物質等の運搬中の事故が発生した場合は、速やかに県に通報します。

なお、市は、県からの通知を受ける等、事故情報の収集に努め、情報の共有化を図ります。

(ｲ)　当該事故に伴い次に掲げる特定事象に該当する場合には、原子力災害対策特別措置法第 10 条第１項前段の規定に基づき、市は、原子力事業者の原子力防災管理者から、直ちに文書で通知を受けます。

なお、特定事象に該当する事故が市外で発生した場合には、県からの通知を受けます。

〈特定事象〉

・火災、爆発その他これに類する事象が発生した際に、運搬容器から１メートル離れた場所において、１時間当たり 100 マイクロシーベルト以上の放射線量が検出された場合又はその可能性が高い状態にある場合

・火災、爆発その他これに類する事象が発生した場合に、運搬容器から放射性物質が漏えいした場合又は漏えいの可能性が高い状態にある場合

イ　災害発生時の情報伝達系統図

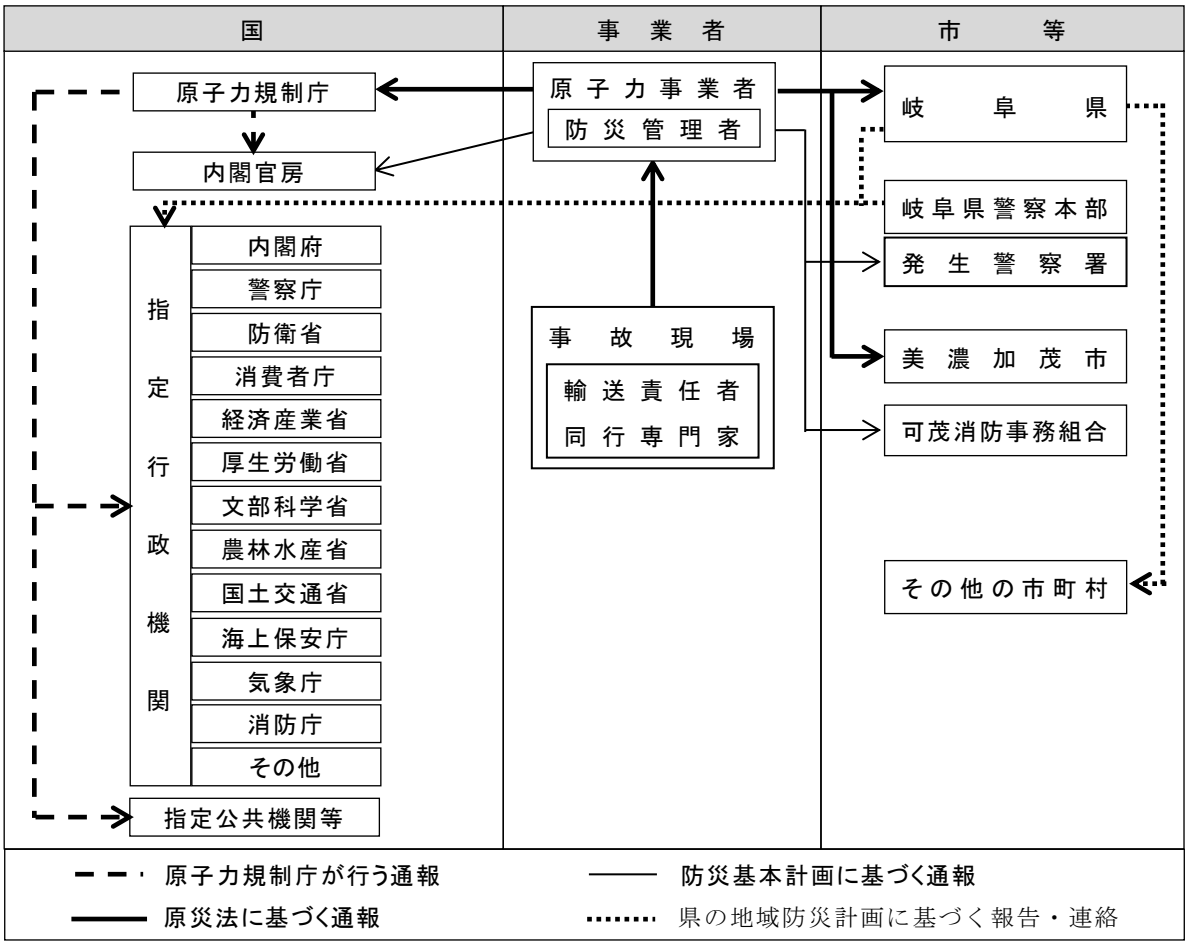

(2)　県外原子力災害の情報伝達

ア　災害情報の収集、連絡

市は、近県の原子力事業所において異常な事象が発生したとの情報を得た場合は、岐阜県にその状況を確認し、情報の共有化を図ります。

なお、近県の原子力事業所において異常な事象が発生した場合は、岐阜県との交換文書「原子力発電に係る安全確保及び異常時の通報並びに平常時の情報交換について」に基づき、当該原子力事業所が、速やかに異常な事象が発生した旨を県に通報します。

このうち、県境から30ｋｍ内に位置する日本原子力発電敦賀発電所、関西電力(株)美浜発電所、日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ、ふげんについては、原子力災害対策特別措置法10条に規定する事象が発生した場合は、同法の規定に基づき、速やかに当該事象が発生した旨を、県に通報します。

イ　原子力災害対策特別措置法に基づく情報伝達系統図(敦賀、美浜、もんじゅ、ふげん)

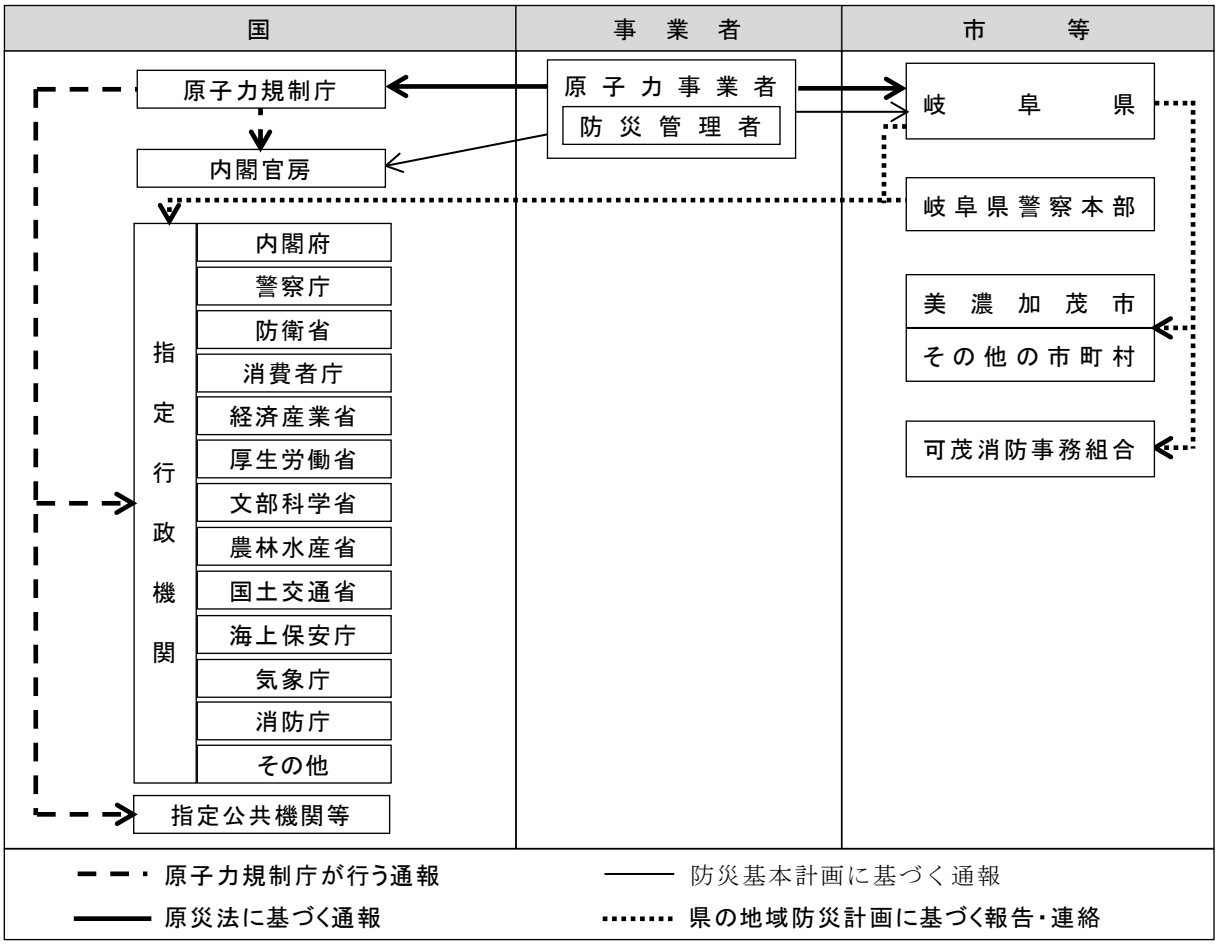

ウ　県と事業者との交換文書に基づく情報伝達系統図(大飯、高浜、志賀、浜岡)

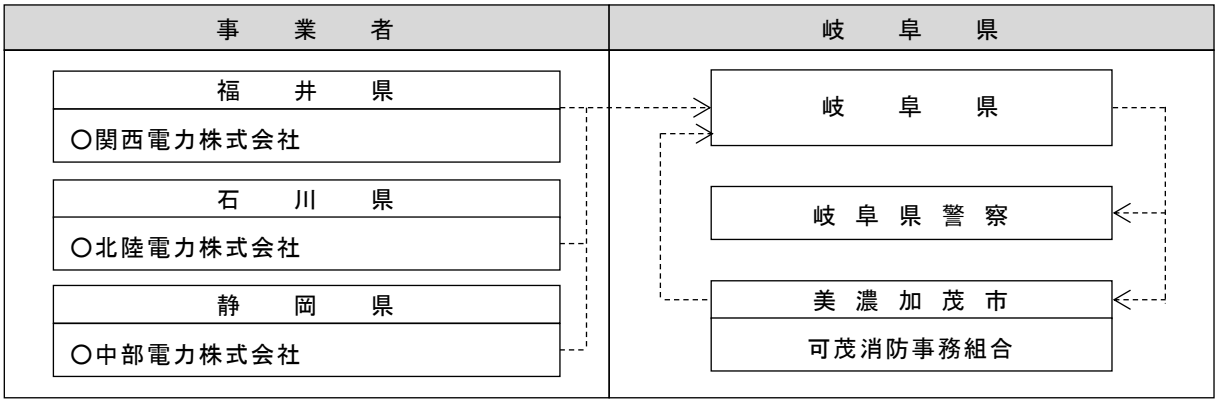

3 緊急事態応急対策

【市の実施主体】 上下水道課 防災安全課

(1)　核燃料物質等の運搬中の事故における災害応急対策活動

ア　国の措置

安全規制担当省庁は、核燃料物質等の運搬中に事故による特定事象(原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項前段の規定により通報を行うべき事象)が発生した場合には、関係省庁事故対策連絡会議の開催、専門家の現場派遣を行うとともに、必要に応じて自衛隊の協力要請を行います。

イ　市は県と協力して事故の状況把握に努めるとともに、国の指示、または独自の判断により、関係機関と連携して、事故現場周辺の住民避難の指示等、必要な措置を講じます。

ウ　緊急時モニタリング等の実施

原子力事業者等は、直ちに携行した防災資機材を用いて立入制限区域の設定、汚染等の拡大防止対策、モニタリング等の危険時の措置等を迅速かつ的確に行うとともに必要な要員を現場に派遣します。市は、状況により、県が実施するモニタリングに協力するとともに、必要により、簡易放射線測定器でモニタリングを行います。

エ　消防活動等

事故の通報を受けた場合に可茂消防事務組合は、直ちにその旨を県に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、消火、救助、救急等必要な措置を行います。

オ　人命救助等

事故の通報を受けた市は、加茂警察署と連携し、事故の把握に努めるとともに、状況に応じて、輸送に係る事業者等と協力して、人命救助、避難誘導等必要な措置を講じます。

カ　輸送に係る事業者等により、直ちに携行した防災資機材を用いて立入制限区域の設定、汚染・漏えいの拡大防止対策、遮へい対策、モニタリング、消火・延焼の防止、救出、避難等の措置が行われます。

(2)　県外原子力災害の発生に伴う応急活動

ア　災害情報等の提供と相談活動の実施

災害情報等の提供は、第３編第１章第３項第１節「情報の収集・伝達・広報」に定めるところにより行います。

なお、原子力災害においては、専門的な用語を用いた情報が多くあることから、広報等による情報提供に当たっては、分かりやすい表現を用いるよう努めます。市は、災害発生直後から寄せられる原子力災害等に関する多様な照会や相談に対応するため、相談窓口を設置し、効果的な情報提供、相談業務等を行います。

イ　県外原子力災害の発生に伴う応急活動は、「前記(1)核燃料物質等の運搬中の事故における災害応急対策活動」に準じて、必要な応急活動を行います。

ウ　飲料水、飲食物の摂取制限等

緊急モニタリングの結果、飲料水の汚染度が飲食物摂取制限に関する指標(原子力安全委員会)を超え、又はそのおそれがあると認められるとき、市は、国の指導等に基づき、飲料水及び飲食物の摂取制限、農林水産物の作付け及び出荷制限必要な措置を行います。市は、飲料水等の摂取制限を実施したとき、各家庭における備蓄飲料水等では不足すると認められる場合は、第３編第１章第３項第 10 節第２「飲料水の供給」に定めるところにより、応急措置を行います。

4 災害廃棄物の処理

【市の実施主体】 環境課 防災安全課

放射性物質により汚染された廃棄物は、国の定めるガイドラインに従って処理します。

第２節　原子力災害の長期的対策

１　環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

【市の実施主体】 環境課

市は、原子力緊急事態解除宣言が発令された後においても、継続的に環境放射線モニタリングを行うとともに、県等からモニタリング結果の情報を収集し、その結果を速やかに公表します。

２　各種制限措置の解除

【市の実施主体】 防災安全課

(1)　県による各種制限措置解除の指示

県は、原子力緊急事態解除宣言、環境放射線モニタリング調査結果、国が派遣する専門家、原子力規制委員会、緊急事態応急対策委員、県が派遣を要請した専門家等の判断等を踏まえ、原子力災害等応急対策として行われた各種制限措置の解除を市及び関係機関に指示します。

(2)　市の各種制限措置の解除

市は、県から各種制限措置の解除の指示があったときは、市が参集を要請した専門家等の意見を聞き、解除することが適切と市長が判断した場合は、原子力災害等応急対策として行われた各種制限措置を解除します。

３　風評被害等の影響の軽減

【市の実施主体】 商工観光課　農林課　防災安全課

市は、県と協力して農林水産物、地場産業の商品等に係る放射能汚染検査を継続的に行うとともに、報道機関の協力を得ながら的確かつ分かりやすい情報提供を行うことにより、対象原子力災害等による風評被害等の未然防止又は影響の軽減を図ります。万一、風評被害が発生した場合は、農林水産物、地場産業の商品等の適正な流通の促進及び観光振興のために広報活動を強化するとともに、農林水産業対策、観光対策等の施策に十分配慮します。

４　心身の健康相談体制の整備

【市の実施主体】 健康課

市は、国及び県とともに原子力災害に係る市民等に対する心身の健康に関する相談に応じるため、一般の健康診断窓口において相談に応じるほか、必要に応じ災害応急対策として設置した総合相談窓口を継続する等必要な相談体制を維持します。

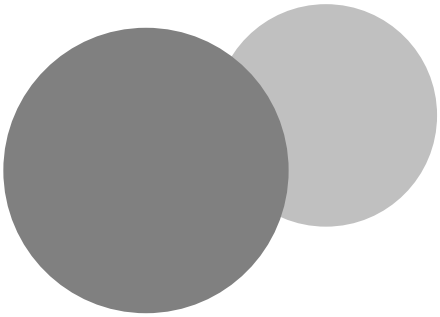

第 ４ 編　災害復旧対策

第１節　災害義援金品の募集配分

被災者に対して寄託される救援金品を確実、迅速に被災者に配分するため、受入、集積、配分等必要な措置を行います。

１ 募集配分機関

【市の実施主体】 福祉課

地域における義援金品の募集及び配分は、福祉課が中心になり、次の機関と共同して行います。

美濃加茂市社会福祉協議会
日本赤十字社美濃加茂市地区(義援金のみ)
共同募金会美濃加茂支部
民生委員・児童委員協議会
その他の各種団体

２ 義援金品募集配分委員会

【市の実施主体】 福祉課

義援金品を募集し、配分しようとするときは、福祉課は募集配分に参加する機関の代表者を集め「義援金品募集配分委員会」を開催し、次の事項を決定します。

(1)　募集に関する事項
ア　参加団体
イ　募集対象(一般世帯募集、学校募集等)
ウ　募集の種別(金銭募集、物品募集の別)
エ　集積場所、輸送の方法、期間等
オ　その他必要な事項

(2)　配分に関する事項
ア　配分基本方針
イ　配分、輸送の時期、方法
ウ　条件付金品等の配分
エ　その他必要な事項

３ 受入

【市の実施主体】 福祉課

福祉課は、災害発生後、速やかに受入窓口を開設し、義援金品の受入れを行います。

４ 集積

【市の実施主体】 福祉課

募集又は任意拠出される義援金品の集積は、次の方法により行います。

(1)　各家庭から募集したときは、自治会あるいは民生委員・児童委員等の組織で、各家庭を訪問して集積し、あるいは集積場所を指定して各家庭から持参してもらう等の方法によって集積します。

(2)　小・中学校や職場等において集積されたものは、それぞれの機関から一括して引き継ぎを受けます。

(3)　個人等で募集配分機関に申し出のあったものについては、それぞれ申し出を受けた機関で受付け、その都度又は一定期間をまとめてそれぞれ単位機関別に指定した場所に集積します。

5 配分の基準

【市の実施主体】 福祉課

(1)　義援金品募集配分委員会は、災害義援金品の配分を決定するに当たり、概ね次の基準によって行いますが、特定物品及び配分先指定金品については、それぞれの目的に沿って効率的な配分を個々について検討して行います。

ア　一般家庭用物資

全失世帯	1
半失世帯	1／2
床上浸水世帯	1／3

イ　無指定金銭

死者(行方不明で死亡と認められる者を含む。)	1
重傷者	1／2
全失世帯	1
半失世帯	1／2
床上浸水世帯	1／3

(注)1　床上浸水 10 日以上の世帯にあっては、物資、金銭とも半失世帯の基準によります。

2　必要に応じ、金銭で物資を購入して配分します。

(2)　災害義援物資を被災者に配分する場合、前記(1)のアに定める基準を参考にして行いますが、民生委員・児童委員その他関係者の意見を聞き、実情に応じて配分します。

(3)　災害義援金の配分に当たっては、義援金品募集配分委員会の定める方法により、福祉課が行います。

6 その他

【市の実施主体】 福祉課

引継ぎ、義援金品の管理、費用等関連対策は、県計画第 3 章第 32 節「災害義援金品の募集配分」の定めるところにより行います。

第 2 節　公共施設災害復旧事業

公共施設等の復旧は、社会、経済活動の早期回復や被災者の生活支援のため、実情に即した迅速な復旧を基本とし、早期の機能回復を図ります。

1 災害復旧事業の種類

【市の実施主体】 全ての課

災害復旧事業の種類は、次のとおりです。

(1)　公共土木施設災害復旧事業
　ア 河川災害復旧事業
　イ 砂防設備災害復旧事業
　ウ 林地荒廃防止施設災害復旧事業
　エ 地すべり防止施設災害復旧事業
　オ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
　カ 道路災害復旧事業
　キ 下水道災害復旧事業
　ク 公園災害復旧事業
(2)　農林水産業施設災害復旧事業
(3)　災害関連農村生活環境施設復旧事業
(4)　都市災害復旧事業
(5)　水道施設災害復旧事業
(6)　住宅災害復旧事業
(7)　社会福祉施設災害復旧事業
(8)　公共医療施設、病院等災害復旧事業
(9)　学校教育施設災害復旧事業
(10) 社会教育施設災害復旧事業
(11) その他の災害復旧事業

2 災害復旧事業の方針

【市の実施主体】 全ての課

(1)　実施体制

市、県、指定地方行政機関、指定地方公共機関等は、災害復旧事業を早急に行うため、適正な人員の配備や応援及び派遣活動について、必要な体制を整えます。

(2)　災害復旧事業計画

市は、国又は県が費用の全部又は一部を負担し、若しくは補助するものについて、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成します。

(3)　緊急調査

施設の被害程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急調査を行います。

第３節　災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

市及び県は早期に被害情報を収集し、国に対し、災害復旧に伴う財政援助を申請します。

１　法律等による一部負担又は補助

【市の実施主体】 全ての課

(1)　法律

ア　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
イ　公立学校施設災害復旧費国庫負担法
ウ　公営住宅法
エ　土地区画整理法
オ　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
カ　廃棄物の処理及び清掃に関する法律
キ　予防接種法
ク　農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
ケ　天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法
コ　防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律

(2)　要綱等

ア　公立諸学校建物その他災害復旧費補助
イ　都市災害復旧事業国庫補助
ウ　上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱
エ　災害関連農村生活環境施設復旧事業実施要綱
オ　災害関連農村生活環境施設復旧事業実施要領

２　激甚災害に係る財政援助措置

【市の実施主体】 全ての課

(1)　公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

ア　公共土木施設災害復旧事業
イ　公共土木施設災害関連事業
ウ　公立学校施設災害復旧事業
エ　公営住宅等災害復旧事業
オ　生活保護施設災害復旧事業
カ　児童福祉施設災害復旧事業
キ　老人福祉施設災害復旧事業
ク　身体障がい者更生援護施設災害復旧事業
ケ　知的障がい者援護施設災害復旧事業
コ　婦人保護施設災害復旧事業
サ　感染症指定医療機関災害復旧事業
シ　感染症予防施設事業
ス　堆積土砂排除事業(公共的施設区域内、公共的施設区域外)
セ　湛水排除事業

(2)　農林水産業に関する特別の助成

ア　農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
イ　農林水産共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
ウ　開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
エ　天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
オ　森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
カ　土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
キ　共同利用小型漁船の建造費の補助
ク　森林災害復旧事業に対する補助
ケ　農地防災事業等補助金交付要綱

(3)　中小企業に関する特別の補助
ア　中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
イ　小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
ウ　事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

(4)　その他の特別の財政援助及び助成
ア　公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
イ　私立学校施設災害復旧事業に対する補助
ウ　市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
エ　水防資材費の補助の特例
オ　り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
カ　産業労働者住宅建設資金融通の特例
キ　公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
ク　雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第４節　被災者の生活確保

災害時には、家族との死別、財産等の喪失等極度の混乱状態が予想され、生活手段の早急な確保が必要となるため、市は、社会秩序の維持を図り、防災関係機関等と協力し、生活再建の支援のための緊急措置を行います。

１　生活相談

【市の実施主体】 福祉課

被災者のための相談所を設置し、苦情又は要望事項を聴取しその解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡します。

２　り災証明書の交付

【市の実施主体】 税務課　収税課

各種の支援措置が早期に行えるよう、被災者支援システムを活用し災害発生後早期に「り災証明」を交付します。ただし、災害時の混乱等によって証明書の交付ができないときは、「り災証明書(仮)」を作成交付し、後日速やかに「り災証明書」と取り替えます。

３　災害援護資金等

【市の実施主体】 福祉課

(1)　災害弔慰金及び災害障がい見舞金

災害弔慰金の支給等に関する条例の定めるところにより、災害により死亡した市民の遺族に災害弔慰金を、災害により精神又は身体に重度の障がいを受けた者に災害障がい見舞金を支給します。

(2)　災害資金・住宅資金等の貸付

災害により被害を受けた市民が生活を立て直すため、災害弔慰金の支給等に関する条例の定めるところにより、災害援護資金の貸付を行います。また、社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付制度による貸付をあっせんします。

４　被災者生活の再建支援

【市の実施主体】 福祉課

(1)　被災者の生活再建支援に際し、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に理解を得るよう努めます。

(2)　自然災害により、全壊、半壊又は床上浸水の被害を受けた市民に対し、被災者生活再建支援法に基づく被災者生活住宅再建支援金又は美濃加茂市被災者生活住宅再建支援金等交付要綱に基づく見舞金を交付します。

５　市税等の徴収猶予、減免

【市の実施主体】 税務課　収税課　収税課　国保年金課　高齢福祉課　こども未来課　子育て支援課　上下水道課

被災者の納付すべき市税等について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請及び請求等の書類の提出、納付又は納入に関する期限の延長並びに市税等（延滞金を含む。）の徴収猶予及び減免措置を災害の状況に応じて行います。

6 生活保護制度による援助

【市の実施主体】 福祉課

生活に困窮する世帯に対しては、民生委員・児童委員と連絡を密にし、その生活支援を推進します。

7 住宅の応急修理及び障害物除去

【市の実施主体】 土木課　都市計画課

(1)　住宅の応急修理

自己の資力では住宅の修理が困難な者に対し、災害救助法に基づき、当該住宅の応急修理を行います。

(2)　住宅の障害物除去

自己の資力では住宅周辺及び周辺の土石、竹木等の障害物の除去が困難な者に対し、災害救助法に基づき、障害物の除去を行います。

8 災害公営住宅の建設及び入居

【市の実施主体】 都市計画課　施設経営課

(1)　入居対象者

災害により住宅を滅失した被災者とします。

(2)　実施機関

災害公営住宅は、施設経営課が建設することとしますが、被災状況によって、国、県、都市再生機構、公社等に協力を要請します。

(3)　建設の方法

災害公営住宅の建設は、大規模災害が発生し、住宅の被害が公営住宅法第 8 条第 1 項各号に定める程度以上に達した場合、国庫から補助を受けて行います。

(4)　建設要件(公営住宅法第 8 条第 1 項)

ア　災害(火災を除く)により住宅が滅失した場合で、その滅失戸数が被災地全域で 500 戸以上又は市内で 200 戸以上、若しくはその市内の住宅戸数の 1 割以上であるとき。

イ　火災により住宅が滅失した場合で、滅失戸数が被災地全域で 200 戸以上又は市内の住宅戸数の 1 割以上であるとき。

(5)　入居者資格(災害発生後 3 年間)

美濃加茂市営住宅の設置及び管理に関する条例第 7 条第 2 項及び第 3 項の規定によります。

(6)　建設基準

美濃加茂市営住宅等整備基準条例の規定によります。

第５節　産業の復旧支援

市、県及び防災関係機関は、被災し災害復旧のために資金を必要としている中小企業及び農林漁業者等に対し、被害の規模に応じて必要な支援を行います。

１ 被災中小企業への融資等の支援

【市の実施主体】 商工観光課

市、県及び防災関係機関は、災害復旧貸付等により、運転資金、設備復旧資金の低利融資等を行い、被災中小企業の自立を支援するため、次の各種対策を行います。

(1)　日本政策金融公庫、商工組合中央金庫等の貸付条件の緩和措置
(2)　再建資金の借入れによる債務の保証に係る中小企業信用保険について別枠の担保限度の設定、てん保率の引上げ及び保険率の引き下げ
(3)　災害を受ける以前に貸付を受けた者についての償還期間の延長等の措置
(4)　事業協同組合等の共同施設の災害復旧事業に要する費用についての補助
(5)　貸付事務等の簡易迅速化
(6)　被災関係手形の期間経過後の交換持出し、不渡処分の猶予等の特別措置
(7)　租税の徴収猶予及び減免
(8)　労働保険料等の納付の猶予等の措置
(9)　その他各種資金の貸付け等必要な措置

２ 農林漁業者関係者への融資

【市の実施主体】 農林課

市、県及び防災関係機関は、農林水産業施設等の災害復旧資金及び被災農林漁業者の経営維持安定に必要な次の資金について、株式会社日本政策金融公庫から円滑な貸付けの融通、必要枠の確保、早期貸付け等に適切な措置又は指導を行います。

(1)　天災融資法による資金
(2)　農業災害緊急支援資金
(3)　農業災害緊急支援特別資金
(4)　農林漁業セーフティネット資金
(5)　農業経営基盤強化資金
(6)　農業基盤整備資金
(7)　農林漁業施設資金
(8)　林業経営安定資金
(9)　林業基盤整備資金